

第一次	第一編 総則（第一条）	
	第一章	裁判所の管轄（第二条—第十九条）
	第二章	裁判所職員の除斥及び忌避（第二十一条—第二十六条）
第三次	第三章 訴訟能力（第二十七条—第二十九条）	
	第四章	弁護及び補佐（第三十条—第四十二条）
	第五章	裁判（第四十三条—第四十六条）
第六次	第六章 書類及び送達（第四十七条—第五十四条）	
	第七章	期間（第五十五条・第五十六条）
	第八章	被告人の召喚・勾引及び勾留（第五十七条—第九十八条の二十四）
第七次	第九章 押収及び捜索（第九十九条—第一百一十七条）	
	第十章	検証（第二百二十八条—第二百四十二条）
第八次	第十一章 証人尋問（第二百四十三条—第二百六十四条）	
	第十二章	鑑定（第二百六十五条—第二百七十四条）
第九次	第十三章 通訳及び翻訳（第二百七十五条—第二百七十八条）	
	第十四章	証拠保全（第二百七十九条・第二百八十条）
第十次	第十五章 訴訟費用（第二百八十二条—第二百八十八条）	
	第十六章	費用の補償（第二百八十八条の二—第二百八十九条の七）
第十一次	第二編 第一審	
	第一章	捜査（第二百八十九条—第二百四十六条）
第十二次	第二章 公訴（第二百四十七条—第二百七十七条）	
	第二節	争点及び証拠の整理手続
第十三次	第三章 公判	
	第一節	公判準備及び公判手続（第二百七十七条—第三百十六条）
第十四次	第一目 通則（第三百十六条の二—第三百十六条の十二）	

第二款 期日間整理手続（第三百六条の二十九—第三百三十六条の二十八）

第三款 公判手続の特例（第三百六条の二十九—第三百三十六条の三十—第三百三十六条の三十一）

第三節 被害者参加（第三百三十六条の三十—第三百三十六条の三十九）

第四節 証拠（第三百三十七条—第三百二十八条）

第五節 公判の裁判（第三百二十九条—第三百五十条）

第四章 証拠収集等への協力及び訴追に関する合意

第一節 合意及び協議の手続（第三百五十二条の二—第三百五十条の六）

第二節 公判手続の特例（第三百五十条の七—第三百五十条の九）

第三節 合意の終了（第三百五十条の十—第三百五十条の十二）

第四節 合意の履行の確保（第三百五十条の十三—第三百五十条の十五）

第五章 即決裁判手続

第一節 即決裁判手続の申立て（第三百五十条の十六・第三百五十条の十七）

第二節 公判準備及び公判手続の特例（第三百五十条の十八—第三百五十条の二十六）

第三節 証拠の特例（第三百五十条の二十七）

第四節 公判の裁判の特例（第三百五十条の二十八・第三百五十条の二十九）

第三編 上訴

第一章 通則（第三百五十一条—第三百七十七条）

第二章 控訴（第三百七十二条—第四百四一条）

第三章 上告（第四百五十五条—第四百八十八条）

<b>第四編</b> <b>第五編</b> <b>第六編</b> <b>第七編</b> <b>附則</b>	<b>抗告</b> （第四百十九条——第四百三十四 <b>再審</b> （第四百三十五条——第四百五十三 <b>非常上告</b> （第四百五十四条——第四百六 <b>略式手続</b> （第四百六十二条——第四百六 <b>裁判の執行</b> <b>裁判の執行の手続</b> （第四百七十二条——   第五百六条） <b>裁判の執行に関する調査</b> （第五百七 <b>正且つ迅速に適用実現することを目的とする。</b> <b>第一章</b> <b>裁判所の管轄</b> <b>第一編</b> <b>総則</b> <b>第二条</b> <b>第一条</b> <b>この法律は、刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする。</b> <b>第二条</b> <b>裁判所の土地管轄は、犯罪地又は被告人の住所、居所若しくは現在地による。</b> <b>第三条</b> <b>国外に在る日本船舶内で犯した罪については、前項に規定する地の外、その船舶の船籍の所在地又は犯罪後その船舶の寄泊した地によること。</b> <b>第四条</b> <b>国外に在る日本航空機内で犯した罪については、第一項に規定する地の外、犯罪後その航空機の着陸（着水を含む。）した地による。</b> <b>第五条</b> <b>高等裁判所の特別権限に属する事件と他の事件とが関連するときは、高等裁判所は、併せてこれを管轄することができる。</b> <b>第四条</b> <b>事物管轄を異にする数個の関連事件が上級の裁判所に属する場合において、併せて審判することを必要としないものがあるときは、上級の裁判所は、決定で管轄権を有する下級の裁判所にこれを移送することができる。</b> <b>第五条</b> <b>数個の関連事件が各別に上級の裁判所及び下級の裁判所に属する場合において、事物管轄にかかわらず、上級の裁判所は、決定で下級の裁判所の管轄に属する事件を併せて審判することができる。</b>
---	---

**第六条** 土地管轄を異にする数個の事件が関連するときは、一個の事件につき管轄権を有する裁判所は、併せて他の事件を管轄することができる。但し、他の法律の規定により特定の裁判所の管轄に属する事件は、これを管轄することができない。

**第七条** 土地管轄を異にする数個の関連事件が同一裁判所に係属する場合において、併せて審判することを必要としないものがあるときは、その裁判所は、決定で管轄権を有する他の裁判所にこれを移送することができる。

**第八条** 数個の関連事件が各別に事物管轄を同じくする数個の裁判所に係属するときは、各裁判所は、検察官又は被告人の請求により、決定でこれを一の裁判所に併合することができる。

**第九条** 前項の場合において各裁判所の決定が一致しないときは、各裁判所に共通する直近上級の裁判所は、検察官又は被告人の請求により、決定で事件を一の裁判所に併合することができる。

第一項の場合は、左の場合に関連するものとする。

- 一 一人が数罪を犯したとき。
- 二 数人が共に同一又は別個の罪を犯したとき。
  - 三 数人が通謀して各別に罪を犯したとき。

犯人蔵匿の罪、証憑滅滅の罪、偽証の罪、虚偽の鑑定通訳の罪及び贋物に関する罪とその本犯の罪とは、共に犯したものとみなす。

**第十条** 同一事件が事物管轄を異にする数個の裁判所に係属するときは、上級の裁判所が、これを審判する。

上級の裁判所は、検察官又は被告人の請求により、決定で管轄権を有する下級の裁判所にその事件を審判させることができる。

**第十二条** 同一事件が事物管轄を同じくする数個の裁判所に係属するときは、最初に公訴を受けた裁判所が、これを審判する。

各裁判所に共通する直近上級の裁判所は、検察官又は被告人の請求により、決定で後に公訴を受けた裁判所にその事件を審判させることができるもの。

前項の規定は、受命裁判官にこれを準用する。

**第十三条** 訴訟手続は、管轄違の理由によつては、その効力を失わない。

**第十四条** 裁判所は、管轄権を有しないときでも、急速を要する場合には、事実発見のため必要な処分をすることができる。

前項の規定は、受命裁判官にこれを準用する。

**第十五条** 檢察官は、左の場合には、関係のある第一審裁判所に共通する直近上級の裁判所に管轄指定の請求をしなければならない。

一 裁判所の管轄区域が明らかでないため管轄裁判所が定まらないとき。

二 管轄違を言い渡した裁判が確定した事件について他に管轄裁判所がないとき。

三 法律による管轄裁判所がないとき、又はこれを知ることができないときは、検事総長は、最高裁判所に管轄指定の請求をしなければならない。

四 裁判官が事件について証人又は鑑定人となつたとき。

五 裁判官が事件について被告人の代理人、弁護人又は補佐人となつたとき。

六 裁判官が事件について検察官又は司法警察員の職務を行つたとき。

七 裁判官が事件について第二百六十六条第二号の決定、略式命令、前審の裁判第三百九十八条乃至第四百条、第四百十二条若しくは第四百十三条の規定により差し戻し、若しくは移送された場合における原判決又はこれらの裁判の基礎となつた取調べに関与したとき。

八 受託裁判官として関与した場合は、この限りでない。

**第十六条** 檢察官は、左の場合には、直近上級の裁判所に管轄移転の請求をしなければならない。

一 管轄裁判所が法律上の理由又は特別の事情により裁判権を行なうことができないとき。

二 地方の民心、訴訟の状況その他の事情により裁判の公平を維持することができない虞があるとき。

三 前項各号の場合には、被告人も管轄移転の請求をることができる。

**第十七条** 檢察官は、左の場合には、直近上級の裁判所に管轄移転の請求をしなければならない。

一 管轄裁判所が法律上の理由又は特別の事情により裁判権を行なうことができないとき。

二 地方の民心、訴訟の状況その他の事情により裁判の公平を維持することができない虞があるとき。

三 前項各号の場合には、被告人も管轄移転の請求をることができる。

**第十八条** 裁判所は、適当と認めるときは、検察官若しくは被告人の請求により又は職権で、決定を以て、その管轄に属する事件を事物管轄を同じくする他の管轄裁判所に移送することができる。

移送の決定は、被告事件につき証拠調を開始した後は、これをすることができない。移送の決定又は移送の請求を却下する決定に対する対しては、その決定により著しく利益を害される場合に限り、その事由を疎明して、即時抗告をすることができる。

**第二章** 裁判官の除斥及び忌避

**第二十条** 裁判官は、次に掲げる場合には、職務の執行から除斥される。

一 裁判官が被害者であるとき。

二 裁判官が被告人又は被害者の親族であるとき、又はあつたとき。

三 裁判官が被告人又は被害者の法定代理人、補助人又は補助監督人であるとき。

四 裁判官が事件について証人又は鑑定人となつたとき。

五 裁判官が事件について被告人の代理人、弁護人又は補佐人となつたとき。

六 裁判官が事件について検察官又は司法警察員の職務を行つたとき。

七 裁判官が事件について第二百六十六条第二号の決定、略式命令、前審の裁判第三百九十八条乃至第四百条、第四百十二条若しくは第四百十三条の規定により差し戻し、若しくは移送された場合における原判決又はこれらの裁判の基礎となつた取調べに関与したとき。

八 受託裁判官として関与した場合は、この限りでない。

前項の場合には、忌避された受命裁判官、地方裁判所の一人の裁判官又は家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官は、忌避の申立てを却下は簡易裁判所の裁判官は、忌避の申立てを却下は、即時抗告をすることができる。

**第二十五条** 忌避の申立てを却下する決定に対する裁判をすることができる。

**第二十六条** この章の規定は、第二十条第七号の規定を除いて、裁判所書記にこれを準用する。

決定は、裁判所書記所属の裁判所がこれをしないなければならない。但し、第二十四条第一項の場合には、裁判所書記の附属する受命裁判官が、忌避の申立てを却下する裁判をすることができる。

**第二十七条** 被告人又は被疑者が法人であるときは、その代表者が、訴訟行為についてこれを代表する。

数人が共同して法人を代表する場合にも、訴訟行為については、各自が、これを代表する。

**第二十八条** 刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十九条又は第四十一条の規定を適用しない罪に当たる事件について、被告人又は被疑者が意思能力を有しないときは、その法定代理人（二人以上あるときは、各自。以下同じ。）が、訴訟行為についてこれを代理する。

**第二十九条** 前二条の規定により被告人を代表し、又は代理する者がないときは、検察官の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

**第三十条** 被告人の一人の裁判官又は家庭裁判所の裁判官が忌避されたときはその裁判官所属の裁判所が、簡易裁判所の裁判官が忌避されたときはその裁判所が、合議体は管轄裁判所が、合議体で決定をしなければならない。

**第三十一条** 被告人に数人の弁護人があるときは、裁判所の規則で、主任弁護人を定めなければならない。

**第三十二条** 公訴の提起前にした弁護人の選任は、第一審においてもその効力を有する。

公訴の提起後における弁護人の選任は、審級ごとにこれをしなければならない。

**第三十三条** 被告人に数人の弁護人があるときは、裁判所の規則で、主任弁護人を定めなければならない。

**第三十四条** 前条の規定による主任弁護人の権限については、裁判所の規則の定めるところによる。

**第三十五条** 裁判所は、裁判所の規則の定めるところにより、被告人又は被疑者の弁護人の数を制限することができる。但し、被告人の弁護人については、特別の事情のあるとき限り。

**第三十六条** 被告人が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により、被告人のため弁護人を附選任した弁護人がある場合は、この限りでなければならない。但し、被告人以外の者が選任した弁護人がある場合は、この限りでなければならない。

**第三十七条** この法律により弁護人を要する場合を除いて、被告人が前条の請求をするには、資力申告書（その者に属する現金、預金その他政令で定めるこれらに準ずる資産の合計額（以下「資力」という。）及びその内訳を申告す

裁判所が忌避された裁判官の退去により決定をすることができないときは、直近上級の裁判所が、決定をしなければならない。

**第二十四条** 訴訟を遅延させる目的のみでされたことの明らかな忌避の申立ては、決定でこれを却下しなければならない。この場合には、前条第三項の規定を適用しない。第二十二条の規定に違反し、又は裁判所の規則で定める手続に違反してされた忌避の申立てを却下する場合も、同様である。

前項の場合には、忌避された受命裁判官、地方裁判所の一人の裁判官又は家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官は、忌避の申立てを却下は、即時抗告をすることができる。

**第二十五条** 忌避の申立てを却下する決定に対する裁判をすることができる。

**第二十六条** この章の規定は、第二十条第七号の規定を除いて、裁判所書記にこれを準用する。

決定は、裁判所書記所属の裁判所がこれをしないなければならない。但し、第二十四条第一項の場合には、裁判所書記の附属する受命裁判官が、忌避の申立てを却下する裁判をすることができる。

**第二十七条** 被告人又は被疑者が法人であるときは、その代表者が、訴訟行為についてこれを代表する。

数人が共同して法人を代表する場合にも、訴訟行為については、各自が、これを代表する。

**第二十八条** 刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十九条又は第四十一条の規定を適用しない罪に当たる事件について、被告人又は被疑者が意思能力を有しないときは、その法定代理人（二人以上あるときは、各自。以下同じ。）が、訴訟行為についてこれを代理する。

**第二十九条** 前二条の規定により被告人を代表し、又は代理する者がないときは、検察官の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

**第三十条** 被告人の一人の裁判官又は家庭裁判所の裁判官が忌避されたときはその裁判官所属の裁判所が、簡易裁判所の裁判官が忌避されたときはその裁判所が、合議体は管轄裁判所が、合議体で決定をしなければならない。

**第三十一条** 被告人に数人の弁護人があるときは、裁判所の規則で、主任弁護人を定めなければならない。

**第三十二条** 公訴の提起前にした弁護人の選任は、第一審においてもその効力を有する。

公訴の提起後における弁護人の選任は、審級ごとにこれをしなければならない。

**第三十三条** 被告人に数人の弁護人があるときは、裁判所の規則で、主任弁護人を定めなければならない。

**第三十四条** 前条の規定による主任弁護人の権限については、裁判所の規則の定めるところによる。

**第三十五条** 裁判所は、裁判所の規則の定めるところにより、被告人又は被疑者の弁護人の数を制限することができる。但し、被告人の弁護人については、特別の事情のあるとき限り。

**第三十六条** 被告人が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により、被告人のため弁護人を附選任した弁護人がある場合は、この限りでなければならない。但し、被告人以外の者が選任した弁護人がある場合は、この限りでなければならない。

**第三十七条** この法律により弁護人を要する場合を除いて、被告人が前条の請求をするには、資力申告書（その者に属する現金、預金その他政令で定めるこれらに準ずる資産の合計額（以下「資力」という。）及びその内訳を申告す

被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、独立して弁護人を選任することができる。

**第三十二条** 弁護人は、弁護士の中からこれを選任しなければならない。

**第三十三条** 弁護士会は、前項の申出を受けた場合は、速やかに所属する弁護士の中から弁護士となるとする者を紹介しなければならない。

弁護士会は、前項の弁護人となろうとする者がないときは、当該申出をした者に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。同項の規定により紹介した弁護士が被告人又は被疑者がした弁護人の選任の申込みを拒んだときも、同様とする。

弁護士会は、前項の申出を受けた場合は、速やかに所属する弁護士の中から弁護士となるとする者がないときは、当該申出をした者に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

弁護士会は、前項の弁護人となろうとする者がないときは、当該申出をした者に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。





二十四時間以内にその人違でないかどうかを取り調べなければならない。

被告人が人違でないときは、速やかに且つ直接これを指定された裁判所に送致しなければならない。この場合には、嘱託によつて勾引状を発した裁判官は、被告人が指定された裁判所に到着すべき期間を定めなければならない。

前項の場合には、第五十九条の期間は、被告人が指定された裁判所に到着した時からこれを起算する。

**第六十八条** 裁判所は、必要があるときは、指定の場所に被告人の出頭又は同行を命ずることができる。被告人が正当な理由がなくこれに応じる。この場合には、第五十九条の期間は、被告人をその場所に引致した時からこれを起算する。

**第六十九条** 裁判長は、急速を要する場合には、第五十七条乃至第六十二条、第六十五条、第六十六条及び前条に規定する処分をし、又は合議体の構成員にこれをさせることができる。

**第七十条** 勾引状又は勾留状は、検察官の指揮によつて、検察事務官又は司法警察職員がこれを執行する。但し、急速を要する場合には、裁判長、受命裁判官又は地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官は、その執行を指揮することができる。

刑事施設にいる被告人に対して發せられた勾留状は、検察官の指揮によつて、刑事施設職員がこれを執行する。

**第七十一条** 檢察事務官又は司法警察職員は、必要があるときは、管轄区域外で、勾引状若しくは勾留状を執行し、又はその地の検察事務官若しくは裁判長は、検事長にその執行を求めることができる。

**第七十二条** 被告人の現在地が判らないときは、裁判長は、検事長にその捜査及び勾引状又は勾留状の執行を嘱託することができる。

**第七十三条** 勾引状を執行するには、これを被告人に示した上、できる限り速やかに且つ直接、指定された裁判所その他の場所に引致しなければならない。第六十六条第四項の勾引状については、これを発した裁判官に引致しなければならない。

勾留状を執行するには、これを被告人に示した上、できる限り速やかに、かつ、直接、指定された刑事施設に引致しなければならない。

勾引状又は勾留状を所持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、前二項の規定にかかると、前項に規定す判所に對し公訴事実の要旨及び令状が發せられている旨を告げて、その執行をすることができる。但し、令状は、できる限り速やかにこれを示さなければならぬ。

**第七十四条** 勾引状又は勾留状の執行を受けた被告人を護送する場合において必要があるときは、仮に最寄りの刑事施設にこれを留置することができる。

**第七十五条** 勾引状の執行を受けた被告人を引致した場合において必要があるときは、これを刑事施設に留置することができる。

**第七十六条** 被告人を勾引したときは、直ちに被告人に対し、公訴事実の要旨及び弁護人を選任することがができる旨並びに貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨を告げなければならない。ただし、被告人が二人以上の弁護士又は二以上の弁護士法人若しくは弁護士会を指定して弁護士法人文又は弁護士会にその旨を通知しなければならない。被告人が二人以上の弁護士又は二以上の弁護士法人若しくは弁護士会を指定して前項の申出をしたときは、そのうちの一人の弁護士又は一の弁護士法人若しくは弁護士会にこれを通知すれば足りる。

前項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たつては、弁護士、弁護士法人（弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。以下同じ。）又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出を教示しなければならない。

第一項の告知及び前項の教示は、合議体の構成員又は裁判所書記官にこれをさせることができることである。ただし、裁判所書記官にこれをさせることは勾留状を執行し、又はその地の検察事務官若しくは司法警察職員にその執行を求めることができる。

**第七十七条** 被告人を勾留するには、被告人に対する勾引状を発した裁判官がこれをしなければならない。ただし、裁判所書記官にその告知及び教示をさせることができる。

第六十六条第四項の規定により勾引状を発した場合には、第一項の告知及び第二項の教示は、その勾引状を発した裁判官がこれをしなければならない。ただし、裁判所書記官にその告知及び教示をさせることができる。

第六十六条第一項に規定する者以外の者と、法令の範囲内で接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。勾引状により刑事施設に留置されている被告人も、同様である。

第八十一条 勾留されている被告人は、第三十九条第一項に規定する者と、法令の範囲内で接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。勾引状により刑事施設に留置されている被告人も、同様である。

第八十二条 勾留されている被告人は、裁判所に開廷することはできない。但し、被告人の出頭については、被告人が病気その他やむを得ない事由によつて出頭することができず且つ被告人に異議がないとき、弁護人の出頭については、被告人に異議がないときは、この限りでない。

前項の申出を受けた裁判所又は刑事施設の長若しくはその代理者は、直ちに被告人の指定した弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる。ただし、被告人に弁護人があるときは、公訴事実の要旨を告げれば足りる。

**第七十八条** 勾引又は勾留された被告人は、裁判所又は刑事施設の長若しくはその代理者に弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる。ただし、被告人に弁護人があるときは、この限りでない。

前項の申出を受けた裁判所又は刑事施設の長若しくはその代理者は、直ちに被告人の指定した弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる。ただし、被告人に弁護人があるときは、公訴事実の要旨を告げれば足りる。

**第七十九条** 被告人を勾留したときは、直ちに弁護人にその旨を通知しなければならない。被告人に弁護人がないときは、被告人の法定代理人に弁護人がないときは、被告人の法定代理人に弁護人若しくは兄弟姉妹のうち被告人の指定する者一人にその旨を通知しなければならない。

**第八十条** 勾留されている被告人は、第三十九条第一項に規定する者と、法令の範囲内で接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。勾引状により刑事施設に留置されている被告人も、同様である。

**第八十一条** 裁判所は、逃亡し又は罪証を隠滅する被告人若しくはその弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹の請求により、又は職権で、決定を以て勾留を取り消さなければならない。

**第八十二条** 勾留されている被告人又はその弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹は、保釈の請求をすることができる。

第八十二条第三項の規定は、前項の請求についてこれを準用する。

**第八十三条** 勾留されている被告人は、裁判所に開廷することはできない。但し、被告人の出頭については、被告人が病気その他やむを得ない事由によつて出頭することができず且つ被告人に異議がないとき、弁護人の出頭については、被告人に異議がないときは、この限りでない。

前項の規定により弁護人を選任するときは、その他の事由により自ら弁護人を選任することができるときは弁護人の選任を請求することができる。勾引状を告げなければならぬ。ただし、被告人に弁護人があるときは、この限りでない。

前項の規定により弁護人を選任するときは、その他の事由により自ら弁護人を選任することができるときは弁護人の選任を請求することができる。勾引状を告げなければならぬ。ただし、被告人に弁護人があるときは、この限りでない。





し、位置測定端末（人の身体に装着される電子計算機であつて、人工衛星から発射される信号その他これを補完する信号（第三項第一号において「人工衛星信号等」という。）を用いて行う当該電子計算機の位置及び当該位置に係る時刻の測定（以下「位置測定」という。）に用いられるものをいう。以下同じ。）をその身体に装着することを命ずることができる。

裁判所は、前項の規定による命令（以下「位置測定端末装着命令」という。）をするときは、当該飛行場又は港湾施設の周辺の区域その他の位置測定端末装着命令を受けた者が本邦から出国する際に立ち入ることとなる区域であつて、当該者が所在してはならない区域（以下「所在禁止区域」という。）を定めるものとする。

位置測定端末は、次に掲げる機能及び構造を有するものでなければならない。

- イ 位置測定端末が装着された者の身体から離れたこと。
- ロ 位置測定に關して行われる信号の送受信（以下「位置測定通信」という。）であつて位置測定端末に係るもののが途絶するおそれがある事由として裁判所の規則で定めるもの。
- ハ ロに掲げる事由がなくなつたこと。

（以下「位置測定通信用」という。）であつて位置測定端末を装着された者の本邦からの出国を防止し、又はその位置を把握するために位置測定設備において検知すべき事由として裁判所の規則で定めるもの。

二 前号に掲げる事由の発生が検知されたときは、直ちに、かつ、自動的に、位置測定端末を装着された者に当該事由の発生を知らせるとともに、次項の閲覧設備において当該事由の発生を確認するために必要な信号を同項の閲覧設備に送信する機能

位置測定においては、裁判所が端末位置情報（位置測定により得られた位置測定端末の位置及び当該位置に係る時刻に関する情報）を表示して閲覧すること及び第三項第三号又は前項第二号の信号を受信することにより次に掲げる事由の発生を確認することができる機能を有する電気通信設備（以下「閲覧設備」という。）を使用するものとする。

一 第三項第二号イに掲げる事由

二 前項第一号イに掲げる事由

三 第三項第二号ロ又は前項第一号ロに掲げる事由

四 第三項第二号ハ又は前項第一号ハに掲げる事由

五 第三項第二号ニ又は前項第一号ニに掲げる事由

三 前号に掲げる事由の発生が検知されたときは、直ちに、かつ、自動的に、位置測定端末を装着された者に当該事由の発生を知らせるとともに、第五項の閲覧設備において当該事由の発生を確認するために必要な信号を、直接に又は次項の位置測定設備を経由して、第五項の閲覧設備に送信する機能

四 人の身体に装着された場合において、その全部又は一部を損壊することなく当該人の身体から取り外すことを困難とする構造

五 前各号に掲げるもののほか、位置測定に関して必要な機能又は構造として裁判所の規則で定めるもの

六 電気通信設備であつて裁判所の規則で定める位置測定端末装着命令を有する電気通信設備である

もの（第一号及び第九十八条の十五第一項において「位置測定設備」という。）を使用するものとする。

#### 一 次に掲げる事由の発生を検知する機能

イ 位置測定端末が所在禁止区域内に所在する事由の発生を検知する機能

ロ 位置測定通信であつて位置測定設備に係るもののが途絶するおそれがある事由として受信する機能

二 次に掲げる事由の発生を検知する機能

イ 位置測定端末が装着された者の身体から離れたこと。

ロ 位置測定に關して行われる信号の送受信（以下「位置測定通信」という。）であつて位置測定端末を装着された者の本邦からの出国を防止し、又はその位置を把握するために位置測定設備において検知すべき事由として裁判所の規則で定めるもの。

二 前号に掲げる事由の発生が検知されたときは、直ちに、かつ、自動的に、位置測定端末を装着された者に当該事由の発生を知らせるとともに、次項の閲覧設備において当該事由の発生を確認するために必要な信号を同項の閲覧設備に送信する機能

位置測定においては、裁判所が端末位置情報（位置測定により得られた位置測定端末の位置及び当該位置に係る時刻に関する情報）を表示して閲覧すること及び第三項第三号又は前項第二号の信号を受信することにより次に掲げる事由の発生を確認することができる機能を有する電気通信設備（以下「閲覧設備」という。）を使用するものとする。

一 第三項第二号イに掲げる事由

二 前項第一号イに掲げる事由

三 第三項第二号ロ又は前項第一号ロに掲げる事由

四 第三項第二号ハ又は前項第一号ハに掲げる事由

五 第三項第二号ニ又は前項第一号ニに掲げる事由

三 前号に掲げる事由の発生が検知されたときは、直ちに、かつ、自動的に、位置測定端末を装着された者に当該事由の発生を知らせるとともに、第五項の閲覧設備において当該事由の発生を確認するために必要な信号を、直接に又は次項の位置測定設備を経由して、第五項の閲覧設備に送信する機能

四 人の身体に装着された場合において、その全部又は一部を損壊することなく当該人の身体から取り外すことを困難とする構造

五 前各号に掲げるもののほか、位置測定に関して必要な機能又は構造として裁判所の規則で定めるもの

六 電気通信設備であつて裁判所の規則で定める位置測定端末装着命令を有する電気通信設備である

一 所在禁止区域内に所在しないこと。

二 位置測定端末を自己の身体に装着し続けること。

三 次に掲げる行為をしないこと。

#### イ 自己の身体に装着された位置測定端末を損壊する行為

ハ 位置測定通信に障害を与える行為

二 前号に掲げる事由の発生が検知されたときは、直ちに、かつ、自動的に、位置測定端末を装着された者に当該事由の発生を知らせるとともに、次項の閲覧設備において当該事由の発生を確認するために必要な信号を同項の閲覧設備に送信する機能

位置測定においては、裁判所が端末位置情報（位置測定により得られた位置測定端末の位置及び当該位置に係る時刻に関する情報）を表示して閲覧すること及び第三項第三号又は前項第二号の信号を受信することにより次に掲げる事由の発生を確認することができる機能を有する電気通信設備（以下「閲覧設備」という。）を使用するものとする。

一 第三項第二号イに掲げる事由

二 前項第一号イに掲げる事由

三 第三項第二号ロ又は前項第一号ロに掲げる事由

四 第三項第二号ハ又は前項第一号ハに掲げる事由

五 第三項第二号ニ又は前項第一号ニに掲げる事由

三 前号に掲げる事由の発生が検知されたときは、直ちに、かつ、自動的に、位置測定端末を装着された者に当該事由の発生を知らせるとともに、第五項の閲覧設備において当該事由の発生を確認するために必要な信号を、直接に又は次項の位置測定設備を経由して、第五項の閲覧設備に送信する機能

四 人の身体に装着された場合において、その全部又は一部を損壊することなく当該人の身体から取り外すことを困難とする構造

五 前各号に掲げるもののほか、位置測定に関して必要な機能又は構造として裁判所の規則で定めるもの

六 電気通信設備であつて裁判所の規則で定める位置測定端末装着命令を有する電気通信設備である

一 当該所在禁止区域内に所在する必要がなくなつたと認めるときは、当該期間を短縮することができる。

二 第二項の規定は、前二項の規定による期間の場合において、第二項中「始期及び終期」とあるのは、「終期」と読み替えるものとする。

裁判所は、やむを得ない理由により必要があると認めるとときは、位置測定端末装着命令を受けた者に対し、期間を指定して、位置測定端末による位置測定端末装着命令を受けた者の位置の把握に支障を生じさせるおそれがある行為として裁判所の規則で定めるもの。

#### イ 自己の身体に装着された位置測定端末を損壊する行為

ハ 位置測定通信に障害を与える行為

二 前号に掲げる事由の発生が検知されたときは、直ちに、かつ、自動的に、位置測定端末を装着された者に当該事由の発生を知らせるとともに、次項の閲覧設備において当該事由の発生を確認するために必要な信号を同項の閲覧設備に送信する機能

位置測定においては、裁判所が端末位置情報（位置測定により得られた位置測定端末の位置及び当該位置に係る時刻に関する情報）を表示して閲覧すること及び第三項第三号又は前項第二号の信号を受信することにより次に掲げる事由の発生を確認することができる機能を有する電気通信設備（以下「閲覧設備」という。）を使用するものとする。

一 第三項第二号イに掲げる事由

二 前項第一号イに掲げる事由

三 第三項第二号ロ又は前項第一号ロに掲げる事由

四 第三項第二号ハ又は前項第一号ハに掲げる事由

五 第三項第二号ニ又は前項第一号ニに掲げる事由

三 前号に掲げる事由の発生が検知されたときは、直ちに、かつ、自動的に、位置測定端末を装着された者に当該事由の発生を知らせるとともに、第五項の閲覧設備において当該事由の発生を確認するために必要な信号を、直接に又は次項の位置測定設備を経由して、第五項の閲覧設備に送信する機能

四 人の身体に装着された場合において、その全部又は一部を損壊することなく当該人の身体から取り外すことを困難とする構造

五 前各号に掲げるもののほか、位置測定に関して必要な機能又は構造として裁判所の規則で定めるもの

六 電気通信設備であつて裁判所の規則で定める位置測定端末装着命令を有する電気通信設備である



三 正当な理由がなく、第九十八条の十四第一項第三号イからハまでのいずれかに掲げる行為をしたとき。位置測定端末装着命令を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、六ヶ月以下の拘禁刑に処する。

一 正当な理由がなく第九十八条の十四第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第九十八条の十四第二項の日時及び場所を指定され、正当な理由がなく、当該日時及び場所に出頭しないとき。

**第九章 押収及び捜索**

**第九十九条** 裁判所は、必要があるときは、証拠物又は没収すべき物と思料するものを差し押えることができる。但し、特別の定のある場合は、この限りでない。

**第九十九条** 裁判所は、必要があるときは、証拠物又は没収すべき物と思料するものを差し押えることができる。但し、特別の定のある場合は、この限りでない。

裁判所は、必要があるときは、所有者、所持者又は保管者にその物の提出を命ずることができる。

**第九十九条の二** 裁判所は、必要があるときは、記録命令付差押え（電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。以下同じ。）をすることができる。

**第一百条** 裁判所は、被告人から発し、又は被告人に対して発した郵便物、信書便物又は電信に関する書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものを差し押さえ、又は提出させることができる。

前項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信に関する書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものは、被告事件に関係があると認めるに足りる状況

況のあるものに限り、これを差し押え、又は提出させることができる。

前二項の規定による処分をしたときは、その位置測定端末装着命令を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、六ヶ月以下の拘禁刑に処する。

一 正当な理由がなく第九十八条の十四第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第九十八条の十四第二項の日時及び場所を指定され、正当な理由がなく、当該日時及び場所に出頭しないとき。

**第一百一条** 被告人その他の者が遺留した物又は所持者若しくは保管者が任意に提出した物は、これを領置することができる。

**第一百二条** 裁判所は、必要があるときは、被告人以外の者の身体、物又は住居その他の場所に就き、捜索をすることができる。

被告人から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がないければ、押収をすることはできない。但し、当該監督官庁は、國の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

**第一百三条** 公務員又は公務員であった者が保管し、又は所持する物について、本人又は当該公務員から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がないければ、押収することはできない。但し、当該監督官庁は、國の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

**第一百四条** 左に掲げる者が前条の申立をしたときは、第一号に掲げる者についてはその院、第二号に掲げる者については内閣の承諾がなければ、押収することはできない。

衆議院若しくは参議院の議員又はその職に在つた者は、内閣総理大臣その他の國務大臣又はその職に在つた者において、衆議院、参議院又は内閣は、國の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

**第一百五条** 医師、歯科医師、助産師、看護師、弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、弁理士、公証人、宗教の職に在る者又はこれらの職に在つた者は、業務上委託を受けたため、保管し、又は所持する物で他人の秘密に関するものについて押収を拒むことができる。但し、本人が承諾した場合、押収の拒絶が被告人のためのみに於ける権利の濫用と認められる場合（被告人が本人である場合を除く。）その他裁判所の規則で定める事由がある場合は、この限りでない。

**第一百六条** 公判廷外における差押え、記録命令付差押え又は捜索は、差押状、記録命令付差押状又は捜索状を發してこれをしなければならない。

一 差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写し、印刷し、

**第一百七条** 差押状、記録命令付差押状又は捜索状には、被告人の氏名、罪名、差し押さるべき記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき場所、身体若しくは物、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができる。但し、通知によつて審理が妨げられる虞がない。但し、通知によつて審理が妨げられる虞がない。

**第一百八条** 差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行をするべき場所、身体若しくは物、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができる。但し、通知によつて審理が妨げられる虞がない。但し、通知によつて審理が妨げられる虞がない。

**第一百九条** 檢察事務官又は裁判所書記官は、差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行について必要があるときは、司法警察職員に補助を求めることがある。

**第一百十条** 差押状、記録命令付差押状又は捜索状は、处分を受ける者にこれを示さなければならぬ。

**第一百十一条** 差し押さえるべき物が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、差押状又は捜索状の執行をする者は、処分を受ける者に対する他の必要な協力を求めることができる。公判廷で差押え又は捜索をする場合も、同様である。

**第一百十二条** 差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行中は、何人に対しても、許可を得ないでその場所に出入りすることを禁止することができます。

前項の禁止に従わない者は、これを退去させ、又は執行が終わるまでこれに看守者を付することができる。

**第一百十三条** 檢察官、被告人又は弁護人は、差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行に立ち会うことができる。ただし、身体の拘束を受けている被告人は、この限りでない。

差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行をする者は、あらかじめ、執行の日時及び場所を前項の規定により立ち会うことができる者に通知しなければならない。ただし、これらの者があらかじめ裁判所に立ち会わないと意思を明示した場合及び急速を要する場合は、この限りでない。

裁判所は、差押状又は捜索状の執行について必要があるときは、被告人をこれに立ち会わせることができる。

**第一百十四条** 公務所内で差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行をするときは、その長又はこれに代わるべき者に通知してその処分に立ち会わせなければならない。

前項の規定による場合を除いて、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内では差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行を

するときは、住居主若しくは看守者又はこれらの者に代わるべき者をこれに立ち会わせなければならない。これらの者を立ち会わせることができないときは、隣人又は地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

**第一百五条** 女子の身体について捜索状の執行をする場合には、成年の女子をこれに立ち会わせなければならぬ。但し、急速を要する場合は、この限りでない。

**第一百六条** 日出前、日没後には、令状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行のため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることはできない。

**第一百七条** 日没前に差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行をするについては、その処分を継続することができる。

**第一百八条** 次に掲げる場所で差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行をするについては、前条第一項に規定する制限によることを要しない。

一 賭博、富くじ又は風俗を害する行為に常用されるものと認められる場所

二 旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入りすることができる場所。ただし、公開した時間内に限る。

第三百八条 差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行を中止する場合において必要があるときは、執行が終わるまでその場所を開鎖し、又は看守者を置くことができる。

第三百九条 捜索をした場合において証拠物又は没収すべきものがないときは、捜索を受けた者の請求により、その旨の証明書を交付しなければならない。

**第一百十条** 押収をした場合には、その目録を作り、所有者、所持者若しくは保管者（第三百十一条の二の規定による処分を受けた者を含む。）又はこれらの人代わるべき者に、これを交付しなければならない。

**第一百十一条** 運搬又は保管に不便な押収物については、看守者を置き、又は所有者その他の者に、その承諾を得て、これを保管させることができる。

**第一百十二条** 前二項の処分は、裁判所が特別の指示をした場合を除いては、差押状の執行をした者も、これを廃棄することができる。

**第一百二十二条** 没収することができる押収物で滅失若しくは破損の虞があるもの又は保管に不便なものについては、これを売却してその代価を保管することができる。

**第一百二十三条** 押収物で留置の必要がないものは、被告事件の終結を待たないで、決定でこれを還付しなければならない。

**第一百二十四条** 押収物は、所有者、所持者、保管者又は差出人の請求により、決定で仮にこれを還付することができる。

**第一百二十五条** 押収物が第三百十条の二の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押された記録媒体で留置の必要がないものである場合において、差押えを受けた者と当該記録媒体の所有者、所持者又は保管者が異なるときは、被告事件の終結を待たないで、決定で、当該差押えを受けた者に対し、当該記録媒体を交付し、又は当該電磁的記録の複写を許さなければならぬ。

**第一百二十六条** 前三項の決定をするについては、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聽かなければならぬ。

**第一百二十七条** ものは、被害者に還付すべき理由が明らかなどに限り、被告事件の終結を待たないで、検察官及び被害人又は弁護人の意見を聽き、決定でこれを被害者に還付しなければならない。

**第一百二十八条** 前項の規定は、民事訴訟の手続に従い、利害関係人がその権利を主張することを妨げない。

**第一百二十九条** これは被害者に還付しなければならない。

**第一百三十条** 第百二十七条に規定する場所については、第一項に規定する制限によることを要しない。

**第一百三十二条** 日没前検証に着手したときは、日没後でもそのままの処分を継続することができる。

**第一百三十三条** 第百二十七条に規定する場所については、これを被害者に還付しなければならない。

**第一百三十四条** 前条の規定により召喚を受けた者が正当な理由がなく出頭しないときは、決定で、十万円以下の過料に処し、かつ、出頭しないために生じた費用の賠償を命ずることができるものとする。

**第一百三十五条** 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

**第一百三十六条** 受託裁判官は、受託事項について権限を有しないときは、受託の権限を有する他の地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に転属することができる。

**第一百三十七条** 受託裁判官又は受託裁判官がする押収又は搜索については、裁判所がする押収又は搜索に関する規定を準用する。但し、第三百三十二条の規定により召喚を受け正當な理由がなく出頭しない者は、十万円以下の罰金又は拘留に処する。

**第一百三十八条** 前項の罪を犯した者には、罰金がかかるときは、裁判所がこれをしなければならない。

**第一百三十九条** 前項の罪を犯した者には、罰金及び拘留を併科することができる。

**第一百四十一条** 前項の決定に対する抗告がでるときは、受託裁判官は、受託事項について権限を有する他の地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に転属することができる。

**第一百四十二条** 前項の規定により召喚を受けた者が正当な理由がなく出頭しないときは、決定で、十万円以下の過料に処し、かつ、出頭しないために生じた費用の賠償を命ずることができるものとする。

**第一百四十三条** 前項の規定による場合を除いては、何人でも証人としてこれを尋問することができる。

**第一百四十四条** 公務員又は公務員であつた者が知り得た事實について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てることができる。

**第一百三十五条** 第百三十二条の規定による召喚に応じない者は、更にこれを召喚し、又はこれを拘引することができる。

**第一百三十六条** 第百三十二条及び前条の規定による召喚について、第六十二条、第六十四条、第六十六条、第六十七条、第七十条、第七十一条及び第七十三条第一項の規定は、前条の規定による勾引についてこれを準用する。

**第一百三十七条** 被告人又は被告人以外の者が正当な理由がなく身体の検査を拒んだときは、決定で、十万円以下の過料に処し、かつ、その拒絶により生じた費用の賠償を命ずることができるものとする。

**第一百三十八条** 正当な理由がなく身体の検査を拒んだ者は、十万円以下の罰金又は拘留に処する。

**第一百三十九条** 裁判所は、身体の検査を拒む者を過料に処し、又はこれに刑を科しても、その効果がないと認めるときは、そのまま、身体の検査を行うことができる。

**第一百四十一条** 裁判所は、第三百三十七条の規定により過料を科し、又は前条の規定により身体の検査をするにあたつては、あらかじめ、検察官の意見を聞き、且つ、身体の検査を受ける者の異議の理由を知るため適当な努力をしなければならない。

**第一百四十二条** 第百十一条の二から第三百四十二条までの規定及び第三百二十五条の規定は、検証についてこれを準用する。

**第一百四十三条** 裁判所は、この法律に特別の定ある場合を除いては、何人でも証人としてこれを尋問することができる。

**第一百四十四条** 公務員又は公務員であつた者が知り得た事實について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てることができる。

てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ証人としてこれを尋問することはできない。但し、当該監督官庁は、国の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

**第一百五十二条** 証人として召喚を受け正當な理由がない出頭しない者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

二 第百四十六条の規定にかかるらず、自己が  
刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそ  
れりある正言を巨擘にござるべからず、此の  
九条の罪に当たる場合に当該行為に係るこわ  
らの罪に係る事件において用いるときを除  
き、証人の刑事案件において、これらを証人に  
に不利益な証拠とすることができないこと

状態、被告人との関係その他の事情により、証人が被告人の面前（次条第一項及び第二項に規定する方法による場合を含む。）において供述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、被告人とその証人との間で、一方から又は相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置を探ることができる。ただし、被告人から証人の状態を認識することはできないようにするための措置については、弁護人が出頭している場合に限り、探ることができる。

十五条の規定は、証人の召喚について、第六十一条、第六十二条、第六十三条、第六十四条、第六十五条、第六十六条、第六十七条、第七十条、第七十一条及び第七十三条第一項の規定は、証人の勾引についてこれを準用する。

**第一百五十三条の二** 勾引状の執行を受けた証人を

複数する場合又は一枚以上に複数の

裁判所は、前項の請求を受けたときは、その証人に尋問すべき事項に証人が刑事訴追を免け、又は有罪判決を受けるおそれのある事項が含まれないと明らかに認められる場合を除き、該証人尋問を同項各号に掲げる条件により行

裁判所は、証人を尋問する場合において、犯の性質、証人の年齢、心身の状態、名譽に対する影響その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、傍聴人とその証人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置を採ることができる。

を受け、又は有罪判決を受ける虞のある証言を拒むことができる。

一　自己の配偶者、三親等内の血族若しくは二親等内の姻族又は自己とこれらの親族関係があつた者

二　自己的後見人、後見監督人又は保佐人

三　自己を後見人、後見監督人又は保佐人とする者

ない者は、宣誓をさせないで、これを尋問しなければならない。

前項に掲げる者が宣誓をしたときでも、その供述は、証言としての効力を妨げられない。

**第一百五十六条** 証人には、その実験した事実により推測した事項を供述させることができる。

前項の供述は、鑑定に属するものでも、証言としての効力を妨げられない。

**第一百四十九条** 医師、歯科医師、助産師、看護師、弁護士、公証人、宗教の職に在る者又はこれらの職に在つた者は、業務上委託を受けたため知り得た事実で他人の秘密に関するものについては、証言を拒むことができる。但し、本人が承諾す  
人に対し前条の關係がある者でも、他の共犯又は共同被告人のみに閲する事項については、証言を拒むことはできない。

**第一百五十七条** 梅検官は、被告人又は弁護人は、人の尋問に立ち会うことができる。  
証人尋問の日時及び場所は、あらかじめ、前項の規定により尋問に立ち会うことができる者にこれを通知しなければならない。但し、これら者があらかじめ裁判所に立ち会わないと意図を明示したときは、この限りでない。  
第一項に規定する者は、証人の尋問に立ち会つたときは、裁判長に告げて、その証人を尋問することができる。

た場合、証言の拒絶が被告人のためのみにする  
権利の濫用と認められる場合（被告人が本人で  
ある場合を除く。）その他裁判所の規則で定め  
る事由がある場合は、この限りでない。

**第一百五十条** 召喚を受けた証人が正当な理由がな  
く出頭しないときは、決定で、十万円以下の過  
料に処し、かつ、出頭しないために生じた費用  
の賠償を命ずることができる。

前項の決定に対しては、即時抗告をすること  
ができる。

**第一百五十七条の二** 檢察官は、証人が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある事項についての尋問を予定している場合であつて、当該事項についての証言の重要性、関係する犯罪の輕重及び情狀その他の事情を考慮し、必要と認めるときは、あらかじめ、裁判所に対しがて該証人尋問を次に掲げる条件により行うことと請求することができる。

一 尋間に応じてした供述及びこれに基づいて得られた証拠は、証人が当該証人尋問において

を妨げ、又はその供述の内容に不当な影響を与えるおそれがないと認める者を、その証人の供述中、証人に付き添わせることができる。  
前項の規定により証人に付き添うこととされた者は、その証人の供述中、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは証人の供述を妨げ、又はその供述の内容に不当な影響を与えるよう言動をしてはならない。

二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を帮助する目的に係る部分に限る。若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る）の罪若しくは同法第二百四十四条第一項若しくは第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六十条第一項の罪若しくは同法第三十三条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪、児童買春、児童ボルノに係る行為等の

規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪の被害者

三、前二号に掲げる者のほか、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他的事情により、裁判官及び訴訟関係者が証人を尋問するためには在席する場所において供述するときは圧迫を受け精神の平穀を著しく害されるおそれがあると認められる者

裁判所は、証人を尋問する場合において、次に掲げる場合であつて、相当と認めるときは、同検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、同一構内以外にある場所であつて裁判所の規則で定めるものに証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、尋問することができる。

四、同一構内の出頭に伴う移動に際し、証人の身体若しくは財産に害を加え又は証人を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるとき。

三、同一構内への出頭後他の方法で証人の住居、勤務先その他その通常所在する場所が特定されることにより、証人若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるとおりであると認めるとき。

四、証人が遠隔地に居住し、その年齢、職業、健康状態その他の事情により、同一構内に出頭する方が著しく困難であると認めるとき。

前二項に規定する方法により証人尋問を行う場合(前項第四号の規定による場合を除く。)において同一の事実につき再び証人として供述を求められることがあると思料する場合であつて、証人の同意があるときは、検察官及び被告人は弁護人の意見を聴き、その証人の尋問

び供述並びにその状況を記録媒体(映像及び音声を同時に記録することができるものに限る)に記録することができる。

前項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体は、訴訟記録に添付して調書の一部とするものとする。

第一百五十八条 裁判所は、証人の重要性、年齢、職業、健康状態その他の事情と事案の輕重とを考慮した上、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、必要と認めるときは、裁判所外にこれを召喚し、又はその現在場所でこれを尋問することができる。

前項の場合には、裁判所は、あらかじめ、検察官、被告人及び弁護人に、尋問事項を知る機会を与えるなければならない。

検察官、被告人又は弁護人は、前項の尋問事項に附加して、必要な事項の尋問を請求することができる。

第一百五十九条 裁判所は、検察官、被告人又は弁護人が前条の証人尋問に立ち会わなかつたときは、立ち会わなかつた者に、証人の供述の内容を知る機会を与えるなければならない。

裁判所は、前項の請求を理由がないものと認めるときは、これを却下することができる。被告人又は弁護人は、更に必要な事項の尋問を請求することができる。

第一百六十条 証人が正当な理由がなく宣誓又は証言を拒んだときは、決定で、十万円以下の過料に処し、かつ、その拒絶により生じた費用の賠償を命ずることができる。

前項の決定に対しても、即時抗告をすることができる。

第一百六十二条 裁判所は、必要があるときは、決定で指定の場所に証人の同行を命ずることができる。証人が正当な理由がなく同行に応じないときは、これを勾引することができる。

第一百六十三条 裁判所は、必要があるときは、決定で指定の場所に証人の同行を命ずることができる。証人が正当な理由がなく同行に応じないときは、これを勾引することができる。

受託裁判官は、受託の権限を有する他の地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に嘱託裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。

受託裁判官は、受託の権限を有する他の地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に嘱託を移送することができる。但し、第一百五十条及び第一百六十条の規定は、裁判所もこれをすることができない。

第一百五十八条 第二百五十九条 裁判所は、証人の尋問時に鑑定について必要がある場合は、鑑定人には、鑑定の許可を受けて、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶に入り、身体を検査し、死体を解剖し、墳墓を発掘し、又は物を破壊することができる。

裁判所は、前項の許可をするには、被告人の氏名、罪名及び立ち入るべき場所、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物並びに鑑定人の氏名その他裁判所の規則で定める事項を記載した許可状を発してこれをしなければならない。

第一百五十九条 証人は、旅費、日当及び宿泊料の支給を受けた場合において、正当な理由がなく、出頭せず又は宣誓若しくは証言を拒んだときは、その支給を受けた費用を返納しなければならない。

第一百六十条 証人は、あらかじめ旅費、日当又は宿泊料の支給を受けた場合において、正当な理由がなく、出頭せず又は宣誓若しくは証言を拒んだときは、その支給を受けた費用を返納しなければならない。

第一百六十二条 裁判所は、学識経験のある者に鑑定を命ぜることができる。

第一百六十三条 裁判所は、鑑定人には、宣誓をさせなければならぬ。

第一百六十四条 裁判所は、前項の請求を理由がないものと認めるときは、これを却下することができる。被告人又は弁護人は、更に必要な事項の尋問を請求することができる。

第一百六十五条 裁判所は、前項の請求を理由がないものと認めるときは、これを却下することができる。被告人又は弁護人は、更に必要な事項の尋問を請求することができる。

第一百六十六条 裁判所は、前項の請求を理由がないものと認めるときは、これを却下することができる。被告人又は弁護人は、更に必要な事項の尋問を請求することができる。

第一百六十七条 被告人の心神又は身体に関する鑑定をさせるについて必要があるときは、裁判所は、期間を定め、病院その他の相当な場所に被告人を留置することができる。

前項の留置は、鑑定留置状を発してこれをしないければならない。

第一項の留置につき必要があるときは、裁判所は、被告人を収容すべき病院その他の場所の管理者の申出により、又は職権で、司法警察職員に被告人の看守を命ずることができる。

前項の留置は、鑑定留置状を発してこれをしないければならない。

第一項の留置につき必要があるときは、裁判所は、被告人を収容すべき病院その他の場所の管理者の申出により、又は職権で、司法警察職員に被告人の看守を命ずることができる。

裁判所は、必要があるときは、留置の期間を延長し又は短縮することができる。

勾留に関する規定は、この法律に特別の定ある場合を除いては、第一項の留置について裁判所は、必要があるときは、留置の期間を延長し又は短縮することができる。

前二項の規定は、勾留についてこれを準用する。

第一百六十八条 裁判所は、前項の規定は、勾引についてこれを準用する。

第一百六十九条 裁判所は、合議体の構成員に鑑定について必要な処分を受けることができる。ただし、第一百六十七条第一項に規定する処分については、この限りでない。

第一百七十条 檢察官及び弁護人は、鑑定に立ち会うことができる。この場合には、第百五十七条第二項の規定を準用する。

第一百七一条 前章の規定は、勾引についてこれを準用する。

第一百七十二条 身体の検査を受ける者が、鑑定人の第百六十八条第一項の規定によつてする身体の検査を拒んだ場合には、鑑定人は、裁判官にその者の身体の検査を請求することができる。

前項の請求を受けた裁判官は、第十章の規定に準じ身体の検査をすることができる。

第一百七十三条 鑑定人は、旅費、日当及び宿泊料の外、鑑定料を請求し、及び鑑定に必要な費用の支払又は償還を受けることができる。

鑑定人は、あらかじめ鑑定に必要な費用の支払を受けた場合において、正当な理由がなく、出頭せず又は宣誓若しくは鑑定を拒んだときは、その支払を受けた費用を返納しなければならない。



検察官は、自ら犯罪を捜査する場合において必要があるときは、司法警察職員を指揮して捜査の補助をさせることができる。

**第一百九十四条** 検事総長、検事長又は検事正は、司法警察職員が正当な理由がなく検察官の指示又は指揮に従わない場合において必要と認めるときは、警察官たる司法警察職員については、

国家公安委員会又は都道府県公安委員会に、警察官たる者以外の司法警察職員については、その者を懲戒し又は罷免する権限を有する者に、

それぞれ懲戒又は罷免の訴追をすることができる。

国家公安委員会、都道府県公安委員会又は警察官たる者以外の司法警察職員を懲戒し若しくは罷免する権限を有する者は、前項の訴追が理由のあるものと認めるときは、別に法律の定めにより、訴追を受けた者を懲戒し又は罷免しなければならない。

**第一百九十五条** 検察官及び検察事務官は、捜査のため必要があるときは、管轄区域外で職務を行うところにより、訴追を受けた者を懲戒し又は罷免しなければならない。

**第一百九十六条** 検察官、検察事務官及び司法警察職員並びに弁護人その他の職務上捜査に関係のある者は、被疑者その他の者の名譽を害しないよう注意し、且つ、捜査の妨げとならないように注意しなければならない。

**第一百九十七条** 捜査については、その目的を達するため必要な取調べをることができる。但し、強制の処分は、この法律に特別の定のある場合でなければ、これをすることができる。

検察官、検察事務官又は司法警察職員は、差押捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができ

る。検察官、検察事務官又は司法警察職員は、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、電気通信を行うための設備を他人の通信に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間を定めて、これを消去しないよう、書面で求めることができる。この場合において、当該電磁的記録について差押

え又は記録命令付差押えをする必要がないと認められるに至ったときは、当該求めを取り消さなければならない。

前項の規定により消去しないよう求める期間については、特に必要があるときは、三十日を超えない範囲内で延長することができる。ただし、消去しないよう求める期間は、通じて六十日を超えることができない。

第二項又是第三項の規定による求めを行いう場合において、必要があるときは、みだりにこれらに関する事項を漏らさないよう求めることができる。

**第一百九十八条** 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べることができる。但し、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。

前項の取調に際しては、被疑者に對し、あらかじめ、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げなければならない。

被疑者の供述は、これを調書に録取することができる。

前項の調書は、これを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い合わせ、被疑者が増減更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。

被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。但し、これを拒絶した場合は、この限りでない。

**第一百九十九条** 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者が罪を犯したことを探うに足りる相当な理由があるときは、裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することができる。ただし、三十万円（刑法、暴力行為等

イ 刑法第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条、第百八十二条若しくは第百八十二条の罪、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ。）、同法第二百二十七条第一項（同法第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を帮助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）の罪は第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件

口 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第

二百一条の一第一項において同じ。）の請求により、前項の逮捕状を発する。ただし、明らかに逮捕の必要がないと認めるときは、この限りでない。

検察官又は司法警察員は、第一項の逮捕状を請求する場合において、同一の犯罪事實についてその被疑者に対し前に逮捕状の請求又はその発付があつたときは、その旨を裁判所に通知しなければならない。被害の状況その他の事情により、被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）の名譽又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれ

**第二百条** 逮捕状には、被疑者の氏名及び住居、罪名、被疑事実の要旨、引致すべき官署その他の場所、有効期間及びその期間経過後は逮捕をすることができます。

第六十四条第二項及び第三項の規定は、逮捕状についてこれを適用する。

**第二百一条** 逮捕状により被疑者を逮捕するには、逮捕状を被疑者に示さなければなりません。

第七十三条第三項の規定は、逮捕状により被疑者を逮捕する場合にこれを準用する。

**第二百二条の二** 検察官又は司法警察員は、次に掲げる者の個人特定事項（氏名及び住所その他個人を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）について、必要と認めるときは、第二百九十九条第二項本文の請求と同時に、裁判官に対し、被疑者に示すものとして、当該個人特定事項の記載がない逮捕状の抄本その他の逮捕状に代わるもの交付を請求することができる。

第一次に掲げる事件の被害者

イ 刑法第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条、第百八十二条若しくは第二百八十二条の罪、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪（わいせつ又

は結婚の目的に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ。）、同法第二百二十七条第一項（同法第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を帮助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）の罪は第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件

口 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第

六十一条第二項の罪、児童賣春、児童ポルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条まで

の罪又は性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影響に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪に係る事件により次に掲げるおそれがあると認められる事件

ハ イ及びロに掲げる事件のほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者の個人特定事項が被疑者に知られること

（1） 被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）の名譽又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれ

（2） （1）に掲げるもののほか、個人特定事項が被疑者に知られることにより次に掲げるおそれ

（3） は困惑させる行為がなされるおそれ

（4） はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ

（5） その親族の身体若しくは財産に害を加え又被害されるおそれ

（6） はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ

（7） 裁判官は、前項の規定による請求を受けた場合において、第二百九十九条第二項の規定により逮捕状を発するときは、これと同時に、被疑者に示すものとして、当該請求に係る個人特定事項を明確にしない方法により被疑事実の要旨を記載した逮捕状の抄本その他の逮捕状に代わるもの交付するものとする。ただし、当該請求に係る者が前項第一号又は第二号に掲げる者に該当しないことが明らかなときは、この限りでない。

前項の規定による逮捕状に代わるもの交付があつたときは、前条第一項の規定にかかるわ

ず、逮捕状により被疑者を逮捕するに当たり、当該逮捕状に代わるもの被疑者に示すことが

第二項の規定による逮捕状に代わるもの交付があつた場合において、当該逮捕状に代わるもの所持しないためこれを示すことができない場合であつて、急速を要するときは、前条第一項の規定及び同条第一項において準用する第七十三条第三項の規定にかかわらず、被疑者に對し、逮捕状に記載された個人特定事項のうち当該逮捕状に代わるものに記載がないものを明らかにしない方法により被疑事実の要旨を告げるとともに、逮捕状が発せられている旨を告げて、逮捕状により被疑者を逮捕することができる。ただし、当該逮捕状に代わるものは、できる限り速やかに示さなければならぬ。

第二百二条　検察事務官又は司法巡査が逮捕状により被疑者を逮捕したときは、直ちに検察事務官はこれを検察官に、司法巡査はこれを司法警察員に引致しなければならない。

第二百三条　司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者を受け取ったときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機會を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に書類及び証拠物とともにこれを検察官に送致する手続をしなければならない。

前項の場合において、被疑者に弁護人の有無を尋ね、弁護人があるときは、弁護人を選任することができる旨は、これを告げることを要しない。

司法警察員は、第一項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに當たつては、被疑者に対し、引き続き勾留を請求された場合において貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは裁判官に対して弁護人の選任を請求することができる旨及びに裁判官に対し弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会（第三十七条の三第二項の規定に

時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない。

前項の時間の制限は、被疑者が身体を拘束された時から七十二時間を超えることができない。

前二項の時間の制限内に公訴を提起したときは、勾留の請求をすることを要しない。

第一項及び第二項の時間の制限内に勾留の請求又は公訴の提起をしないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

**第二百六条** 檢察官又は司法警察員がやむを得ない事情によつて前三条の時間の制限に従うことができるなかつたときは、検察官は、裁判官にその事由を疎明して、被疑者の勾留を請求することができる。

前項の請求を受けた裁判官は、その遅延がやむを得ない事由に基く正当なものであると認めると場合でなければ、勾留状を発すことができる。ない。

**第二百七条** 前三条の規定による勾留の請求を受けた裁判官は、その処分に関し裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。但し、保釈については、この限りでない。

前項の裁判官は、勾留を請求された被疑者に被疑事件を告げる際に、被疑者に対し、弁護人を選任することができる旨及び貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨を告げなければならない。ただし、被疑者に弁護人があるときは、この限りでない。

前項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たつては、勾留された被疑者は弁護士、弁護士法人文又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示しなければならない。

第二項の規定により弁護人の選任を請求することができる旨を告げるに当たつては、弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会（第三十七条の三第二項の規定により第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。）に弁護人の選任の申出をしていなければならぬ旨を教示しなければならない。

裁判官は、第一項の勾留の請求を受けたときは、速やかに勾留状を発しなければならない。ただし、勾留の理由がないと認めるとき、及び

前条第二項の規定により勾留状を発することができないときは、勾留状を発しないで、直ちに被疑者の釈放を命じなければならない。

**第二百七条の二** 檢察官は、第三百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者の個人特定事項について、必要と認めるときは、前条第一項の勾留の請求と同時に、裁判官に対し、勾留を請求された被疑者に被疑事件を告げるに当たつては、当該請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法によるとともに、前条第五項本文の規定により勾留状を発するとときは、これと同時に、被疑者に示すものとして、当該個人特定事項を明らかにしない方法により被疑事実の要旨を記載した勾留状の抄本その他の勾留状に代わるものと付するものとする。ただし、当該請求に係る者が第三百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者に該当しないことが明らかなときは、この限りでない。

**第二百七条の三** 裁判官は、前条第二項の規定による措置をとった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、被疑者又は弁護人の請求により、当該措置に係る個人特定事項の全部又は一部を被疑者に通知する旨の裁判をしなければならない。

一　イ又はロに掲げる個人特定事項の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合であるとき。  
イ　被害者の個人特定事項　当該措置に係る事件に係る罪が第二百一条の二第一項第一号イ及びロに規定するものに該当せず、か  
つて、当該措置に係る事件が同号ハに掲げるものに該当しないとき。  
ロ　被害者以外の者の個人特定事項　当該措置に係る者が第二百一条の二第一項第二号に掲げる者に該当しないとき。

二　当該措置により被疑者の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。

裁判官は、前項の請求について裁判をするときは、検察官の意見を聴かなければならぬ。裁判官は、第一項の裁判（前条第二項の規定による措置に係る個人特定事項の一部を被疑者



官又は司法警察職員が第二百十八条又は第二百二十条の規定によつてする検証についてこれを準用する。ただし、司法巡査は、第二百二十二条から第二百二十四条までに規定する処分をすることができない。

第二百二十条の規定により被疑者を捜索する場合において急速を要するときは、第二百四十四条の規定によることを要しない。

第二百六十六条及び第二百七十七条の規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十一条の規定によつてする差押え、記録命令付差押え又は捜索について、これを準用する。

日出前、日没後には、令状に夜間でも検証をすることができる旨の記載がなければ、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、第二百十一条の規定によつてする検証のため、人の住居又は人の看守する邸宅、建物若しくは船舶内に入ることができない。但し、第二百七十七条に規定する場所については、この限りでない。

日没前検証に着手したときは、日没後でもその処分を継続することができる。

検察官、検察事務官又は司法警察職員は、第二百十一条の規定により差押え、捜索又は検証をするに当つて必要があるときは、被疑者をこれに立ち会わせることができる。

第一項の規定により、身体の検査を拒んだ者を過料に処し、又はこれに賠償を命ぜべきときには、裁判所にその処分を請求しなければならない。

**第二百二十二条の二** 通信の当事者のいずれの同意も得ないで電気通信の傍受を行う強制の処分については、別に法律で定めるところによる。

**第二百二十三条** 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者以外の者の出頭を求め、これを取り調べ、又はこれに鑑定、通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。

第二百九十八条第一項但書及び第三項乃至第五項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

**第二百二十四条** 前条第一項の規定により鑑定を嘱託する場合において第六百六十七条第一項に規定する処分を必要とするときは、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、裁判官にその処分を請求しなければならない。この場合には、第六百六十七条の二の規定を準用する。

第二百七条の二及び第二百七条の三の規定は、第一項の請求について準用する。この場合において、第二百七条の二中「勾留を」とあるのは「第二百六十七条第一項に規定する处分を」と、同条並びに第二百七条の三第三項及び第五項中「勾留状」とあるのは「鑑定留置状」とである。第二百七条の二第二項中「前条第五項本文の規定により」とあるのは「第二百二十四条第二項前段の規定により第二百六十七条の場合に準じて」と読み替えるものとする。

**第二百二十四条の二** 第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるもの交付があつた場合における前条第二項後段において準用する第二百六十七条の二第二項において準用する第九十九条の規定の適用については、同条第一項中「勾留状の贍本」とあるのは、「第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの」とする。

**第二百二十五条** 第二百二十三条第一項の規定による鑑定の嘱託を受けた者は、裁判官の許可を受けて、第二百六十八条第一項に規定する処分をすることができる。

前項の許可の請求は、検察官、検察事務官又は司法警察員からこれをしなければならない。裁判官は、前項の請求を相当と認めるときは、許可状を発しなければならない。

第二百二十六条 犯罪の捜査に欠くことのできない知識を有すると明らかに認められる者が、第二百二十三条第一項の規定による取調べに対して、出頭又は供述を拒んだ場合には、第一回の公判期日前に限り、検察官は、その者の証人尋問を請求することができる。

**第二百二十七条** 第二百二十三条第一項の規定による検察官、検察事務官又は司法警察職員の取調べに際して任意の供述をした者が、公判期日においては前にした供述と異なる供述をするそれがあり、かつ、その者の供述が犯罪の証明に欠くことができないと認められる場合には、第一回の公判期日前に限り、検察官は、裁判官にその者の証人尋問を請求することができる。

**第二百二十八条** 前二条の請求を受けた裁判官は、証人の尋問に関して、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

裁判官は、捜査に支障を生ずる虞がないと認めるときは、被告人、被疑者又は弁護人を前項の尋問に立ち会わせることができる。

**第二百二十九条** 変死者又は変死の疑のある死体があるときは、その所在地を管轄する地方検察庁又は区検察庁の検察官は、検視をしなければならない。

**第二百三十一条** 被害者の法定代理人人は、独立して告訴をすることができる。

**第二百三十二条** 被害者の法定代理人人が被疑者であるとき、被疑者の配偶者であるとき、又は被疑者の四親等内の家族若しくは三親等内の姻族であるときは、被害者の親族は、独立して告訴をすることができる。

**第二百三十三条** 死者の名譽を毀損した罪については、死者の親族又は子孫は、告訴をすることはできない。

**第二百三十四条** 親告罪について告訴をすることができる者がない場合には、検察官は、利害關係人の申立により告訴をすることができる者を指定することができます。

**第二百三十五条** 親告罪の告訴は、犯人を知った日から六箇月を経過したときは、これをすることができない。ただし、刑法第二百三十二条第一項の規定により外国の代表者が行う告訴及び日本国に派遣された外国の使節に対する同法第二百三十三条又は第二百三十五条の罪につきその使節が行う告訴については、この限りでない。

**第二百三十七条** 告訴は、公訴の提起があるまでこれを取り消すことができる。

**第二百三十六条** 告訴をすることができる者が数人ある場合には、一人の期間の徒過は、他の者に対しその効力を及ぼさない。

**第二百三十九条** 告訴は、公訴の提起があるまで告訴の取消をした者は、更に告訴をすることができない。

前二項の規定は、請求を待つて受理すべき事件についての請求についてこれを準用する。

**第二百三十九条** 親告罪について共犯の一人又は数人に対してした告訴又はその取消は、他の共犯に対しても、その効力を生ずる。

前項の規定は、告诉又は請求を待つて受理するときは、告诉をすることができる。

官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告诉をしなければならない。

**第二百四十条** 告訴は、代理人によりこれをすることができる。告訴の取消についても、同様である。

**第二百四十二条** 司法警察員は、口頭による告訴又は告発を受けたときは調書を作らなければならぬ。

検察官又は司法警察員は、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。

**第二百四十三条** 前二条の規定は、告诉又は告発の取消についてこれを準用する。

**第二百四十四条** 刑法第二百三十二条第二項の規定により外国の代表者が行う告訴又はその取消は、第二百四十一条及び前条の規定にかかわらず、外務大臣にこれをることができる。日本国に派遣された外国の使節に対する刑法第二百三十条又は第二百三十三条の罪につきその使節が行う告訴又はその取消も、同様である。

**第二百四十五条** 第二百四十二条及び第二百四十四条の規定は、自首についてこれを準用する。

**第二百四十六条** 司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、この法律に特別の定のある場合を除いては、速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。但し、検察官が指定した事件については、この限りでない。

**第二百四十七条** 公訴は、検察官がこれを行つ。

**第二百四十八条** 犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の輕重及び情状並びに犯罪後の情況により訴





第一項又は第二項の請求についてした決定に  
対しては、即時抗告をすることができる。

裁判所は、第二百七十二条の三第三項又は第二百七十二条の四第四項の規定による起訴状抄本等の提出があつた事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが第二百七十二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人が第四十条の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲覧し又は贈写するについて、これらのうち当該個人特定事項が記載され若しくは記録されている部分の閲覧若しくは贈写を禁じ、又は当該個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該個人特定事項に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときの他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

裁判所は、第一項本文に規定する事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等の提出があつた事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが第二百七十二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人が第四十条の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲覧し又は贈写するについて、これらのうち当該個人特定事項が記載され若しくは記録されている部分の閲覧若しくは贈写を禁じ、又は当該個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該個人特定事項に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときの他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

調書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものを交付し、又は弁護人に裁判書若しくは裁判を記載した調書の謄本若しくは抄本を交付するに当たり、当該個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該個人特定事項に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができないときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

裁判所は、第二百七十七条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつた事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが同条第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、被告人その他訴訟関係人（検察官及び弁護人を除く。）から第四十六条の規定による請求があつた場合であつて、検察官及び当該請求をした被告人その他訴訟関係人の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて当該個人特

百七十二条の五第二項若しくは前条第一項から第四項までの規定により付した条件に弁護人が違反したとき、又は同条第一項から第四項まで規定による時期若しくは方法の指定に弁護人が従わなかつたときは、弁護士である弁護人にについては当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。

前項の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置をその請求をした裁判所に通知しなければならない。

**第二百七十二条の八 裁判所**（第一号及び第四号につては裁判長及び合議体の構成員を、第二号及び第三号につては第六十六条第四項の裁判官並びに裁判長及び合議体の構成員を含み、第五号につては裁判官とする。）は、第二百七十二条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつた事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが同条第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、相当と認めるときは、次に掲げる措置をとることができる。

「第二百七十二条の八第一項第二号の勾引状に代わるもの」と、同項中「公訴事実の要旨及び」とあるのは「勾引状に記載された個人特定事項のうち第二百七十二条の八第一項第二号の勾引状に代わるものに記載がないものを見らかにしない方法により公訴事実の要旨を告げるとともに」とする。

第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾留状に代わるものへの交付があつた場合における第七十三条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「これ」とあり、同条第三項中「勾引状又は勾留状」とあり、及び同項ただし書中「令状」とあるのは、「第二百七十二条の八第一項第二号の勾留状に代わるもの」と、同項中「公訴事実の要旨及び」とあるのは「勾留状に記載された個人特定事項のうち第二百七十二条の八第一項第二号の勾留状に代わるものに記載がないものを見らかにしない方法により公訴事実の要旨を告げる」とともに」とする。

裁判長又は合議体の構成員は、第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾留状に代わるものへの交付があつた場合又は第二百七十二条の八第一項第二号の勾留状に代わるものに記載がないものを見らかにしない方法により公訴事実の要旨を告げる

第一項又は第二項の請求についてした決定に對しては、即時抗告をすることができる。  
三百七十一條の六 裁判所は、第二百七十一條の三第一項又は第二百七十二条の規定による起訴状の副本の提出があつた事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの（前条第一項の決定により通知することとされたものを除く。以下この条及び第二百七十二条の八第一項において同じ。）が第二百七十二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、検察官及び弁護人の意見を聴き、相當と認めるときは、弁護人が第四十条の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲覧し又は謄写するに当たり、これらに記載され又は記録されている当該個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該個人特定事項に係る者の供述の證明力の判断に資するような防衛上の利害關係の有無を確定することができる。この他の關係者との利害關係の有無を確定することができなくなるときその他の被告人の防衛に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、つづける。

訴状抄本等に記載がないものが第二百七十二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、弁護人から第四十六条の規定による請求があつた場合であつて、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるとときは、弁護人に裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を交付するに当たり、これらに記載されている当該個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該個人特定事項に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

裁判所は、第二項本文に規定する事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが第二百七十二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、弁護人から第四十六条の規定による請求があつた場合であつて、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるとときは、裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を交付するに当たり、弁護人から第四十六条の規定による請求があつた場合であつて、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と

定事項の記載がないものを交付することができない。ただし、当該個人特定事項に係る者の供述の説明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

裁判所は、前項本文に規定する事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが第二百七十二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、検察官及び被告人の意見を聴き、相当と認めるときは、被告人が第四十九条の規定により公判調書を開覽し又はその朗読を求めるについて、このうち当該個人特定事項が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒むことができる。ただし、当該個人特定事項に係る者の供述の説明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

二 勾引状又は勾留状を発する場合において、  
これと同時に、被告人に示すものとして、当  
該個人特定事項を明らかにしない方法により  
公訴事実の要旨を記載した勾引状の抄本そ  
他の勾引状に代わるもの又は勾留状の抄本そ  
の他の勾留状に代わるもの交付すること。  
三 当該個人特定事項を明らかにしない方法に  
より第七十六条第一項の規定による公訴事実  
の要旨の告知をし、又はこれをさせること。  
四 当該個人特定事項を明らかにしない方法に  
より第七十七条第三項の規定による公訴事実  
の要旨の告知をし、又はこれをさせること。  
五 当該個人特定事項を明らかにしない方法に  
より第二百八十条第二項の規定による被告事  
件の告知をすること。  
前項（第二号に係る部分に限る。）の規定に  
よる勾引状に代わるもの交付があつた場合に  
おける第七十三条第一項及び第三項の規定の適  
用については、同条第一項前段中「これ」とあ  
り、同条第三項中「勾引状又は勾留状」とあ  
り、同条第三項中「令状」、「これら」は  
並び同項一二〇二条第一項中「令状」、「これら」は

定事項の記載がないものを交付することがができる。ただし、当該個人特定事項に係る者の供述の説明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

裁判所は、前項本文に規定する事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが第二百七十二条第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、検察官及び被告人の意見を聴き、相当と認めるときは、被告人が第四十九条の規定により公判調書を閲覧し又はその朗読を求めるについて、このうち当該個人特定事項が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒むことができる。ただし、当該個人特定事項に係る者の供述の説明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

二 当該個人特定事項を明らかにしない方法により第六十一条の規定による被告事件の告知をする。

三 これと同時に、被告人に示すものとして、当該個人特定事項を明らかにしない方法により公訴事実の要旨を記載した勾引状の抄本その他の勾引状に代わるもの又は勾留状の抄本その他の勾留状に代わるものを受けすること。

四 当該個人特定事項を明らかにしない方法により第七十七条第三項の規定による公訴事実の要旨の告知をし、又はこれをさせること。

五 当該個人特定事項を明らかにしない方法により第二百八十条第二項の規定による被告事件の告知をすること。

前項(第二号に係る部分に限る。)の規定による勾引状に代わるもの交付があつた場合における第七十三条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項前段中「これ」とあり、同条第三項中「勾引状又は勾留状」とあり、及び同項ただし書中「令状」とあるのは「第二百七十二条の八第一項第二号の勾引状に代わるもの」と、同項中「公訴事実の要旨及び」とあるのは「勾引状に記載された個人特定事項のうち第二百七十二条の八第一項第二号の勾引状に代わるものに記載がないものを明らかにしない方法により公訴事実の要旨を告げるとともに」とする。

第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定による勾留状に代わるもの交付があつた場合における第七十三条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「これ」とあり、同条第三項中「勾引状又は勾留状」とあり、及び同項ただし書中「令状」とあるのは「第二百七十二条の八第一項第二号の勾引状に代わるもの」と、同項中「公訴事実の要旨及び」とあるのは「勾引状に記載された個人特定事項のうち第二百七十二条の八第一項第二号の勾留状に代わるものに記載がないものを明らかにしない方法により公訴事実の要旨を告げる」とともに」とする。

裁判長又は合議体の構成員は、第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定による勾留状に代わるもの交付があつた場合又は第二百七十七条のうち第二百七十二条の八第一項第二号の勾留状に代わるものに記載がないものを明らかにしない方法により公訴事実の要旨を告げる



し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときはも、前項と同様とする。

**第二百八十二条** 裁判所は、審理に二日以上要する事件については、できる限り、連日開廷し、継続して審理を行わなければならない。

訴訟関係人は、期日を厳守し、審理に支障を來さないようにしなければならない。

**第二百八十三条** 公判期日における取調は、公判廷でこれを行う。

裁判官及び裁判所書記が列席し、且つ検察官が出席してこれを聞く。

**第二百八十四条** 被告人が法人である場合には、代理人を出頭させることができる。

裁判廷は、裁判官及び裁判所書記が列席し、且つ検察官が出席してこれを聞く。

**第二百八十五条** 拘留に当たる事件の被告人は、判決の宣告をする場合には、公判期日に出頭しなければならない。その他の場合には、裁判所は、被告人の出頭がその権利の保護のため重要な法律の罪以外の罪について、当分の間、五万円以下の罰金又は料金に当たる事件については、被告人は、公判期日に出頭することを要しない。ただし、被告人は、代理人を出頭させることができる。

**第二百八十六条** 拘留に当たる事件の被告人は、判決の宣告をする場合には、公判期日に出頭しなければならない。その他の場合には、裁判所は、被告人の出頭がその権利の保護のため重要な法律の罪以外の罪について、当分の間、五万円以上の罰金又は料金に当たる事件については、被告人は、公判期日に出頭することを要しない。ただし、被告人は、代理人を出頭させることができる。

**第二百八十七条** 公判廷においては、被告人の身体を拘束してはならない。但し、被告人が暴力を振るい又は逃亡を企てた場合は、この限りでない。

被告人の身体を拘束しない場合にも、これに看守者を附することができる。

**第二百八十八条** 被告人は、裁判長の許可がなければ、退廷することができない。

裁判長は、被告人を在廷させるため、又は公判廷の秩序を維持するため相当な処分をすることができる。

**第二百八十九条** 死刑又は無期若しくは長期三年を超える拘禁刑に当たる事件を審理する場合には、弁護人が出頭しないとき若しくは在廷しなくなつたとき、又は弁護人がないときは、裁判長は、職権で弁護人を付さなければならぬ。

弁護人がなければ開廷することができない場合において、弁護人が出頭しないとき若しくは在廷しなくなつたとき、又は弁護人がないときは、裁判長は、職権で弁護人を付さなければならぬ。

**第二百九十条** 第三十七条各号の場合に弁護人が出頭しないときは、裁判所は、職権で弁護人を附することができる。

**第二百九十条の二** 裁判所は、次に掲げる事件を取り扱う場合において、当該事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当認めるとときは、被害者特定事項（氏名及び住所その他）の当該事件の被害者を特定させることとなる事項をいう。（以下同じ。）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

**第一刑法第一百七十六条、第一百七十七条、第一百六十六条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、同法第二百二十七条第一項（同法第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を帮助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）の罪若しくは同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪若しくは第三項の罪又はこれらとの罪の未遂罪に係る事件**

行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第一条から第六条までの罪に係る事件

被害の状況その他の事情により、被害者特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより被害者等の名譽又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれがあると認められる事件

前項の申出は、あらかじめ、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

裁判所は、第一項に定めるもののほか、犯行の状況その他の事情により、被害者特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより被害者若しくは親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認められる事件を取り扱う場合において、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当認めるとときは、被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

裁判所は、第一項又は前項の決定をした事件について、被害人又は弁護人の意見を聴き、相当認めるとときは、被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をする。

**第二百九十二条** 検察官は、まず、起訴状を朗読しなければならない。

**第二百九十三条** 第二百九十条の二第一項又は第三項の決定があつたときは、前項の起訴状の朗読は、被害者が特定事項を明らかにしない方法でこれをを行うものとする。この場合においては、検察官は、被告人に起訴状を示さなければならない。

**第二百九十四条** 第二百九十条の二第一項又は第三項の決定があつた場合における第一項の起訴状の朗読についても、前項と同様とする。この場合において、同項中「被害者特定事項」とあるのは、「証人等特定事項」とする。

**第二百九十五条** 第二百七十七条の二第四項の規定による措置がとられた場合においては、第二項後段（前項前段の規定により第二項後段と同様とすることとされる場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、当該措置に係る個人特定事項の全部又は一部について第二百七十七条の二第四項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について第一項の決定があつた場合に限り、適用する。この場合において、第二項後段中「起訴状」とあらばならない。

**第二百九十六条** 裁判所は、次に掲げる場合において、証人、鑑定人、通訳人、翻訳人又は供述取扱書等（供述書）供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるもの又は映像若しくは音声を記録することができる記録媒体であつて供述を記録したものをいう。（以下同じ。）の供述者（以下この項において「証人等」といふ。）から申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるとき、第三百十二条の規定により罰金が撤回若しくは変更されたため第一項第一号若しくは第二号に掲げる事件に該当しなくなつたとき又は同項第三号に掲げる事件若しくは前項に規定する事件に該当しないと認めるに至つたときは、第一項又は前項の決定を取り消さなければならない。

**第二百九十七条** 裁判所は、次に掲げる場合において、証人、鑑定人、通訳人、翻訳人又は供述取扱書等（供述書）供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるもの又は映像若しくは音声を記録することができる記録媒体であつて供述を記録したものをいう。（以下同じ。）から申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるとき、第三百十二条の規定により罰金が撤回若しくは変更されたため第一項第一号若しくは第二号に掲げる事件に該当しなくなつたとき又は同項第三号に掲げる事件若しくは前項に規定する事件に該当しないと認めるに至つたときは、第一項又は前項の決定を取り消さなければならない。

**第二百九十八条** 裁判所は、次に掲げる場合において、証人、鑑定人、通訳人、翻訳人又は供述取扱書等（供述書）供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるもの又は映像若しくは音声を記録することができる記録媒体であつて供述を記録したものをいう。（以下同じ。）から申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるとき、第三百十二条の規定により罰金が撤回若しくは変更されたため第一項第一号若しくは第二号に掲げる事件に該当しなくなつたとき又は同項第三号に掲げる事件若しくは前項に規定する事件に該当しないと認めるに至つたときは、第一項又は前項の決定を取り消さなければならない。

**第二百九十九条** 裁判所は、次に掲げる場合において、証人、鑑定人、通訳人、翻訳人又は供述取扱書等（供述書）供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるもの又は映像若しくは音声を記録することができる記録媒体であつて供述を記録したものをいう。（以下同じ。）から申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるとき、第三百十二条の規定により罰金が撤回若しくは変更されたため第一項第一号若しくは第二号に掲げる事件に該当しなくなつたとき又は同項第三号に掲げる事件若しくは前項に規定する事件に該当しないと認めるに至つたときは、第一項又は前項の決定を取り消さなければならない。

**第二百九十六条** 裁判所は、次に掲げる場合において、証人、鑑定人、通訳人、翻訳人又は供述取扱書等（供述書）供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるもの又は映像若しくは音声を記録することができる記録媒体であつて供述を記録したものをいう。（以下同じ。）から申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるとき、第三百十二条の規定により罰金が撤回若しくは変更されたため第一項第一号若しくは第二号に掲げる事件に該当しなくなつたとき又は同項第三号に掲げる事件若しくは前項に規定する事件に該当しないと認めるに至つたときは、第一項又は前項の決定を取り消さなければならない。

**第二百九十七条** 裁判所は、次に掲げる場合において、証人、鑑定人、通訳人、翻訳人又は供述取扱書等（供述書）供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるもの又は映像若しくは音声を記録することができる記録媒体であつて供述を記録したものをいう。（以下同じ。）から申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるとき、第三百十二条の規定により罰金が撤回若しくは変更されたため第一項第一号若しくは第二号に掲げる事件に該当しなくなつたとき又は同項第三号に掲げる事件若しくは前項に規定する事件に該当しないと認めるに至つたときは、第一項又は前項の決定を取り消さなければならない。

**第二百九十八条** 裁判所は、次に掲げる場合において、証人、鑑定人、通訳人、翻訳人又は供述取扱書等（供述書）供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるもの又は映像若しくは音声を記録することができる記録媒体であつて供述を記録したものをいう。（以下同じ。）から申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるとき、第三百十二条の規定により罰金が撤回若しくは変更されたため第一項第一号若しくは第二号に掲げる事件に該当しなくなつたとき又は同項第三号に掲げる事件若しくは前項に規定する事件に該当しないと認めるに至つたときは、第一項又は前項の決定を取り消さなければならない。

**第二百九十九条** 裁判所は、次に掲げる場合において、証人、鑑定人、通訳人、翻訳人又は供述取扱書等（供述書）供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるもの又は映像若しくは音声を記録することができる記録媒体であつて供述を記録したものをいう。（以下同じ。）から申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるとき、第三百十二条の規定により罰金が撤回若しくは変更されたため第一項第一号若しくは第二号に掲げる事件に該当しなくなつたとき又は同項第三号に掲げる事件若しくは前項に規定する事件に該当しないと認めるに至つたときは、第一項又は前項の決定を取り消さなければならない。

**第二百九十六条** 裁判所は、次に掲げる場合において、証人、鑑定人、通訳人、翻訳人又は供述取扱書等（供述書）供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるもの又は映像若しくは音声を記録することができる記録媒体であつて供述を記録したものをいう。（以下同じ。）から申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるとき、第三百十二条の規定により罰金が撤回若しくは変更されたため第一項第一号若しくは第二号に掲げる事件に該当しなくなつたとき又は同項第三号に掲げる事件若しくは前項に規定する事件に該当しないと認めるに至つたときは、第一項又は前項の決定を取り消さなければならない。

**第二百九十七条** 裁判所は、次に掲げる場合において、証人、鑑定人、通訳人、翻訳人又は供述取扱書等（供述書）供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるもの又は映像若しくは音声を記録することができる記録媒体であつて供述を記録したものをいう。（以下同じ。）から申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるとき、第三百十二条の規定により罰金が撤回若しくは変更されたため第一項第一号若しくは第二号に掲げる事件に該当しなくなつたとき又は同項第三号に掲げる事件若しくは前項に規定する事件に該当しないと認めるに至つたときは、第一項又は前項の決定を取り消さなければならない。

**第二百九十八条** 裁判所は、次に掲げる場合において、証人、鑑定人、通訳人、翻訳人又は供述取扱書等（供述書）供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるもの又は映像若しくは音声を記録することができる記録媒体であつて供述を記録したものをいう。（以下同じ。）から申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるとき、第三百十二条の規定により罰金が撤回若しくは変更されたため第一項第一号若しくは第二号に掲げる事件に該当しなくなつたとき又は同項第三号に掲げる事件若しくは前項に規定する事件に該当しないと認めるに至つたときは、第一項又は前項の決定を取り消さなければならない。

**第二百九十九条** 裁判所は、次に掲げる場合において、証人、鑑定人、通訳人、翻訳人又は供述取扱書等（供述書）供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるもの又は映像若しくは音声を記録することができる記録媒体であつて供述を記録したものをいう。（以下同じ。）から申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるとき、第三百十二条の規定により罰金が撤回若しくは変更されたため第一項第一号若しくは第二号に掲げる事件に該当しなくなつたとき又は同項第三号に掲げる事件若しくは前項に規定する事件に該当しないと認めるに至つたときは、第一項又は前項の決定を取り消さなければならない。



若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは、弁護人に対し、当該氏名及び住居を知る機会を与えた上で、当該氏名又は住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の供述の説明力の判断に資するような被告人その他の関係者の利害関係の有無を確かめることができなくななるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

第二百九十九条第一項の規定により証人の氏名及び住居を知る機会を与えるべき場合において、第二百七十二条の二第二項の規定により起訴状抄本等を提出した場合又は第三百十二条の二第二項の規定により訴因変更等請求書面抄本等（同項に規定する訴因変更等請求書面抄本等）をいう。以下この条及び次条第二項第一号において同じ。」を提出した場合（第三百十二条第一項の請求を却下する決定があつた場合を除く。第七項において同じ。）であつて、当該該名又は住居が起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面（第三百十二条第四項に規定する訴因変更等請求書面をいう。以下この条及び同号において同じ。）に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないもの（いずれも第二百七十二条の五第一項（第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により通知することとされたものを除く。第七項及び同号において同じ。）に該当し、かつ、第二百七十二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認めるときも、前項と同様とす。この場合において、同項ただし書中「証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人」とあるのは、「証人」とする。

的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、被告人及び弁護人に對し、その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の氏名又は住居を知る機会を与えないことができる。この場合において、被告人又は弁護人に對し、氏名があつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知る機会を与えるなければならない。

第二百九十九条第一項の規定により証人の氏名及び住居を知る機会を与えるべき場合において、第二百七十七条の三第三項又は第二百七十七条の四第四項（これらの規定を第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。第九項において同じ。）の規定により起訴状抄本等又は訴因変更等請求書面抄本等を提出した場合（第三百二十二条第一項の請求を却下する決定があつた場合を除く。第九項において同じ。）であつて、当該氏名又は住居が起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないもの（いずれも第二百七十七条の五第一項又は第二項（これららの規定を第三百二十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の決定により通知することとされたものを除く。第九項において同じ。）に該当し、かつ、第二百七十七条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認めるとときも、前項と同様とする。この場合において、同項中「証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の供述」とあるのは「証人の供述」と、「その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の氏名」とあるのは「当該氏名」とする。

第二項前段に規定する場合において、被告人に弁護人がないときも、第三項と同様とする。この場合において、同項中「証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の供述」とあるのは「証人の供述」と、「その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の氏名」とあるのは「当該氏名」とする。

検察官は、第二百九十九条第一項の規定により証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えるべき場合において、証拠書類若しくは証拠物に氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている者であつて検察官が証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人として尋問を請求するもの若しくは供述録取書等の供述者（以下この項及び第八項において「検察官請求証人等」という。）

は財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは、弁護人に対し、証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えた上で、その検察官請求証人等の氏名又は住居を被告人に知らせなければならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができるのである。ただし、その検察官請求証人等の供述の証明力の判断に資するような被告人との他の関係者との利害關係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

第二百九十九条第一項の規定により証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えるべき場合において、第二百七十七条の三第三項又は第二百七十七条の四第四項の規定により起訴状抄本等又は訴因変更等請求書面抄本等を提出した場合であつて、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち起訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものが第二百七十七条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認めるときも、前項と同様とする。この場合において、同項中「その検察官請求証人等の供述」とあるのは、「いわゆる固く守持事項に係る正しく供述」こと

第二百四十九条第一項の規定により証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えるべき場合において、第二百七十二条の二第二項の規定により起訴状抄本等を提出した場合又は第三百十二条の二第二項の規定により訴因変更等請求書面抄本等を提出した場合であつて、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものが第二百七十二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当するると認めるときも、前項と同様とする。この場合において、同項中「その検察官請求証人等の氏名又は住居」とあるのは「これらに記載され又は記録されているこれらの個人特定事項」とと、同項ただし書中「その検察官請求証人等」とあるのは「これらの個人特定事項に係る証人」とする。

「これらの個人特定事項に係る証人の住居」とあるのは、「これらの個人の個人特定事項」とする。第七項前段に規定する場合において、被告人に弁護人がないときは、第八項と同様とする。この場合において、同項中「その検察官請求訴訟人等の供述」とあるのは、「これらの個人特定事項に係る証人の供述」と、「その検察官請求訴訟人等の氏名又は住居」とあるのは、「これらの個人特定事項」とする。

検察官は、前各項の規定による措置をとつたときは、速やかに、裁判所にその旨を通知しなければならない。

**第二百九十九条の五** 裁判所は、検察官が前条第一項、第三項、第六項又は第八項の規定による措置をとつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、被告人又は弁護人の請求により、決定で、当該措置の全部又は一部を取り消さなければならぬ。

検察官は、第六項本文の場合において、同項本文の規定による措置によつては同項本文に規定する行為を防止できないおそれがあると認めるとき（被告人に弁護人がないときを含む。）は、その検察官請求証人等の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなる場合その他、他の被告人の防衛に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、被告人及び弁護人に對し、証拠書類又は証拠物のうちその検察官請求証人等の氏名又は住居が記載され又は記録されている部分について閲覧する機會を与えるべきであることができる。この場合において、被告人又は弁護人に對し、氏名にあつてはこれに代わる連絡先の呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知る機會を与えなければならない。

二 当該措置により、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができるなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。

三 檢察官のとつた措置が前条第三項又は第八項の規定によるものである場合において、同一条第二項本文又は第六項本文の規定による措置によつて第一号に規定する行為を防止できるとき。

檢察官が前条第二項、第四項、第五項、第七項、第九項又は第十項の規定による措置をとつたとき。

二、イ又はロに掲げる個人特定事項の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合であるとき。

二、イ又はロに掲げる個人特定事項の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合において、次の場合のいずれかに該当するとして認めるときも、前項と同様とする。

一、当該措置に係る氏名若しくは住居又は個人特定事項が起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないもの（第三百十二条第一項の請求を却下する決定があつた場合における当該請求に係るものを除く。）に該当しないとき。

二、イ又はロに掲げる個人特定事項の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合であるとき。

イ、被害者の個人特定事項 当該措置に係る事件に係る罪が第一百七十七条の二第一項第一号イ及びロに規定するものに該当せず、かつ、当該措置に係る事件が同号ハに掲げるものに該当しないとき。

ロ、被害者以外の者の個人特定事項 当該措置に係る者が第二百七十七条の二第一項第二号に掲げる者に該当しないとき。

三、検察官のとつた措置が前条第四項、第五項、第九項又は第十項の規定によるものである場合において、当該措置に係る個人特定事項が第二百七十七条の五第二項（第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により通知することとされたものに該当するとき。

四、当該措置により、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。

五、検察官のとつた措置が前条第四項、第五項、第九項又は第十項の規定によるものである場合において、同条第二項又は第七項の規定による措置によつて第二百七十七条の二第二項第一号ハ（1）及び第二号イに規定する名譽又は社会生活の平穏が著しく害される場合に付し、又は被告人に知らせてはならない旨の条件と並びに同項第一号ハ（2）及び第二号ロに規定する行為を防止できるとき。

裁判所は、第一項第一号又は第三号に該当すると認めて検察官がとつた措置の全部又は一部を取り消す場合において、同項第一号に規定する行為がなされるおそれがあると認めるときは、弁護人に対し、当該措置に係る者の氏名又は住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方

法を指定することができる。ただし、当該条件を付し、又は当該時期若しくは方法の指定をすることにより、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りない。

第二項第三号から第五号までに該当すると認めて検察官がとつた措置の全部又は一部を取り消す場合において、第二百七十二条の二第一項第一号ハ（1）若しくは第二号イに規定する名誉若しくは社会生活の平穏が著しく害されるおそれ又は同項第一号ハ（2）若しくは第二号ロに規定する行為がなされるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。この場合において、同項中「者の氏名又は住居」とあるのは、「個人特定事項」とする。

裁判所は、第一項又は第二項の請求について決定をするときは、検察官の意見を聴かなければならぬ。

第一項又は第二項の請求についてした決定（第三項又は第四項の規定により条件を付し、又は時期若しくは方法を指定する裁判を含む。）に対しては、即時抗告をすることができる。

**第二百九十九条の六** 裁判所は、検察官がとつた第二百九十九条の四第一項若しくは第六項の規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた前条第三項の規定による措置に係る者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を恐怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人が第四十条第一項の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲覧し又は記録贈与するに当たり、これらに記載され又は記録されている当該措置に係る者の氏名又は住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

る者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人が第四十条第一項の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲覧し又は贋写するについて、これらのうち当該措置に係る者の氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている部分の閲覧若しくは贋写を禁じ、又は当該氏名若しくは住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該措置に係る者の供述の證明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

裁判所は、検察官がとつた第二百九十九条の四第一項若しくは第六項の規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた前条第三項の規定による措置に係る者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑せざるとしている場合において、弁護人から第四十六条の規定による請求があつた場合であつて、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるとときは、弁護人に裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を交付するに当たり、これらに記載されている当該措置に係る者の氏名又は住居を被告人に知らせてはならない旨の条文を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該措置に係る者の供述の證明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

裁判所は、検察官がとつた第二百九十九条の四第三項若しくは第八項の規定による措置に係る者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、弁護人から第四十六条の規定による請求があつた場合であつて、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるとときは、裁判書

該措置に係る者の氏名若しくは住居の記載がないものを交付し、又は弁護人に裁判書若しくは裁判を記載した調書の謄本若しくは抄本を交付するに当たり、当該氏名若しくは住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するよう被告人の他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

裁判所は、検察官がとつた第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた前条第三項の規定による措置に係る者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの人者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、被告人その他の訴訟関係人（検察官及び弁護人を除く。）から第四十六条の規定による請求があつた場合であつて、検察官及び当該請求をした被告人その他の訴訟関係人の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて当該措置に係る者の氏名とは住居の記載がないものを交付することができるのである。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくななるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

裁判所は、検察官がとつた第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた前条第三項の規定による措置に係る者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの人者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、検察官及び被告人の意見を聽き、相当と認めるときは、被告人が第四十九条の規定により公判調書を閲覧し又はその朗読を求めるについて、このうち当該措置に係る者の氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒むことができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人の他

の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

**第二百九十九条の七** 檢察官は、第一二百九十九条の四第一項、第二項、第六項若しくは第七項の規定により付した条件に弁護人が違反したとき、又はこれらの規定による時期若しくは方法の指定に弁護人が従わなかつたときは、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。

関し、その承認が任意にされたものでない疑いがあることを理由として異議を述べたときは、その承認が任意にされたものであることを証明するため、当該書面が作成された取調べ又は弁解の機会の開始から終了に至るまでの間における被告人の供述及びその状況を第四項の規定により記録した記録媒体の取調べを請求しなければならない。ただし、同項各号のいずれかに該当することにより同項の規定による記録が行われなかつたことその他やむを得ない事情によつて当該記録媒体が存在しないときは、この限りでない。

次の各号のいずれかに該当する場合を除き、被疑者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録媒体に記録しておかなければならぬ。司法警察職員が、第一項第一号又は第二号に掲げる事件について、逮捕若しくは勾留されている被疑者を第二百九十八条第一項の規定により取り調べるとき又は被疑者に対し、第二百三条第一項（第二百十一条及び第二百十二条において準用する場合を含む。）の規定により弁解の機会を与えるときも、同様とする。

一 記録に必要な機器の故障その他のやむを得ない事情により、記録をすることができないとき。

る。この場合において、その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の取調べが、検察官、被告人又は弁護人の請求にかかるものであるときは、請求をした者が、先に尋問する。

裁判所は、適当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、前二項の尋問の順序を変更することができる。

**第三百四条の二** 裁判所は、証人を尋問する場合において、証人が被告人の面前（第一百五十七条の五第一項に規定する措置を採る場合並びに第一百五十七条の六第一項及び第二項に規定する方法による場合を含む。）においては圧迫を受け充分な供述をすることができないと認めるときは、弁護人が出頭している場合に限り、検察官及び弁護人の意見を聴き、その証人の供述中被告人を退廷させることができ。この場合には、供述終了後被告人を入廷させ、これに証言の要旨を告知し、その証人を尋問する機会を与えるなければならない。

**第三百一条** 第三百二十二条及び第三百二十四条 前二項の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置をその請求をした検察官又は裁判所に通知しなければならない。

**第三百条** 第三百二十二条第一項第二号後段の規定により証拠とすることができる書面については、検察官は、必ずその取調を請求しなければならない。

請求を却下しなければならない。前二項の規定は、第一項各号に掲げる事件について、第三百二十四条第一項において準用する第三百二十二条第一項の規定により証拠とすることができる被告人以外の者の供述であつて、当該事件についての第九十九条第一項の規定による取調べ又は第二百三十三条第一項、第二百四十四条第一項若しくは第二百五十五条第一項の弁解の機会に際してされた被告人の供述（被告人に

係るものであると認めるとき、前二号に掲げるもののほか、犯罪の性質、関係者の言動、被疑者がその構成員である团体の性格その他の事情に照らし、被疑者の供述及びその状況が明らかにされた場合には被疑者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあることにより、記録をしたならば被疑者が十分な供

第一項の規定により証拠とすることができる被告人の供述が自白である場合には、犯罪事實に關する他の証拠が取り調べられた後でなければ、その取調を請求することはできない。

**第三百一一条の二** 次に掲げる事件については、検察官は、第三百二十二条第一項の規定により証拠とすることができる書面であつて、当該事件についての第九十九条第一項の規定による取調べ（逮捕又は勾留されている被疑者の取調べに限る。第三項において同じ。）又は第二百三条第一項、第二百四条第一項若しくは第二百五条第一項（第二百十一条及び第二百十六条における

不利益な事実の承認を内容とするものに限る。)をその内容とするものを証拠とすることに関連し、被告人又は弁護人が、その承認が任意にされたものでない疑いがあることを理由として異議を述べた場合にこれを準用する。

検察官又は検察事務官は、第一項各号に掲げる事件(同項第三号に掲げる事件のうち、関連する事件が送致され又は送付されているものであつて、司法警察員が現に捜査していることその他事情に照らして司法警察員が送致し又は送付することが見込まれるものと除く。)について、逮捕若しくは勾留されている被疑者を第

述をすることができないと認めるとき。  
**第三百一一条** 第三百二十一條乃至第三百二十三條  
又は第三百二十六条の規定により証拠とするこ  
とができる書面が検査記録の一部であるとき  
は、検察官は、できる限り他の部分と分離して  
その取調べを請求しなければならない。

いてこれらの規定を準用する場合を含む。第三項において同じ。)の弁解の機会に際して作成され、かつ、被告人に不利益な事実の承認を内容とするものの取調べを請求した場合において、被告人又は弁護人が、その取調べの請求に

百九十八条第一項の規定により取り調べるときは、又は被疑者に対し第二百四条第一項若しくは第二百五条第一項（第二百十一条及び第二百十六條においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により弁解の機会を与えるときは、

は、裁判長又は陪席の裁判官が、まず、これを尋問する。



**第三百六十六条の五** 公判前整理手続においては、  
次に掲げる事項を行なうことができる。

一 訴因又は罰条を明確にさせること。  
二 訴因又は罰条の追加、撤回又は変更を許すこと。

三 第二百七十二条の五第一項又は第二項（これら  
の規定を第三百二十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の請求について決

定をすること。

四 公判期日においてすることを予定している  
主張を明らかにさせて事件の争点を整理する  
こと。

五 証拠調べの請求をさせること。

六 前号の請求に係る証拠について、その立証  
趣旨、尋問事項等を明らかにさせること。

七 証拠調べの請求に関する意見（証拠書類に  
ついて第三百二十六条の同意をするかどうか  
の意見を含む。）を確かめること。

八 証拠調べをする決定又は証拠調べの請求を  
却下する決定をすること。

九 証拠調べをする決定をした証拠について、  
その取調べの順序及び方法を定めること。

十 証拠調べに関する異議の申立てに対して決  
定をすること。

十一 第三目の定めるところにより証拠開示に  
関する裁定をすること。

十二 第三百六十六条の三十三第一項の規定によ  
る被告事件の手続への参加の申出に対する決  
定をすること。

十三 公判期日を定め、又は変更することその他  
公判手続の進行上必要な事項を定めるこ  
と。

**第三百六十六条の六** 裁判長は、訴訟関係人を出頭  
させて公判前整理手続をするときは、公判前整  
理手続期日を定めなければならない。

裁判長は、検察官、被告人若しくは弁護人の  
請求により又は職権で、公判前整理手續期日を  
変更することができる。この場合においては、  
裁判所の規則の定めるところにより、あらじ  
め、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴か  
なければならぬ。

**第三百六十六条の七** 公判前整理手續期日に検察官  
又は弁護人が出頭しないときは、その期日の手  
続を行うことができない。

**第三百六十六条の八** 弁護人が公判前整理手續期日  
に出頭しないとき、又は在席しなくなつたとき

は、裁判長は、職権で弁護人を付さなければな  
らない。

弁護人が公判前整理手續期日に出頭しないお  
そらくことは、裁判所は、職権で弁護人を付  
することができる。

裁判所は、必要と認めるときは、被告人に対  
し、公判前整理手續期日に出頭することを求  
めることができる。

裁判長は、被告人を出頭させて公判前整理手  
續をする場合には、被告人が出頭する最初の公  
判前整理手續期日において、まず、被告人に對  
し、終始沈黙し、又は個々の質問に對し陳述を  
拒むことができる旨を告知しなければならない  
こと。

裁判所は、弁護人の陳述又は弁護人が提出す  
る書面について被告人の意思を確かめめる必  
要があると認めるときは、公判前整  
理手續期日において被告人に對し質問を發し、  
及び弁護人に對し被告人と連署した書面の提出  
を求めることができる。

裁判所は、合議体の構成員に命じ、公判前整理手續  
（第三百六十六条の五第五号、第八号及び第十号から第十二号  
までの決定を除く。）をさせることができ。この場合において、受命裁判官は、裁判所又は  
裁判長と同一の権限を有する。

裁判所書記官を立ち会わせなければならない。

二 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人、その氏  
名及び住居を知る機會を与え、かつ、その者  
の供述録取書等のうち、その者が公判期日に  
おいて供述すると思料する内容が明らかにな  
るもの（当該供述録取書等が存在しないと  
き、又はこれを閲覧させることが相当でない  
と認めるときにおいては、その者が公判期日  
において供述すると思料する内容の要旨を記  
載した書面）を閲覧する機会（弁護人に對し  
ては、閲覧し、かつ、贋写する機会）を与える  
こと。

検察官は、前項の規定による証拠の開示をし  
た後、被告人又は弁護人から請求があつたとき  
は、速やかに、被告人又は弁護人に對し、検察  
官が保管する証拠の一覽表の交付をしなけれ  
ばならない。

前項の一覽表には、次の各号に掲げる証拠の  
区分に応じ、証拠ごとに、当該各号に定める事  
項を記載しなければならない。

一 証拠 物品名及び数量

二 供述を錄取した書面で供述者の署名又は押  
印のあるもの、当該書面の標目、作成の年月  
日及び供述者の氏名

三 証拠書類（前号に掲げるものを除く。）當  
該証拠書類の標目、作成の年月日及び作成者  
の氏名

四 第三百二十二条第四項に規定する書面又は  
これに準ずる書面

三 第三百二十二条第三項に規定する書面又は  
これに準ずる書面

五 次に掲げる者の供述録取書等

一 イ 檢察官が証人として尋問を請求した者  
ロ 檢察官が取調べを請求した供述録取書等  
の供述者であつて、当該供述録取書等が第  
三百二十二条の同意がされない場合には、  
檢察官が証人として尋問を請求することを  
予定しているもの

六 前号に掲げるもののほか、被告人以外の者  
の供述録取書等であつて、檢察官が特定の檢  
察官請求証拠により直接證明しようとする事  
実の有無に関する供述を内容とするもの  
を記載しないことができる。

檢察官は、前項の證明予定事實を證明するた  
めに用いる証拠の取調べを請求しなければなら  
ない。

前項の規定により証拠の取調べを請求するに  
つては、第二百九十九条第一項の規定は適用  
しない。

裁判所は、第二項の規定により一覽表の交付  
をした後、証拠を新たに保管するに至ったとき  
は、速やかに、被告人又は弁護人に對し、当該  
新たに保管するに至つた証拠の一覽表の交付を  
しなければならない。この場合においては、前  
二項の規定を準用する。

一 証拠書類又は証拠物、當該証拠書類又は証  
拠物を閲覧する機会（弁護人に對しては、閲  
覧し、かつ、贋写する機会）を与えること。

二 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人、その氏  
名及び住居を知る機會を与え、かつ、その者  
の供述録取書等のうち、その者が公判期日に  
おいて供述すると思料する内容が明らかにな  
るもの（当該供述録取書等が存在しないと  
き、又はこれを閲覧させることが相当でない  
と認めるときにおいては、その者が公判期日  
において供述すると思料する内容の要旨を記  
載した書面）を閲覧する機会（弁護人に對し  
ては、閲覧し、かつ、贋写する機会）を与える  
こと。

三 犯罪の證明又は犯罪の搜査に支障を生ずる  
見を聽いた上で、第一項の書面の提出及び送付  
並びに第二項の請求の期限を定めるものとす  
る。

裁判官は、第二項の規定により一覽表の交付  
を見を聽いた上で、第一項の書面の提出及び送付  
並びに第二項の請求の期限を定めるものとす  
る。

裁判官は、第二項の規定により一覽表の交付  
をした後、証拠を新たに保管するに至つたとき  
は、速やかに、被告人又は弁護人に對し、当該  
新たに保管するに至つた証拠の一覽表の交付を  
しなければならない。この場合においては、前  
二項の規定を準用する。

一 証拠書類又は証拠物、當該証拠書類又は証  
拠物を閲覧する機会（弁護人に對しては、閲  
覧し、かつ、贋写する機会）を与えること。

二 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人、その氏  
名及び住居を知る機會を与え、かつ、その者  
の供述録取書等のうち、その者が公判期日に  
おいて供述すると思料する内容が明らかにな  
るもの（当該供述録取書等が存在しないと  
き、又はこれを閲覧させることが相当でない  
と認めるときにおいては、その者が公判期日  
において供述すると思料する内容の要旨を記  
載した書面）を閲覧する機会（弁護人に對し  
ては、閲覧し、かつ、贋写する機会）を与える  
こと。

三 犯罪の證明又は犯罪の搜査に支障を生ずる  
見を聽いた上で、第一項の書面の提出及び送付  
並びに第二項の請求の期限を定めるものとす  
る。

裁判官は、第二項の規定により一覽表の交付  
をした後、証拠を新たに保管するに至つたとき  
は、速やかに、被告人又は弁護人に對し、当該  
新たに保管するに至つた証拠の一覽表の交付を  
しなければならない。この場合においては、前  
二項の規定を準用する。

一 証拠 物品名及び数量

二 供述を錄取した書面で供述者の署名又は押  
印のあるもの、当該書面の標目、作成の年月  
日及び供述者の氏名

三 第三百二十二条第三項に規定する書面又は  
これに準ずる書面

四 第三百二十二条第四項に規定する書面又は  
これに準ずる書面

五 次に掲げる者の供述録取書等

一 イ 檢察官が証人として尋問を請求した者  
ロ 檢察官が取調べを請求した供述録取書等  
の供述者であつて、当該供述録取書等が第  
三百二十二条の同意がされない場合には、  
檢察官が証人として尋問を請求することを  
予定しているもの

六 前号に掲げるもののほか、被告人以外の者  
の供述録取書等であつて、檢察官が特定の檢  
察官請求証拠により直接證明しようとする事  
実の有無に関する供述を内容とするもの  
を記載しないことができる。

檢察官は、前項の證明予定事實を證明するた  
めに用いる証拠の取調べを請求しなければなら  
ない。

一人の身体若しくは財産に害を加え又は人を  
畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされる  
おそれ

犯罪の證明又は犯罪の搜査に支障を生ずる  
見を聽いた上で、第一項の書面の提出及び送付  
並びに第二項の請求の期限を定めるものとす  
る。

裁判官は、第二項の規定により一覽表の交付  
をした後、証拠を新たに保管するに至つたとき  
は、速やかに、被告人又は弁護人に對し、当該  
新たに保管するに至つた証拠の一覽表の交付を  
しなければならない。この場合においては、前  
二項の規定を準用する。

一 人の身體若しくは財產に害を加え又は人を  
畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされる  
おそれ

犯罪の證明又は犯罪の搜査に支障を生ずる  
見を聽いた上で、第一項の書面の提出及び送付  
並びに第二項の請求の期限を定めるものとす  
る。

裁判官は、第二項の規定により一覽表の交付  
をした後、証拠を新たに保管するに至つたとき  
は、速やかに、被告人又は弁護人に對し、当該  
新たに保管するに至つた証拠の一覽表の交付を  
しなければならない。この場合においては、前  
二項の規定を準用する。

一 人の身體若しくは財產に害を加え又は人を  
畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされる  
おそれ

犯罪の證明又は犯罪の搜査に支障を生ずる  
見を聽いた上で、第一項の書面の提出及び送付  
並びに第二項の請求の期限を定めるものとす  
る。

裁判官は、第二項の規定により一覽表の交付  
をした後、証拠を新たに保管するに至つたとき  
は、速やかに、被告人又は弁護人に對し、当該  
新たに保管するに至つた証拠の一覽表の交付を  
しなければならない。この場合においては、前  
二項の規定を準用する。

一 人の身體若しくは財產に害を加え又は人を  
畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされる  
おそれ

犯罪の證明又は犯罪の搜査に支障を生ずる  
見を聽いた上で、第一項の書面の提出及び送付  
並びに第二項の請求の期限を定めるものとす  
る。

裁判官は、第二項の規定により一覽表の交付  
をした後、証拠を新たに保管するに至つたとき  
は、速やかに、被告人又は弁護人に對し、当該  
新たに保管するに至つた証拠の一覽表の交付を  
しなければならない。この場合においては、前  
二項の規定を準用する。

一 人の身體若しくは財產に害を加え又は人を  
畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされる  
おそれ

犯罪の證明又は犯罪の搜査に支障を生ずる  
見を聽いた上で、第一項の書面の提出及び送付  
並びに第二項の請求の期限を定めるものとす  
る。

裁判官は、第二項の規定により一覽表の交付  
をした後、証拠を新たに保管するに至つたとき  
は、速やかに、被告人又は弁護人に對し、当該  
新たに保管するに至つた証拠の一覽表の交付を  
しなければならない。この場合においては、前  
二項の規定を準用する。

一 人の身體若しくは財產に害を加え又は人を  
畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされる  
おそれ

犯罪の證明又は犯罪の搜査に支障を生ずる  
見を聽いた上で、第一項の書面の提出及び送付  
並びに第二項の請求の期限を定めるものとす  
る。

裁判官は、第二項の規定により一覽表の交付  
をした後、証拠を新たに保管するに至つたとき  
は、速やかに、被告人又は弁護人に對し、当該  
新たに保管するに至つた証拠の一覽表の交付を  
しなければならない。この場合においては、前  
二項の規定を準用する。

一 人の身體若しくは財產に害を加え又は人を  
畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされる  
おそれ

犯罪の證明又は犯罪の搜査に支障を生ずる  
見を聽いた上で、第一項の書面の提出及び送付  
並びに第二項の請求の期限を定めるものとす  
る。

裁判官は、第二項の規定により一覽表の交付  
をした後、証拠を新たに保管するに至つたとき  
は、速やかに、被告人又は弁護人に對し、当該  
新たに保管するに至つた証拠の一覽表の交付を  
しなければならない。この場合においては、前  
二項の規定を準用する。

裁判官は、第二項の規定により一覽表の交付  
をした後、証拠を新たに保管するに至つたとき  
は、速やかに、被告人又は弁護人に對し、当該  
新たに保管するに至つた証拠の一覽表の交付を  
しなければならない。この場合においては、前  
二項の規定を準用する。





受けた弁護士から、その者がその証人を尋問することの申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、審理の状況、申出に係る尋問事項の内容、申出をした者の数その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、情状に関する事項（犯罪事実に関するものを除く。）についての証人の供述の証明力を争うために必要な事項について、申出をした者がその証人を尋問することを許すものとする。

前項の申出は、検察官の尋問が終わった後（検察官の尋問がないときは、被告人又は弁護人の尋問が終わつた後）直ちに、尋問事項を明らかにして、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、当該事項について自ら尋問する場合を除き、意見を付して、これを裁判所に通すものとする。

第三百六十六条の三十七 裁判所は、被害者参加人又はそのまごを受けた弁護士に、その旨が記載された手帳等に記入する場合においては、その旨を記載する。裁判長は、第二百九十五条第一項から第四項まで規定する場合のほか、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士のする尋問が第一項に規定する事項以外の事項にわたるときは、これを制限することができる。

又はその委託を受けた弁護士から、その者が被告人に対して第三百十一条第二項の供述を求めるための質問を發すこととの申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士がこの法律の規定による意見の陳述をするために必要があると認める場合であつて、審理の状況、申出に係る質問をする事項の内容、申出をした者の数その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、申出をした者が被告人に対してその質問を發することを許すものとする。

前項の申出は、あらかじめ、質問をする事項を明らかにして、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、当該事項について自ら供述を求める場合を除き、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

裁判長は、第二百九十五条第一項、第三項及び第四項に規定する場合のほか、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士のする質問が第一項に規定する意見の陳述をするために必要がある事項に關係のない事項にわたるときは、これを制限することができる。

る。前項の申出は、あらかじめ、陳述する意見の要旨を明らかにして、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

裁判長は、第二百九十五条第一項、第三項及び第四項に規定する場合のほか、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士の意見の陳述が第一項に規定する範囲を超えるときは、これを制限することができる。

第一項の規定による陳述は、証拠とはならぬるものとする。

**第三百一十六条の三十九** 裁判所は、被害者参加人が第三百一十六条の三十四第一項（同条第五項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定により公判期日又は公判準備に出席する場合において、被害者参加人の年齢、心身の状態その他の事情を考慮し、被害者参加人が著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、その不安又は緊張を緩和するのに適当であり、かつ、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは被告人に対する供述を求める行為が若しくは訴訟関係人がする陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがないと認める者を、被害者参加人に付き添わせることができる。

前項の規定により被害者参加人に付き添うこととされた者は、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは被告人に対する供述を求める行為が若しくは訴訟関係人がする陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるような言動をしてはならない。

裁判所は、第一項の規定により被害者参加人に付き添うこととされた者が、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは被告人に対する供述を求める行為が若しくは訴訟関係人がする陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えることを許すものとする。

して、これを裁判において検察官は意見を付され、この場合においては通知するものとする。裁判長は、第二百九十五条规定第一項、第三項及び第四項に規定する場合のほか、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士の意見の陳述が第一項に規定する範囲を超えるときは、これを制限することができる。

第一項の規定による陳述は、証拠とはならぬるものとする。

**三百六十六条の三十九** 裁判所は、被害者参加人が第三百六十六条の三十四第一項（同条第五項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定により公判期日又は公判準備に出席する場合において、被害者参加人の年齢、心

身の状態その他の事情を考慮し、被害者参加人が著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、その不安又は緊張を緩和するのに適当であり、かつ、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは被告人に対する供述を求める行為若しくは訴訟関係人がする陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがないと認める者を、被害者参加人に付き添わせることができる。

前項の規定により被害者参加人に対する添え

とされた者は、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは被告人に対する供述を求める行為若しくは訴訟関係人がする陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるような言動をしてはならない。

裁判所は、第一項の規定により被害者参加人に付き添うこととされた者が、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは被告人に対する供述を求める行為若しくは訴訟関係人がする陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるの他その者や被言者等につけたる二つ目当

の者を被害者参加人は付き添わせる。ことが相当でないと認めるに至つたときは、決定で、同項の決定を取り消すことができる。

裁判所は、被害者参加人が第三百十六条の三  
十四第一項の規定により公判期日又は公判準備  
に出席する場合において、犯罪の性質、被害者

署名若しくは押印のあるものは、次に掲げる場合に限り、これを証拠とすることができる。

参加人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、被害者参加人が被告人の面前において在席、尋問、質問又は陳述をすることは、圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるとときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見

び第二項に規定する方法による場合を含む。)における供述を録取した書面については、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは国外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は供述者が公判準備若しくは公

告人とその被害者参加との間で、被告人から被害者参加の状態を認識することができない。ようするに、裁判所は、被害者参加人が第百六十二条の三十四第一項の規定により公判期日に出席する場合、くわしく、犯罪の性質、皮膚等を加へる手

二 檢察官の面前における供述を録取した書面について、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは公判期日において供述するため公判準備若しくは公判期日において公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は公判準備若しくは公判期日において供述を録取した書面を提出するべきとき。

合において、犯人の性質、犯行者参加者の年齢、心身の状態、名譽に対する影響等その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、傍聴人とその被害者参加人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置を採ることができる。

三 前二号に掲げる書面以外の書面について  
は、公判期日における供述を信  
用すべき特別の情況の存  
するときには、  
（一）前二号に掲げる書面以外の書面について  
は、公判期日における供述を信  
用すべき特別の情況の存  
するときには、

**第四節 証拠**  
**第三百七十九条** 事実の認定は、証拠による。  
**第三百八十条** 証拠の説明力は、裁判官の自由な判断に委ねる。

は、供述者が死亡し、精神若しくは身体の故障、所在不明又は国外にいるため公判準備又は公判期日において供述することができず、かつ、その供述が犯罪事実の存否の証明に全くことができないものであるとき。ただし、その供述が特に信用すべき情況の下にされたものであるときに限る。

被告人以外の者の公判準備若しくは公判期日における供述を錄取した書面又は裁判所若しくは裁判官の検証の結果を記載した書面は、前項の規定にかかるらず、これを証拠とすることが

前二項の自白には、起訴された犯罪について有罪であることを自認する場合を含む。

できる。  
検察官、検察事務官又は司法警察職員の検証の結果を記載した書面は、その供述者が公判期日ににおいて証人として尋問を受け、その真正性に作成されたものであることを供述したときは、第一項の規定にかかわらず、これを証拠とすることができる。

鑑定の経過及び結果を記載した書面で鑑定人の作成したものについても、前項と同様である。

**第三百二十一條の二** 被告事件の公判準備若しくは公判期日これらする手続以外の刑事手続又は也

**第三百二十一條** 被告人以外の者が作成した供述書又はその者の供述を録取した書面で供述者の隠匿がない

は公定期日にわける三級以外の刑事三級又は他の事件の刑事手続において第百五十七条の六第一項又は第二項に規定する方法によりされた証

人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体がその一部とされた調書は、前条第一項の規定にかかるらず、証拠とすることができない。この場合において、裁判所は、その調書を取り調べた後、訴訟関係人に對し、その供述者を証人として尋問する機会を与えない。前項の規定により調書を取り調べる場合においては、第三百五条第五項ただし書の規定は、適用しない。

第一項の規定により取り調べられた調書に記録された証人の供述は、第二百九十五条第一項前段並びに前条第一項第一号及び第二号の適用については、被告事件の公判期日においてされたものとみなす。

### 第三百二十二条の三 第一百二十二条の三

第一号に掲げる者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録した記録媒体（その供述がされた聴取の開始から終了に至るまでの間ににおける供述及びその状況を記録したものに限る。）は、その供述が第二号に掲げる措置が特に採られた情況の下にされたものであると認める場合であつて、聴取に至るまでの情況その他の事情を考慮し相当と認めるときは、第三百二十二条の三第一項の規定にかかるらず、証拠とすることができる。この場合において、裁判所は、その記録媒体を取り調べた後、訴訟関係人に對し、その供述者を証人として尋問する機会を与えない。

#### イ 刑法第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条、第一百八十二条若しくは第二百八十二条の罪、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。）若しくは第三項において同じ）、同法第二百二十七条第一項（わいせつの目的に係る部分に限る。）の罪若しくは第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者

口 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪、児童買春、児童ボルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の

保護等に関する法律第四条から第八条までの罪又は性的な姿勢を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪の被害者ハ、イ及びロに掲げる者のほか、犯罪の性質、供述者の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、更に公判準備又は公判期日において供述するときは精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認められる者

#### 二 次に掲げる措置

イ 供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、供述者の不安又は緊張を緩和することその他の供述者が十分な供述をするため必要な措置

ロ 供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、誘導をできる限り避けることその他の供述の内容に不当な影響を与えないようするため必要な措置

第三百二十二条 被告人が作成した供述又は被告人の供述を録取した書面で被告人の署名若しくは押印のあるものは、その供述が被告人に不利な事実の承認を内容とするものであるとき、又は特に信用すべき情況の下にされたものであるときに限り、これを証拠とすることができる。但し、被告人に不利益な事実の承認を内容とする書面は、その承認が自白でない場合においても、第三百十九条の規定に準じ、任意にされたものではない疑があると認めるときは、これを証拠とすることはできない。

第三百二十三条 第三百二十二条から前条までに掲げる書面は、その供述が任意にされたものであると認めるときに限り、これを証拠とすることができる。

一 戸籍謄本、公正証書謄本その他公務員（外國の公務員を含む。）がその職務上証明することができる事実についてその公務員の作成した書面

二 商業帳簿、航海日誌その他業務の通常の過程において作成された書面

三 前二号に掲げるもののほか特に信用すべき情況の下に作成された書面

第四百二十四条 被告人以外の者の公判準備又は公判期日における供述をその内容とするものについては、第三百二十二条の規定を準用する。

被告人以外の者の公判準備又は公判期日ににおける供述で被告人以外の者の公判準備又は公判期日における供述をその内容とするものについては、第三百二十二条第一項第三号の規定を準用する。

第三百二十五条 裁判所は、第三百二十二条から前条までの規定により証拠とができる書面又は供述であつても、あらかじめ、その書面に記載された供述又は公判準備若しくは公判期日における供述の内容となつた他の者の供述が任意にされたものかどうかを調査した後でなければ、これを証拠とすることはできない。

第三百二十六条 檢察官及び被告人が証拠とすることによる同意があつたものとみなす。但し、代理人又は弁護人が出頭したときは、この限りでない。

第三百二十七条 裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人が合意の上、文書の内容又は公判期日に出頭すれば供述することが予想されるその供述の内容を書面に記載して提出したときは、その文書又は供述すべき者を取り調べられないでも、その書面を証拠とすることができる。この場合においても、その書面の証明力を争うことを妨げない。

第三百二十八条 第三百二十二条乃至第三百二十二条の規定により証拠とすることができない書面又は供述であつても、公判準備又は公判期日における被告人の公判準備又は公判期日において作成された書面

第三百二十九条 公判の裁判

第三百三十一条 裁判所は、被告人の申立がなければ、土地管轄について、管轄の言渡をすることができない。

第三百三十二条 簡易裁判所は、地方裁判所において審判するのを相当と認めるときは、決定で管轄地方裁判所にこれを移送しなければならない。

第三百三十三条 被告事件について犯罪の証明があつたときは、第三百三十四条の場合を除いては、判決で刑の言渡をしなければならない。

第三百三十四条 被告事件について刑を免除することができる場合において、被告人が出頭しないときは、判決でその旨の言渡をしなければならない。

第三百三十五条 有罪の言渡をするには、罪となるべき事実、証拠の標目及び法令の適用を示さなければならぬ。

第三百三十六条 被告事件が罪とならないときは、判決でその旨の言渡をしなければならない。

第三百三十七条 左の場合には、判決で免訴の言渡をしなければならない。

第三百三十八条 左の場合には、判決で公訴を棄却しなければならない。

第三百三十九条 被告事件が裁判所の管轄に属しないときは、判決で管轄の言渡をしなければならない。但し、第二百六十六条规定第二号の規定により地方裁判所の審判に付された事件については、管轄の言渡をすることはできない。

第三百四十条 被告事件が裁判所の管轄に属しないときは、判決で管轄の言渡をしなければならない。但し、第二百四十二条第一項第一号に係る同法第

第三百三十九条 高等裁判所は、その特別権限に属する事件として公訴の提起があつた場合において、その事件が下級の裁判所の管轄に属するものと認めるときは、前条の規定にかかるらず、決定で管轄裁判所にこれを移送しなければならない。

第三百四十一条 被告人の申立がなければ、土地管轄について、管轄の言渡をすることができない。

第三百三十二条 簡易裁判所は、地方裁判所において審判するのを相当と認めるときは、決定で管轄地方裁判所にこれを移送しなければならない。

第三百三十三条 被告事件について犯罪の証明があつたときは、第三百三十四条の場合を除いては、判決で刑の言渡をしなければならない。

第三百三十四条 被告事件について刑を免除することができる場合において、被告人が出頭しないときは、判決でその旨の言渡をしなければならない。

第三百三十五条 有罪の言渡をするには、罪となるべき事実、証拠の標目及び法令の適用を示さなければならぬ。

第三百三十六条 被告事件が罪とならないときは、判決でその旨の言渡をしなければならない。

第三百三十七条 左の場合には、判決で免訴の言渡をしなければならない。

第三百三十八条 左の場合には、判決で公訴を棄却しなければならない。

第三百三十九条 被告事件が裁判所の管轄に属しないときは、判決で管轄の言渡をしなければならない。但し、第二百四十二条第一項第一号に係る同法第



**第三百四十五条の三** 第三百四十二条の三から第三百四十二条の八までの規定は、前条の許可について準用する。この場合において、次の表の留の執行停止をする場合において、罰金の裁判の確定後に罰金を完納することができないこととなるおそれがあると認めるときも 同項と同様とする。

**第三百四十六条** 押収した物について、没収の言渡がないときは、押収を解く言渡があつたものとする。

**第三百四十七条** 押収した贓物で被害者に還付すべき理由が明らかなものは、これを被害者に還付する言渡をしなければならない。贓物の対価として得た物について、被害者か

**第三百四十九条の二** 前条の請求があつたときは、裁判所は、猶予の言渡を受けた者又はその代理人の意見を聴いて決定をしなければならない。

前項の場合において、その請求が刑法第二十一条の二第二号又は第二十七条の五第二号の規定による猶予の言渡しの取消しを求めるもので

の必要な協力をすること（イ及びロに掲げる行為を除く）。  
二 次に掲げる行為

ときは、還付の言渡があつたものとする。前三項の規定は、民事訴訟の手続に従い、利害関係人がその権利を主張することを妨げない。

**第三百四十八条** 裁判所は、罰金、科料又は追徴を言い渡す場合において、判決の確定を待つてはその執行をすることができず、又はその執行をするのに著しい困難を生ずる虞があると認めるとときは、検察官の請求により又は職権で、被告人に対し、仮に罰金、科料又は追徴に相当する金額を納付すべきことを命ずることができること。

仮納付の裁判は、刑の言渡と同時に、判決での言渡をしなければならない。仮納付の裁判は、直ちにこれを執行することができる。

**第三百四十九条** 刑の執行猶予の言渡しを取り消すべき場合には、検察官は、刑の言渡しを受けた者の現在地又は最後の住所地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所に対しその請求をしなければならない。

刑法第二十六条の二第二号又は第二十七条の五第二号の規定により刑の執行猶予の言渡しを取り消すべき場合には、前項の請求は、保護観察所の長の申出に基づいてこれをしなければならない。

刑法第二十七条第四項若しくは第五項又は第二十七条の七第四項若しくは第五項の規定により刑の執行猶予の言渡しを取り消すべき場合は、第一項の請求は、同法第二十七条第二項前段に規定する刑の全部の執行猶予の期間内又は、第一項の請求は、同法第二十七条第二項前段に規定する刑の全部の執行猶予の言渡し後その猶予の期間を経過するまでに更に犯した罪であつて当該請求の理由に係るものについて罰金以上の刑に処する裁判が確定した日から二箇月を経過した後はこれをすることができない。

第三百五十九条	第三百五十条	第四章 証拠収集等への協力及び訴追に関する合意
第一項の決定をするについて口頭弁論を経る場合には、検察官は、裁判所の許可を得て、保護観察官に意見を述べさせることができる。	第一項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。	第一項の決定をするについて口頭弁論を経る場合には、検察官は、その犯罪事実について最終の判決をした裁判所にその請求をしなければならない。この場合には、前条第一項及び第五項の規定を準用する。
第一節 合意及び協議の手続	刑法第五十二条の規定により刑を定むべき場合には、検察官は、特定犯罪に係る事件の被疑者又は被告人が特定犯罪に係る他人の刑事事件（以下単に「他人の刑事事件」という。）について一又は二以上の第一号に掲げる行為をすることにより得られる証拠の重要性、当該関係する犯罪の軽重及び情状、当該関係する犯罪の関連性の程度その他の事情を考慮して、必要と認めるときは、被疑者又は被告人との間で、被疑者又は被告人が当該他人の刑事事件について一又は二以上の同号に掲げる行為をし、かつ、検察官が被疑者又は被告人の当該事件について一又は二以上の第二号に掲げる行為をすることを内容とする合意をすることができる。	第一項の決定をするについて口頭弁論を経る場合には、猶予の言渡を受けた者は、弁護人を選任することができます。
イ 第一百九十八条第一項又は第二百二十三条による証拠の収集に関し、証拠の提出その他実の供述すること。	ロ 証人として尋問を受ける場合において真実の供述すること。	ハ 検察官・検察事務官又は司法警察職員に

本 第二百九十三条第一項の規定による意見書の陳述において、被告人に特定の刑を科すべき旨の意見を陳述すること。

ト 即決裁判手続の申立てをすること。

一 前項に規定する「特定犯罪」とは、次に掲げること。

二 罰式命令の請求をすること。

三 刑法第九十六条から第九十六条の六まで若しくは第一百五十五条の罪、同条の例により処断すべき罪、同法第一百五十七条の罪、同法第一百五十八条の罪（同法第一百五十五条の罪、同条の例により処断すべき罪又は同法第一百五十七条第一項若しくは第二項の罪に係るものに限る）又は同法第一百五十九条から第一百六十条の五まで、第一百九十七条から第一百九十七条の四まで、第一百九十八条、第二百四十六条から第二百五十条まで若しくは第二百五十二条から第二百五十四条までの罪

二 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪处罚法」という。）第六十三条第一項第一号から第四号まで、第十三号若しくは第十四号に掲げる罪に係る同条の罪、同項第十三号若しくは第十四号に掲げる罪に係る同条の罪の未遂罪又は組織的犯罪处罚法第十条若しくは第十一条の罪

三 前二号に掲げるもののほか、租税に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の罪その他の財政経済関係犯罪として政令で定めるもの

四 次に掲げる法律の罪

イ 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）

三百五十条の二 檢察官は、特定犯罪に係る事件の被疑者又は被告人が特定犯罪に係る他人の刑事事件（以下単に「他人の刑事事件」といふ）について一又は二以上の第一号に掲げる行為をすることにより得られる証拏の重要性を考慮する犯の関連性の程度その他の事情を考慮して、必委と認めるときは、被疑者又は被告人との間で、被疑者又は被告人が当該他人の刑事事件について一又は二以上の同号に掲げる行為をし、検察官が被疑者又は被告人の当該事件について一又は二以上の第二号に掲げる行為をすることを内容とする合意をすることができる。

イ 第百九十八条第一項又は第二百二十三条第一項の規定による検察官、検察事務官又は司法警察職員の取調べに際して眞実の供述をすること。

四 次に掲げる法律の罪

二 条から第二百五十四条までの罪

二 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪处罚法」という。）第六条第一項第一号から第四号まで、第十三号若しくは第十四号に掲げる罪に係る同条の罪、同項第十三号若しくは第十四号に掲げる罪に係る同条の罪の未遂罪又は組織的犯罪处罚法第十条若しくは第十一条の罪

三 前二号に掲げるもののほか、租税に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第十五号）の罪その他の財政経済関係犯罪として政令で定めるもの

口 証人として尋問を受ける場合において眞実の供述をすること。

四 次に掲げる法律の罪  
イ 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）

口 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）

ハ 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）

二 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第百四十五号）

ヘ あへん法（昭和二十九年法律第七百十四号）

ト 銃砲刀劍類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）

チ 國際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）

五 刑法第二百三条、第二百四条若しくは第二百五十五条の二の罪又は組織的犯罪処罰法第七条の二の罪（いずれも前各号に掲げる罪を本犯の罪とするものに限る。）

（同条第一項第一号から第三号までに掲げる者に係るものに限る。）若しくは組織的犯罪処罰法第七条の二の罪（いずれも前各号に掲げる罪を本犯の罪とするものに限る。）

第一項の合意には、被疑者若しくは被告人が第一項第一号に掲げる行為又は検察官がする同一項目第二号に掲げる行為に付随する事項その他の合意の目的を達するため必要な事項をその内容として含めることができる。

第三百五十条の三 前条第一項の合意をするには、弁護人の同意がなければならない。

前条第一項の合意は、検察官、被疑者又は被告人及び弁護人が連署した書面により、その内容を明らかにしてするものとする。

第三百五十条の四 第三百五十条の二第一項の合意をするため必要な協議は、検察官と被疑者又は被告人及び弁護人との間で行うものとする。

ただし、被疑者又は被告人及び弁護人に異議がないときは、協議の一部を弁護人のみとの間で行うことができる。

第三百五十条の五 前条の協議において、検察官は、被疑者又は被告人が前条の協議においてした供述は、第三百五十条の二第一項の合意が成立しなかつたときは、これを証拠とすることがでない。

前項の規定は、被疑者又は被告人が当該協議においてした行為が刑法第百三条、第四百四条若しくは第二百七十二条の罪又は組織的犯罪処罰法第七条第一項第一号若しくは第二号に掲げる者に係る同条の罪に当たる場合において、これらに係る事件において用いるときは、これを適用しない。

**第三百五十条の六** 檢察官は、司法警察員が送致し若しくは送付した事件又は司法警察員が現に捜査していると認める事件について、その被疑者との間で第三百五十条の四の協議を行おうとするときは、あらかじめ、司法警察員と協議しなければならない。

検察官は、第三百五十条の四の協議に係る他人の刑事事件について司法警察員が現に捜査していることその他の事情を考慮して、当該他人の刑事案件の捜査のため必要と認めるときは、前条第一項の規定により供述を求めてることその他、当該協議における必要な行為を司法警察員にさせることができる。この場合において、司法警察員は、検察官の個別の授權の範囲内で、検察官が第三百五十条の二第一項の合意の内容とすることを提案する同項第一号に掲げる行為の内容の提示をすることができる。

第三百五十条の七 檢察官は、被疑者との間

前項の規定は、被疑者又は被告人が当該協議においてした行為が刑法第百三条、第四百四条若しくは第二百七十二条の罪又は組織的犯罪処罰法第七条第一項第一号若しくは第二号に掲げる者に係る同条の罪に当たる場合において、これらに係る事件において用いるときは、これを適用しない。

**第三百五十条の六** 檢察官は、司法警察員が送致し若しくは送付した事件又は司法警察員が現に捜査していると認める事件について、その被疑者との間で第三百五十条の四の協議を行おうとするときは、あらかじめ、司法警察員と協議しなければならない。

検察官は、第三百五十条の四の協議に係る他の刑事事件について司法警察員が現に捜査していることその他の事情を考慮して、当該他人の刑事案件の捜査のため必要と認めるときは、前条第一項の規定により供述を求めるることその他の当該協議における必要な行為を司法警察員にさせることができる。この場合において、司法警察員は、検察官の個別の授權の範囲内で、検察官が第三百五十条の二第一項の合意の内容とすることを提案する同項第一号に掲げる行為の内容の提示をすることができる。

### 第三節 合意の終了

**第三百五十条の八** 被告人以外の者の供述録取書等であつて、その者が第三百五十条の二第一項の合意に基づいて作成したもの又は同項の合意に基づいてされた供述を録取し若しくは記録したものについて、検察官、被告人若しくは弁護人が取調べを請求し、又は裁判所が職権でこれを取り調べることとしたときは、検察官は、遅滞なく、合意内容書面の取調べを請求しなければならない。この場合においては、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

**第三百五十条の九** 檢察官、被告人若しくは弁護人が証人尋問を請求し、又は裁判所が職権で証人尋問を行うこととした場合において、その証人となるべき者との間で当該証人尋問について第三百五十条の二第一項の合意があるときは、検察官は、遅滞なく、合意内容書面の取調べを請求しなければならない。この場合においては、第三百五十条の七第三項の規定を準用す

三 次に擧げる事由 檢察官  
イ 破綻者又は破告人が第

は実質的に異なるた供述をしたことにより同号に該当する場合を除く。となつたことを理由として第三百五十条の二十二の決定を取り消したとき。

二 檢察官が第三百五十条の二第一項第二号トに係る同項の合意に基づいて略式命令の請求をした事件について、裁判所が第四百六十三条第一項若しくは第二項の規定により通常の規定に従い審判をすることとし、又は検察官が第四百六十五条第一項の規定により正式裁判の請求をしたとき。

**第三百五十条の三** 前条第一項の合意をするには、弁護人の同意がなければならない。  
前条第一項の合意は、検察官、被疑者又は被告人及び弁護人が連署した書面により、その内容を明らかにしてするものとする。

刑法第三百三条、第四条若しくは第五百五十三条の二の罪又は組織的犯罪処罰法第七条の罪（同条第一項第一号から第三号までに掲げる者に係るものに限る。）若しくは組織的犯罪処罰法第七条の二の罪（いずれも前各号に掲げる罪を本犯の罪とするものに限る。）第一項の合意には、被疑者が若しくは被告人がする同項第一号に掲げる行為又は検察官がする同項第二号に掲げる行為もこれに包含される。

法律第六号  
金石人等製造販賣業者に對する取締りの件  
(平成三一年五月一日施行)

口 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）

ハ 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二三百五十二号）

二 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）

ホ 武器等製造法（昭和二十八年法律第二百四十五号）

ヘ あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）

ト 流寇刀劍類所持等反帝去（昭和三十三年）

起後に被告人との間で第三百五十条の一第一項の合意をしたときも、同様とする。  
前項の規定により合意内容書面の取調べを請求する場合において、当該合意の当事者が第三百五十条の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしているときは、検察官は、あわせて、同項の書面の取調べを請求しなければならない。

第一項の規定により合意内容書面の取調べを請求した後に、当該合意の当事者が第三百五十条の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしたときは、検察官は、遲滞なく、同項の書面の取調べを請求しなければならない。

第三百五十条の七 檢察官は、被疑者との間でした第三百五十条の二第一項の合意がある場合において、当該合意に係る被疑者の事件について公訴を提起したときは、第二百九十五条の手続が終わつた後（事件が公判前整理手続に付された場合には、その時後）遅延なく、証拠として第三百五十条の三第二項の書面（以下「合意内容書面」という。）の取調べを請求しなければならない。被告事件について、公訴の提

前項の規定は、被疑者又は被告人が当該協議においてした行為が刑法第百三条、第四百四条若しくは第二百七十二条の罪又は組織的犯罪処罰法第七条第一項第一号若しくは第二号に掲げる者に係る同条の罪に当たる場合において、これらに係る事件において用いるときは、これを適用しない。

**第三百五十条の六** 檢察官は、司法警察員が送致し若しくは送付した事件又は司法警察員が現に捜査していると認める事件について、その被疑者との間で第三百五十条の四の協議を行おうとするときは、あらかじめ、司法警察員と協議しなければならない。

検察官は、第三百五十条の四の協議に係る他の刑事事件について司法警察員が現に捜査していることその他の事情を考慮して、当該他人の刑事案件の捜査のため必要と認めるときは、前条第一項の規定により供述を求めるることその他の当該協議における必要な行為を司法警察員にさせることができる。この場合において、司法警察員は、検察官の個別の授權の範囲内で、検察官が第三百五十条の二第一項の合意の内容とすることを提案する同項第一号に掲げる行為の内容の提示をすることができる。

**第三百五十条の十** 次の各号に掲げる事由があるときは、当該各号に定める者は、第三百五十条の二第一項の合意から離脱することができる。  
一 第三百五十条の二第一項の合意の当事者が

**第三百五十条の八** 被告人以外の者の供述録取書等であつて、その者が第三百五十条の二第一項の合意に基づいて作成したもの又は同項の合意に基づいてされた供述を録取し若しくは記録したものについて、検察官、被告人若しくは弁護人が取調べを請求し、又は裁判所が職権でこれを取り調べることとしたときは、検察官は、遅滞なく、合意内容書面の取調べを請求しなければならない。この場合においては、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

**第三百五十条の九** 檢察官、被告人若しくは弁護人が証人尋問を請求し、又は裁判所が職権で証人尋問を行うこととした場合において、その証人となるべき者との間で当該証人尋問について第三百五十条の二第一項の合意があるときは、検察官は、遅滞なく、合意内容書面の取調べを請求しなければならない。この場合においては、第三百五十条の七第三項の規定を準用す

は実質的に異なつた供述をしたことにより同号に該当する場合を除く。)となつたことを理由として第三百五十五条の二十二の決定を取り消したとき。

二 檢察官が第三百五十条の二第一項第二号トに係る同項の合意に基づいて略式命令の請求をした事件について、裁判所が第四百六十三条第一項若しくは第二項の規定により通常の規定に従い審判をすることとして又は検察官が第四百六十五条第一項の規定により正式裁判の請求をしたとき。

三 次に掲げる事由 檢察官

イ 被疑者又は被告人が第三百五十条の四の協議においてした他人の刑事案件についての供述の内容が真実でないことが明らかになつたとき。

ロ 第一号に掲げるもののほか、被疑者若しくは被告人が第三百五十条の二第一項の合意に基づいてした供述の内容が真実でないことが又は被疑者若しくは被告人が同項の合意に基づいて提出した証拠が偽造若しくは変造されたものであることが明らかになつたとき。

前項の規定による離脱は、その理由を記載し二書面にて、自核捺印して置かねばならぬ旨を記載し

**第三百五十条の十一** 檢察官が第三百五十条の二  
第一項第一号イに係る同項の合意に基づいて公  
訴を提起しない処分をした事件について、検察  
審査会法第三十九条の五第一項第一号若しくは  
第二号の議決又は同法第四十一条の六第一項の  
起訴議決があつたときは、当該合意は、その効  
力を失う。

は実質的に異なつた供述をしたことにより同号に該当する場合を除く。)となつたことを理由として第三百五十条の二十二の決定を取り消したとき。

二 檢察官が第三百五十条の二第一項第二号トに係る同項の合意に基づいて略式命令の請求をした事件について、裁判所が第四百六十三条第一項若しくは第二項の規定により通常の規定に従い審判をすることとして、又は検察官が第四百六十五条第一項の規定により正式裁判の請求をしたとき。

三 次に掲げる事由 檢察官

イ 被疑者又は被告人が第三百五十条の四の協議においてした他人の刑事案件についての供述の内容が真実でないことが明らかになつたとき。

ロ 第一号に掲げるもののほか、被疑者若しくは被告人が第三百五十条の二第一項の合意に基づいてした供述の内容が真実でないことが又は被疑者若しくは被告人が同項の合意に基づいて提出した証拠が偽造若しくは変造されたものであることが明らかになつたとき。

前項の規定による離脱は、その理由を記載した書面により、当該離脱に係る合意の相手方に對し、当該合意から離脱する旨の告知をして行うものとする。

**第三百五十条の十一** 檢察官が第三百五十条の二第一項第二号イに係る同項の合意に基づいて公訴を提起しない処分をした事件について、検察官審査会法第三十九条の五第一項第一号若しくは第二号の議決又は同法第四十一条の六第一項の起訴議決があつたときは、当該合意は、その効

項第三号イ若しくはロに掲げる事由に該当することとなつたとき。

二 被告人が当該合意に基づくものとしてした行為又は当該協議においてした行為が第三百四十四条の十五第一項の罪、刑法第三百三十三条、第一百四十九条若しくは第三百七十二条、第三百六十九条若しくは第三百七十二条の罪又は組織的犯罪処罰法第七条第一項第一号若しくは第二号に掲げる者に係る同条の罪に当たる場合において、これらの罪に係る事件において用いるとき。

三 証拠とすることについて被告人に異議がないとき。

#### 第四節 合意の履行の確保

**第三百五十三条の十三** 檢察官が第三百五十三条の二第一項第二号イからニまで、ヘ又はトに係る同項の合意(同号ハに係るものについては、特定の訴因及び罰条により公訴を提起する旨のものに限る)に違反して、公訴を提起し、公訴を取り消さず、異なる訴因及び罰条により公訴を提起し、訴因若しくは罰条の追加、撤回若しくは変更を請求することなく若しくは異なる訴因若しくは罰条の追加若しくは撤回若しくは異なる訴因若しくは罰条への変更を請求して公訴を維持し、又は即決裁判手続の申立て若しくは略式命令の請求を同時にすることなく公訴を提起したときは、判決で当該公訴を棄却しなければならない。

検察官が第三百五十三条の二第一項第二号ハに係る同項の合意(特定の訴因及び罰条により公訴を維持する旨のものに限る)に違反して訴因又は罰条の追加又は変更を請求したときは、裁判所は、第三百十二条第一項の規定にかかるらず、これを許してはならない。

**第三百五十三条の十四** 檢察官が第三百五十三条の二第一項の合意に基づいてした供述及び当該第一項の四の協議においてした供述及び當合意に基づいてした被告人の行為により得られた証拠は、これらを証拠とすることはできない。

前項の規定は、当該被告人の刑事案件の証拠

**第三百五十三条の十五** 第三百五十三条の二第一項の合意に違反して、検察官、検察事務官又は司法警察員に対し、虚偽の供述をし又は偽造若しくは、これを適用しない。

くは変造の証拠を提出した者は、五年以下の拘禁刑に処する。

前項の罪を犯した者が、当該合意に係る他人の刑事案件の裁判が確定する前であつて、かつ、当該合意に係る自己の刑事案件の裁判が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

### 第五章 即決裁判手続

#### 第一节 即決裁判手続の申立て

**第三百五十三条の十六** 檢察官は、公訴を提起により即決裁判手續の申立てをすることができない。ただし、死刑又は無期若しくは短期一年以上の拘禁刑に当たる事件については、この限りでない。

前項の申立ては、即決裁判手續によることについての被疑者の同意がなければ、これをすることができない。

検察官は、被疑者に対し、前項の同意をするかどうかの確認を求めるときは、これを書面でしなければならない。この場合において、検察官は、被疑者に対し、即決裁判手續を理解させなければならない。この場合において、検察官は、被疑者に対する意見を聴いた上で、その申立てがあつた事件についてその意見を留保しているとき、又は即決裁判手續の申立てがあつた後に弁護人が選任されたときは、弁護人に対し、できる限り速やかに、即決裁判手續によることについて同意をするかどうかの確認を求めなければならない。

被疑者に弁護人がある場合には、第一項の申立ては、被疑者が第二項の同意をするほか、弁護人が即決裁判手續によることについて同意をし又はその意見を留保しているときに限り、これをすることができる旨を含む。」を説明し、通常の規定に従い審判を受けることができる旨を告げなければならない。

被疑者に弁護人がある場合には、第一項の申立ては、被疑者が第二項の同意をするほか、弁護人が即決裁判手續によることについて同意をし又はその意見を留保しているときに限り、これをすることができる旨を含む。」を説明し、通常の規定に従い審判を受けることができる旨を告げなければならない。

**第三百五十三条の十七** 前条第三項の確認を認められた被疑者が即決裁判手續によることについて同意をするかどうかを明らかにしてようとする場合において、被疑者が貧困その他事由により弁護人を選任することができないときは、裁判官は、その請求により、被疑者のため弁護人を付さなければならない。ただし、被疑者以外の

者が選任した弁護人がある場合は、この限りでない。

第三十七條の三の規定は、前項の請求をする場合についてこれを準用する。

#### 第二节 公判準備及び公判手続の特例

**第三百五十三条の十八** 即決裁判手續の申立てがあつた場合において、被告人に弁護人がないとときは、裁判長は、できる限り速やかに、職権で弁護人を付さなければならない。

第三百五十三条の十九 檢察官は、即決裁判手續の申立てをした事件について、被告人又は弁護人に對し、第二百九十九条第一項の規定により証拠書類を閲覧する機会その他の同項に規定する機会を与えるべき場合には、できる限り速やかに、その機会を与えなければならない。

#### 第三节 公判準備及び公判手續の特例

**第三百五十三条の二十** 裁判所は、即決裁判手續の申立てがあつた事件について、弁護人が即決裁判手續によることについてその意見を留保しているとき、又は即決裁判手續の申立てがあつた後に弁護人が選任されたときは、弁護人に対し、できる限り速やかに、即決裁判手續によることについて同意をするかどうかの確認を求めなければならない。

第三百五十三条の二十一 裁判長は、即決裁判手續の申立てがあつたときは、検察官及び被告人又は弁護人は、前項の同意をするときは、書面での旨を明らかにしなければならない。

第三百五十三条の二十二 裁判所は、即決裁判手續の申立てがあつた後、できる限り早い時期の公判期日を定めなければならない。

第三百五十三条の二十三 裁判所は、即決裁判手續の申立てがあつた事実について、第二百九十九条第五項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしたときは、次に掲げる場合を除き、即決裁判手續によつて審判をする旨の決定をしなければならない。

一 第三百五十三条の十六第二項又は第四項の同意が撤回されたとき。

二 第三百五十三条の二十第一項に規定する場合において、同項の同意がされなかつたとき、又はその同意が撤回されたとき。

三 前二号に掲げるもののほか、当該事件が即決裁判手續によることができないものであると認めるとき。

四 当該事件が即決裁判手續によることが相当でないものであると認めるとき。

#### 第四節 前条の手続を行う公判期日

日及び即決裁判手續による公判期日については、弁護人がないときは、これを聞くことができない。

第三十七條の三の規定は、前項の請求をする場合についてこれを準用する。

#### 第五節 公判準備及び公判手續の特例

**第三百五十三条の二十四** 第三百五十三条の二十二の決定があつた事件について、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、当該決定を取り消さなければならない。

一 判決の言渡し前に、被告人又は弁護人が即決裁判手續によることについて有罪である旨の陳述を撤回したとき。

二 判決の言渡し前に、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述を撤回したとき。

三 前二号に掲げるもののほか、当該事件が即決裁判手續によることができないものであると認めるとき。

四 当該事件が即決裁判手續によることが相当でないものであると認めるとき。

前項の規定により第三百五十三条の二十二の決定が取り消されたときは、公判手續を更新しなければならない。ただし、検察官及び被告人又は弁護人に異議がないときは、この限りでない。

第三百五十三条の二十六 即決裁判手續の申立てを却下する決定(第三百五十三条の二十二第二項第三号又は第四号に掲げる場合に該当することを理由とするもの)を除く。)があつた事件について、当該決定後、証拠調べが行われることなく公訴が取り消された場合において、公訴の取消しによる公訴棄却の決定が確定したときは、第三百四十条の規定にかかるわらず、同一事件について更に公訴を提起することができる。前条第一項第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当する

こと(同号については、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述と相反するか又は実質的に異なつた供述をしたことにより同号に該当する場合に限る。)となつたことは、これを適用しない。



二 判決があつた後に刑の廃止若しくは変更又は大赦があつたこと。

**第三百八十四条** 控訴の申立は、第三百七十七条乃至第三百八十二条及び前条に規定する事由があることを理由とするときに限り、これをすることができる。

**第三百八十五条** 控訴の申立が法令上の方式に違反し、又は控訴権の消滅後にされたものであることが理由となるときは、控訴裁判所は、決定でこれを棄却しなければならない。

前項の決定に対しても、第四百二十八条第二項の異議の申立をすることができる。この場合には、即時抗告に関する規定をも準用する。

**第三百八十六条** 左の場合には、控訴裁判所は、決定で控訴を棄却しなければならない。

第一、第三百七十六条第一項に定める期間内に控訴趣意書を差し出さないとき。

二、控訴趣意書がこの法律若しくは裁判所の規則で定める方式に違反しているとき、又は控訴趣意書にこの法律若しくは裁判所の規則の定めるところに従い必要な疎明資料若しくは保証書を添附しないとき。

三、控訴趣意書に記載された控訴の申立の理由が、明らかに第三百七十七条乃至第三百八十二条及び第三百八十三条に規定する事由に該当しないとき。

前条第二項の規定は、前項の決定についてこれを準用する。

**第三百八十七条** 控訴審では、弁護士以外の者を弁護人に選任することはできない。

**第三百八十八条** 控訴審では、被告人のためにする弁論は、弁護人でなければ、これをすることができるない。

**第三百八十九条** 公判期日には、検察官及び弁護人は、控訴趣意書に基いて弁論をしなければならない。

されている被告人であつて、保釈又は勾留の執行停止をされているものについては、判決を宣告する公判期日への出頭を命じなければならない。ただし、重い疾病又は傷害その他のやむを得ない事由により被告人が当該公判期日に出頭することができると認めるとときは、この限りではない。

**第三百九十二条** 弁護人が出頭しないとき、又は弁護人の選任がないときは、この法律により弁護人を要する場合又は決定で弁護人を附した場合を除いては、検察官の陳述を聴いて判決をすることができる。

**第三百九十三条** 控訴裁判所は、控訴趣意書に包含された事項は、これを調査しなければならない。

控訴裁判所は、控訴趣意書に包含されない事項であつても、第三百七十七条乃至第三百八十二条及び第三百八十三条に規定する事由に関しては、職権で調査をすることができる。

**第三百九十四条** 控訴裁判所は、前条の調査をするについて必要があるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で事実の取調をすることができる。但し、第三百八十九条の二の疎明があつたものについては、刑の量定の不当又は判決に影響を及ぼすべき事実の誤認を証明するために欠くことのできない場合に限り、これを取り調べなければならない。

控訴裁判所は、必要があると認めるとときは、職権で、第一審判決後の刑の量定に影響を及ぼすべき情状につき取調をすることができる。

前二項の取調は、合議体の構成員にこれをさせ、又は地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。

この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第一項又は第二項の規定による取調をしたとができた証拠は、控訴審においても、これを証拠とすることができる。

**第三百九十五条** 控訴の申立が法令上の方式に違反し、又は控訴権の消滅後にされたものであるときは、判決で控訴を棄却しなければならない。

**第三百九十六条** 第三百七十七条乃至第三百八十九条の二、前条の規定にかかるわらず、控訴裁判所は、拘禁刑以上の刑に当たる罪で起訴することができる。

ときは、判決で控訴を棄却しなければならない。されど、事件を原裁判所に差し戻し、又は管轄裁判所に移送する判決である。

**第三百九十七条** 第三百七十七条乃至第三百八十二条及び第三百八十三条に規定する事由があるときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

**第三百九十八条** 不法に、管轄違を言い渡し、又は公訴を棄却したことを理由として原判決を破棄するときは、判決で事件を原裁判所に差し戻さなければならない。

**第三百九十九条** 不法に管轄を認めたことを理由として原判決を破棄するときは、判決で事件を管轄第一審裁判所に移送しなければならない。

但し、控訴裁判所は、その事件について第一審の管轄権を有するときは、第一審として審判をしなければならない。

**第四百条** 前二条に規定する理由以外の理由によつて原判決を破棄するときは、判決で、事件を原裁判所に差し戻し、又は原裁判所と同等の他の裁判所に移送しなければならない。但し、控訴裁判所は、訴訟記録並びに原裁判所及び控訴裁判所において取り調べた証拠によつて、直ちに判決をすることができるものと認めるときは、被告事件について更に判決をすることができる。

**第四百一条** 被告人の利益のため原判決を破棄する場合において、破棄の理由が控訴をした共同被告人に共通であるときは、その共同被告人のために原判決を破棄しなければならない。

たまに原判決を破棄しなければならない。

裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第一項又は第二項の規定による取調をしたときは、検察官及び弁護人は、その結果に基いて弁論をすることができる。

この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第一項又は第二項の規定による取調をしたときは、控訴審においても、これを証拠とすることができる。

**第四百二条** 被告人が控訴をし、又は被告人のため控訴をした事件については、原判決の刑より重い刑を言い渡すことはできない。

第一項又は第二項の規定による取調をしたときは、控訴審においても、これを証拠とすることができる。

**第四百三条** 原裁判所が不法に公訴棄却の決定をしなかつたときは、決定で公訴を棄却しなければならない。

第三百八十五条第二項の規定は、前項の決定についてこれを準用する。

**第四百三条の二** 即決裁判手続においてされた判決に対する控訴の申立ては、第三百八十四条の規定にかかるわらず、当該判決の言渡しにおいて示された罪となるべき事実について第三百八十二条に規定する事由があることを理由としては、これをすることができない。

原裁判所が即決裁判手続によって判決をした事件について、第三百九十七条第一項の規定にかかるわらず、控訴裁判所は、当該判決の言渡しにおいて示された罪となるべき事実について第三百八十二条に規定する事由があることを理由としては、これをすることができない。

原裁判所が即決裁判手続によって判決をした事件について、第三百九十七条第一項の規定にかかるわらず、控訴裁判所は、当該判決の言渡しにおいて示された罪となるべき事実について第三百八十二条に規定する事由があることを理由としては、原判決を破棄することができない。

原裁判所が即決裁判手続によって判決をした事件について、第三百九十七条第一項の規定にかかるわらず、控訴裁判所は、当該判決の言渡しにおいて示された罪となるべき事実について第三百八十二条に規定する事由があることを理由としては、原判決を破棄することができない。

原裁判所が即決裁判手続によって判決をした事件について、第三百九十七条第一項の規定にかかるわらず、控訴裁判所は、当該判決の言渡しにおいて示された罪となるべき事実について第三百八十二条に規定する事由があることを理由としては、原判決を破棄することができない。

原裁判所が即決裁判手続によって判決をした事件について、第三百九十七条第一項の規定にかかるわらず、控訴裁判所は、当該判決の言渡しにおいて示された罪となるべき事実について第三百八十二条に規定する事由があることを理由としては、原判決を破棄することができない。

原裁判所が即決裁判手続によって判決をした事件について、第三百九十七条第一項の規定にかかるわらず、控訴裁判所は、当該判決の言渡しにおいて示された罪となるべき事実について第三百八十二条に規定する事由があることを理由としては、原判決を破棄することができない。



裁判官がした裁判に対しても管轄地方裁判所に、その他の裁判官がした裁判に対してはその裁判官所属の裁判所にその裁判の取消し又は変更を請求することができる。

一 忌避の申立てを却下する裁判

二 勾留、保釈、押収又は押収物の還付に関する裁判

三 鑑定のため留置を命ずる裁判

四 訳人、鑑定人、通訳人又は翻訳人に対する過料又は費用の賠償を命ずる裁判

五 身体の検査を受ける者に対する過料又は費用の賠償を命ずる裁判

第四百二十条第三項の規定は、前項の請求についてこれを準用する。

第二百七条の二第二項（第二百二十四条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による措置に関する裁判に対しては、当該措置に係る者が第二百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者に該当しないことを理由として第一項の請求をすることができない。

第一項の請求を受けた地方裁判所又は家庭裁判所は、合議体で決定をしなければならない。

第一項第四号又は第五号の裁判の取消し又は変更の請求は、その裁判のあつた日から三日内にしなければならない。

前項の請求期間内及びその請求があつたときは、裁判の執行は、停止される。

第四百三十条 檢察官又は検察事務官のした第三十九条第三項の処分又は押収若しくは押収物の還付に関する処分に不服がある者は、その検察官又は検察事務官が所属する検察庁の対応する裁判所にその処分の取消又は変更を請求することができる。

方裁判所又は簡易裁判所にその処分の取消又は変更を請求することができる。

書を管轄裁判所に差し出さなければならない。

第四百三十二条 第二百二十四条、第四百二十六条及び第四百二十七条の規定は、第四百二十九条及び第四百三十条の規定が適用しない。

第四百三十三条 この法律により不服を申し立てることができない決定又は命令に対しても、第

四百五条に規定する事由があることを理由とする場合に限り、最高裁判所に特に抗告をすることができる。

前項の抗告の提起期間は、五日とする。

第四百三十四条 第四百二十三条、第四百二十四条及び第四百二十六条の規定は、この法律に特別の定のある場合を除いては、前条第一項の抗告についてこれを準用する。

第四編 再審

第四百三十五条 再審の請求は、左の場合において、有罪の言渡をした確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のために、これをすることができる。

一 原判決の証拠となつた証拠書類又は証拠物が確定判決により偽造又は変造であつたこと

二 原判決の証拠となつた証言、鑑定、通訳又は翻訳が確定判決により虚偽であつたことが証明されたとき。

三 有罪の言渡を受けた者を誣告した罪が確定判決により証明されたとき。但し、誣告により有罪の言渡を受けたときに限る。

四 原判決の証拠となつた裁判が確定裁判により変更されたとき。

五 特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を害した罪により有罪の言渡をした事件について、その権利の無効の審決が確定したとき、又は無効の判決があつたとき。

六 有罪の言渡を受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し、刑の言渡を受けた者に対して刑の免除を言い渡し、又は原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき明らかなる証拠をあらたに発見したとき。

七 原判決に関与した裁判官、原判決の証拠となつた証拠書類の作成に關与した裁判官又は原判決の証拠となつた書面を作成し若しくは供述をした検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が被告事件について職務に関する罪を犯したことが確定判決により証明されたとき。

八 但し、原判決をする前に裁判官、検察官、検察事務官又は司法警察職員に対して公訴の提起があつた場合には、原判決をした裁判所がその事實を知らなかつたときによる。

九 前項の規定による弁護人の選任は、再審の判決があるまでその効力を有する。

第十条 檢察官以外の者は、再審の請求をする場合には、弁護人を選任することができない。

第十四条 檢察官の選任は、再審の請求をする場合には、弁護人を選任することができる。

第十五条 檢察官の選任は、再審の請求をする場合には、弁護人を選任することができる。

第十六条 檢察官の選任は、再審の請求をする場合には、弁護人を選任することができる。

第十七条 檢察官の選任は、再審の請求をする場合には、弁護人を選任することができる。

第十八条 檢察官の選任は、再審の請求をする場合には、弁護人を選任することができる。

第十九条 檢察官の選任は、再審の請求をする場合には、弁護人を選任することができる。

第二十条 檢察官の選任は、再審の請求をする場合には、弁護人を選任することができる。

第二十一条 檢察官の選任は、再審の請求をする場合には、弁護人を選任することができる。

第二十二条 檢察官の選任は、再審の請求をする場合には、弁護人を選任することができる。

第二十三条 檢察官の選任は、再審の請求をする場合には、弁護人を選任することができる。

第二十四条 檢察官の選任は、再審の請求をする場合には、弁護人を選任することができる。

第二十五条 檢察官の選任は、再審の請求をする場合には、弁護人を選任することができる。

第二十六条 檢察官の選任は、再審の請求をする場合には、弁護人を選任することができる。

第二十七条 檢察官の選任は、再審の請求をする場合には、弁護人を選任することができる。

第二十八条 檢察官の選任は、再審の請求をする場合には、弁護人を選任することができる。

第二十九条 檢察官の選任は、再審の請求をする場合には、弁護人を選任することができる。

第三十条 檢察官の選任は、再審の請求をする場合には、弁護人を選任することができる。

第三十一条 檢察官の選任は、再審の請求をする場合には、弁護人を選任することができる。

第三十二条 檢察官の選任は、再審の請求をする場合には、弁護人を選任することができる。

第三十三条 檢察官の選任は、再審の請求をする場合には、弁護人を選任することができる。

一 前条第一号又は第二号に規定する事由があるとき。

二 原判決又はその証拠となつた証拠書類の作成に関与した裁判官について前条第七号に規定する事由があるとき。

三 第一审の確定判決に対する再審の請求をして、その上告棄却の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

四 第一审の確定判決に対する再審の請求をして、その上告棄却の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

五 第一审の確定判決に対する再審の請求をして、その上告棄却の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

六 第一审の確定判決に対する再審の請求をして、その上告棄却の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

七 第一审の確定判決に対する再審の請求をして、その上告棄却の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

八 第一审の確定判決に対する再審の請求をして、その上告棄却の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

九 第一审の確定判決に対する再審の請求をして、その上告棄却の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

十 第一审の確定判決に対する再審の請求をして、その上告棄却の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

十一 第一审の確定判決に対する再審の請求をして、その上告棄却の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

十二 第一审の確定判決に対する再審の請求をして、その上告棄却の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

十三 第一审の確定判決に対する再審の請求をして、その上告棄却の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

十四 第一审の確定判決に対する再審の請求をして、その上告棄却の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

十五 第一审の確定判決に対する再審の請求をして、その上告棄却の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

十六 第一审の確定判決に対する再審の請求をして、その上告棄却の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

十七 第一审の確定判決に対する再審の請求をして、その上告棄却の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

十八 第一审の確定判決に対する再審の請求をして、その上告棄却の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

十九 第一审の確定判決に対する再審の請求をして、その上告棄却の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

二十 第一审の確定判決に対する再審の請求をして、その上告棄却の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

二十一 第一审の確定判決に対する再審の請求をして、その上告棄却の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

二十二 第一审の確定判決に対する再審の請求をして、その上告棄却の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

二十三 第一审の確定判決に対する再審の請求をして、その上告棄却の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

二十四 第一审の確定判決に対する再審の請求をして、その上告棄却の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

二十五 第一审の確定判決に対する再審の請求をして、その上告棄却の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

二十六 第一审の確定判決に対する再審の請求をして、その上告棄却の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

二十七 第一审の確定判決に対する再審の請求をして、その上告棄却の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

二十八 第一审の確定判決に対する再審の請求をして、その上告棄却の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

二十九 第一审の確定判決に対する再審の請求をして、その上告棄却の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

三十 第一审の確定判決に対する再審の請求をして、その上告棄却の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

三十一 第一审の確定判決に対する再審の請求をして、その上告棄却の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

三十二 第一审の確定判決に対する再審の請求をして、その上告棄却の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

三十三 第一审の確定判決に対する再審の請求をして、その上告棄却の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

三十四 第一审の確定判決に対する再審の請求をして、その上告棄却の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

三十五 第一审の確定判決に対する再審の請求をして、その上告棄却の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

裁判があるまで刑の執行を停止することができること。

第四百四十三条 再審の請求は、これを取り下げることができる。

第四百四十四条 第三百六十六条の規定は、再審の請求及びその取下についてこれを準用する。

再審の請求を取り下げた者は、同一の理由によつては、更に再審の請求をすることができない。

再審の請求を受取った者は、同一の理由によつては、再審の請求をすることができない。



する。但し、第七十条第一項但書の場合、第四百八十三条第一項但書の場合その他その性質上裁判所又は裁判官が指揮すべき場合は、この限りでない。

上訴の裁判又は上訴の取下により下級の裁判所の裁判を執行する場合には、上訴裁判所に応する検察庁の検察官がこれを指揮する。但し、訴訟記録が下級の裁判所又はその裁判所に応する検察庁に在るときは、その裁判所に対応する検察庁の検察官が、これを指揮する。

**第四百七十三条** 裁判の執行の指揮は、書面でこれをし、これに裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を添えなければならない。但し、刑の執行を指揮する場合を除いては、裁判書の原本、謄本若しくは抄本又は裁判を記載した調書の謄本若しくは抄本に認印して、これをすることができる。

**第四百七十四条** 二以上の主刑の執行は、罰金及び科料を除いては、その重いものを先にする。但し、検察官は、重い刑の執行を停止して、他の刑の執行をさせることができる。

**第四百七十五条** 死刑の執行は、法務大臣の命令による。

前項の命令は、判決確定の日から六箇月以内にこれをしなければならない。但し、上訴権回復若しくは再審の請求、非常上告又は恩赦の出願若しくは申出がされその手続が終了するまでの期間及び共同被告人であつた者に対する判決が確定するまでの期間は、これをその期間に算入しない。

**第四百七十六条** 法務大臣が死刑の執行を命じたときは、五日以内にその執行をしなければならない。

**第四百七十七条** 死刑は、検察官、検察事務官及び刑事施設の長又はその代理者の立会いの上、これを執行しなければならない。

検察官又は刑事施設の長の許可を受けた者でなければ、刑場に入ることはできない。

**第四百七八条** 死刑の執行に立ち会つた検察事務官は、執行始末書を作り、検察官及び刑事施設の長又はその代理者とともに、これに署名押印しなければならない。

**第四百七十九条** 死刑の言渡を受けた者が心神喪失の状態に在るときは、法務大臣の命令によつて執行を停止する。

死刑の言渡を受けた女子が懷胎しているときは、法務大臣の命令によつて執行を停止する。

前二項の規定により死刑の執行を停止した場合には、心神喪失の状態が回復した後又は出産の後に法務大臣の命令がなければ、執行することはできない。

第四百七十五条第二項の規定は、前項の命令についてこれを準用する。この場合において、判決確定の日とあるのは、心神喪失の状態が回復した日又は出産の日と読み替えるものとする。

六 祖父母又は父母が年齢七十年以上又は重病若しくは不具で、他にこれを保護する親族がないとき。  
七 子又は孫が幼年で、他にこれを保護する親族がないとき。  
八 その他重大な事由があるとき。

**第四百八十三条** 第五百条に規定する申立の期間内及びその申立があつたときは、訴訟費用の負担を命ぜる裁判の執行は、その申立てにてつて



		二 第三百四十五条の二又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者であつて、裁判所の許可を受けないで本邦から出国し又は出国しようとしたもの
		三 正当な理由がなく、指定期間内に本邦に帰国せざ又は上陸しなかつた者
	四 前三号に掲げる者のほか、第三百四十五条の二又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者であつて、逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるもの	
	第五百九十四条の六 前条の規定による拘置は、	第三百四十五条の二又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者に対し理由を告げこれに関する陳述を聴いた後でなければ、することができない。ただし、その者が逃亡した場合は、この限りでない。
第六百九十四条の七 第四百九十四条の五の規定による拘置は、拘置状を発してしなければならない。	第六十四条、第七十条（第一項ただし書を除く。）、第七十一条、第七十二条、第七十三条第二項及び第三項並びに第七十四条の規定（これらの規定のうち勾留に関する部分に限る。）は、拘置状について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第三百四十五条の二（第四百四十六条第一項及び第三項、第七十二条、第七十三条第二項、第七十四条の七第一項及び第三項及第十七条第一項、第二項、第三項並びに第十四条第一項及び第三項）
第六百九十四条 罪名、公訴事実の要裁判に係る罰金の金額、罰金	罰金の裁判を告知した裁判所、當該裁判が確定した日、當該	四条（第四百二十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。」又は「第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者

第五条第五項並びに第九条第一項及び第二項、第八十七条第一項		第六十九条	第四百九十四条の八	第三百四十五条の二(第四百四十九十四条の三の規定による決定を受けた者を拘置したときは、その法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうちその決定を受けた者の指定する者一人にその旨を通知しなければならない。	第六十九条、第八十二条から第八十七条まで、第九十二条第二項及び第九十五条の規定並びに第九十六条第一項(第二号及び第六号に係る部分に限る)、第九十八条及び第九十八条の二の規定(これららの規定のうち勾留の執行停止に関する部分に限る)は、第四百九十四条の五の規定による拘置について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第六十四条被告人の勾留すべき裁判官又は受命裁判	第六十一条第二項の勾留すべき裁判官又は受命裁判	第六十一条第一項の勾留すべき裁判官又は受命裁判	第六十一条第一項の拘置すべき場合における留置の期間
第八十二条第一項及び第二項、第八十七条第一項	第五十七条乃至第六十二条第一項	第五十七条乃至第六十五条第一项及び前条	第四百九十四条の八	第三百四十五条の二(第四百四十九十四条の三の規定による決定を受けた者を拘置したときは、その法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうちその決定を受けた者の指定する者一人にその旨を通知しなければならない。	第六十九条、第八十二条から第八十七条まで、第九十二条第二項及び第九十五条の規定並びに第九十六条第一項(第二号及び第六号に係る部分に限る)、第九十八条及び第九十八条の二の規定(これららの規定のうち勾留の執行停止に関する部分に限る)は、第四百九十四条の五の規定による拘置について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第六十四条被告人の勾留すべき裁判官又は受命裁判	第六十一条第二項の勾留すべき裁判官又は受命裁判	第六十一条第一項の勾留すべき裁判官又は受命裁判	第六十一条第一項の拘置すべき場合における留置の期間
被 告 人	者	第十二第一項	第 四 百 九 十 四 条 の 一	第 四 百 九 十 四 条 の 二	第 四 百 九 十 四 条 の 三	第 四 百 九 十 四 条 の 四	第 四 百 九 十 四 条 の 五	第 四 百 九 十 四 条 の 六	第 四 百 九 十 四 条 の 七
被 告 人	者	第 八 十 七 条 第 一 項	第 八 十 二 条 第 一 項	第 八 十 二 条 第 二 項	第 八 十 二 条 第 三 項	第 八 十 二 条 第 四 項	第 八 十 二 条 第 五 項	第 八 十 二 条 第 六 項	第 八 十 二 条 第 七 項

第九十八条の二	第九十八条第一項及び第二項	第六号	第九十六条第一項第二号及び第六号	第五十五条第一項	第五十五条第二項	第五十五条第三項	第五十二条第一項	第八十四条第一項	第八十四条第二項	第八十三条第三項	第八十三条第三項	第八十二条第二項及び第八十七条第一項	第八十二条第一項及び第八十七条第一項	第八十二条第一項及び第八十七条第一項
被告人に 被告人が	被告人	被告人	被告人	被告人	被告人	被告人を	様である も、前項と同様	被告人及び弁護人を れらの	被告人及び弁護人を れらの	被告人が がないとき	被告人が がないとき	被告人及びそ の者	拘置されている者	拘置されている者
その者に その者が	拘置の執行停止を 取り消された者が	拘置の執行停止を されている者	拘置の執行停止を される者	拘置の執行停止を されている者	拘置の執行停止を される者	拘置の意見	は、検察官の意見	を聴かなければな らない	を聴かなければな らない	その者に異議がな いとき	その者に異議がな いとき	その者	拘置されている者	拘置された裁判所

**第四百九十四条の九** 指定期間を指定されて拘置の執行停止をされた者が、正当な理由がなく、当該期間の終期として指定された日時に、出頭しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。

**第四百九十四条の十** 第四百九十四条の五の規定による拘置をした裁判所の許可を受けないで指定された期間を超えて制限された住居を離れてはならない旨の条件を付されて拘置された期間を超えて拘置の執行停止をされた者が、当該条件に係る住居を離れ、当該許可を受けないで、正当な理由がなく、当該期間を超えて当該住居に帰着しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。

前項の者が、第四百九十四条の五の規定による拘置をした裁判所の許可を受けて同項の住居を離れ、正当な理由がなく、当該住居を離れることがでできる期間として指定された期間を超えて当該住居に帰着しないときも、同項と同様とする。

**第四百九十四条の十一** 拘置の執行停止を取り消され、検察官から出頭を命ぜられた者が、正当な理由がなく、指定された日時及び場所に出頭しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。

**第四百九十四条の十二** 第三百四十五条の二又は第四百九十四条の三の規定による決定をした裁判所は、第四百九十四条の六に規定する手続のため必要があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、決定で、当該第三百四十五条の二又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者に対し、指定する日時及び場所に出席することを命ずることができる。

前項の規定による決定をした裁判所は、当該決定を受けた者が、正当な理由がなく、これに応じないとき、又は応じないそれがあるときは、その者を同項の規定により指定した場所に勾引することができる。

第五十九条、第六十二条、第六十四条、第六十五条、第六十七条、第六十九条、第七十条第一項、第七十一条、第七十二条、第七十三条第一項及び第三項、第七十四条並びに第七十五条の規定（これらの規定のうち勾引に関する部分に限る。）は、前項の規定による勾引について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それと同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。





2 この附則で、「新法」とは、この法律による  
改正後の刑事訴訟法をいい、「旧法」とは、從  
前の刑事訴訟法をいう。

3 新法は、特別の定がある場合を除いては、新  
法施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧  
法によつて生じた効力を妨げない。

4 前項但書の場合において、旧法によつてしま  
た訴訟手続が新法にこれに相当する規定があるも  
のは、新法によつてしたものとみなす。

5 新法施行前に正式裁判の請求をした事件で新  
法施行後にその取下のあつたものの訴訟費用の  
負担については、新法施行後も、なお従前の例  
による。

6 新法施行の際すでに控訴趣意書の差出期間を  
経過した事件の控訴裁判所における事実の取調  
については、新法施行後も、なお旧法第三百九  
十三条第一項但書の規定を適用する。

7 新法施行前すでに略式命令の請求があつた事  
件の略式手続については、なお従前の例によ  
る。正式裁判の請求ができる期間に  
ついても、同様である。

8 前項前段の事件で、被告人に対し略式命令の  
謄本の送達がなくて新法施行前すでに略式命令  
の請求があつた日からまだ二箇月を経過してい  
つては、公訴の提起は、さかのぼつてその効  
力を失つたものとする。但し、新法施行前まで  
に裁判所が旧法第四百六十三条の規定により通  
常の規定に従い審判をすることとした事件及び  
新法施行前すでに被告人に対し略式命令の謄本  
が送達された事件については、この限りでな  
い。

9 第七項前段の事件で、新法施行の際略式命令  
の請求があつた日からまだ二箇月を経過してい  
ないものについては、新法第四百六十三条の二  
の規定の適用があるものとする。この場合に  
は、前項但書の規定を準用する。

10 新法施行の際まだ略式命令の請求をしていな  
い事件であつても、新法施行の際すでに検察官  
から被疑者に対し略式命令の請求をすることを  
告げているものについては、これを告げた日か  
ら七日を経過した後であつて、且つ、略式手続  
によることについて被疑者に異議がない場合に  
は、新法第四百六十二条の二及び第四百六十二  
条第二項の規定にかかるわらず、略式命令をする  
ことができる。

三十一年までの間ににおいて政令で定める。

附 則（昭和二十九年四月一日法律第五七三号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和二十九年八月三十一日まで  
の間において政令で定める日から施行する。但  
し、刑法第一条第二項の改正規定及び附則第三  
項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年六月八日法律第一六〇八号）

（昭和三年四月三〇日法律第一〇八号）  
この法律は、公布の日から起算して二十日を  
経過した日から施行する。

附 則（昭和四年五月一一日法律第四二二号）  
この法律（第一条を除く。）は、昭和四十六  
年七月一日から施行する。

附 則（昭和五年五月二一日法律第二二三号）  
この法律は、公布の日から起算して九十日を  
超えない範囲内において政令で定める日から施  
行する。

この法律の施行前に生じた訴訟費用について  
は、この法律による改正後の刑事訴訟法第百八  
一条第三項ただし書の規定は、適用しない。

この法律による改正後の刑事訴訟法第百八十  
八条の二の規定は、この法律の施行後に無罪の  
判決が確定した事件につきこの法律の施行前  
に生じた費用についても適用する。

検察官のみが上訴をした場合において、その  
上訴がこの法律の施行前に棄却され又は取り下  
げられたときは、上訴によりその審級において  
生じた費用の補償については、なお従前の例に  
よる。

4 この法律による改正前の刑事訴訟法第三百七  
十条第一項の規定による補償の請求及び前項の  
規定により従前の例によることとされる補償の  
請求がされている場合には、改正前の同法第三  
百六十八条の規定及び同条の規定の例により補  
償される費用については、改正後の同法第百八  
十条の二第一項の補償をしない。

（施行期日）  
1 この法律は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の施行の日（昭和五十五年十月一日）から施行する。  
（経過措置）

2 この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、なお従前の例による。

3 前項の事件に関し執行官が受けた手数料及び支払又は償還を受ける費用の額については、同項の規定にかかわらず、最高裁判所規則の定めによるところによる。

附 則（昭和六一年五月二三日法律第六六号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和六三年一二月一三日法律第九三号）抄  
（施行期日）  
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成三年四月一七日法律第三一  
号）抄  
（施行期日）  
1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。  
（逮捕及び勾留に関する経過措置）  
4 この法律の施行前に犯した刑法の罪に係る刑事訴訟法第六十条第三項、第一百九十九条第一項及び第二百七十七条の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成四年四月二日法律第三〇  
号）抄  
（施行期日）  
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成七年五月一二日法律第九一  
号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十一日を経過した日から施行する。

**（刑事訴訟法）**一部改正に伴う経過措置

**第一条** この法律は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「情報公開法」という。）の施行の日から施行する。

**附 則**（平成一一年八月一八日法律第一三八号）抄

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

**附 則**（平成一一年一二月七日法律第一四七号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

**第三条** 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により從前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお從前の例による。

一から二十五まで 略

**附 則**（平成二年五月一九日法律第七四号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中刑事訴訟法第二百三十五条の改正規定及び第二条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

二 第一条中刑事訴訟法第百五十七条の次に三條を加える改正規定（第百五十七条の四に係る



日以後、勾留を請求され、又は勾留状が発せられたるに被疑者が貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは裁判官に対して弁護人の選任を請求することができる旨並びに裁判官に対しても弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、その勾留の請求を受けた裁判官の所属する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会に弁護人の選任の申出をしていなければならぬ旨を教示することがができる。

2 檢察官又は司法警察員が前項の規定による教示をした被疑者については、当該事件について重ねて前条の規定による教示をすることを要しない。

**第五条** 新法第二百八十五条の規定は、この法律の施行の日前に検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は贋写の機会を与えた証拠に係る複製等については、適用しない。  
(第一条の規定による刑事訴訟法の一部改正に伴う経過措置)

**第七条** 附則第三条及び第四条の規定は、第二条の規定による改正後の刑事訴訟法第三十七条の二第一項の規定により新たに同項の請求をすることができることとなり、又は引き続き勾留を請求された場合において同項の請求をすることができることとなる被疑者について準用する。この場合において、これらの規定中「附則第一条第一号」とあるのは、「附則第一条第二号」と読み替えるものとする。

### 附 則 (平成一六年一二月八日法律第一五六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三条 (施行措置)  
この法律の施行前に犯した罪の公訴時効の期間については、第二条の規定による改正後の刑事訴訟法第二百五十条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 附 則 (平成一七年五月二十五日法律第五〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えて二年を超過した日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えて二年を超過した日から施行する。

<p><b>第六号</b> (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。</p> <p><b>附 則 (平成一八年五月八日法律第三六四号) 抄</b></p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。</p> <p><b>附 則 (平成一九年五月二三日法律第五四号) 抄</b></p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。</p> <p><b>附 則 (平成一九年五月三十日法律第六〇号) 抄</b></p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。</p> <p><b>附 則 (平成一九年五月三十日法律第六五号) 抄</b></p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。</p> <p><b>附 則 (平成一九年六月二七日法律第九五号) 抄</b></p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>附 則 (平成一九年六月二七日法律第九五号) 抄</b></p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
---

<p><b>附 則 (平成二二年四月二七日法律第二六号) 抄</b></p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>附 則 (平成二二年四月二七日法律第二六号) 抄</b></p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>附 則 (平成二三年四月二七日法律第六二六号) 抄</b></p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>附 則 (平成二三年六月三日法律第六二六号) 抄</b></p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>附 則 (平成二三年六月三日法律第六二六号) 抄</b></p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>附 則 (平成二三年六月三日法律第六二六号) 抄</b></p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
--

<p><b>附 則 (平成二二年七月一日法律第六六号) 抄</b></p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
--

(経過措置)

**第八条** 施行日前にした行為に対する罰則の適用  
日の前日までの間に、**前項**の規定の適用については、同項  
七条の四第二項の規定の適用については、同項  
中「以下同じ」とあるのは、「第三百六十六条の  
十四第二号を除き、以下同じ」とする。

については、なお従前の例による。

附見金匱二十三年六月一十六日清行第四  
九房) 沙

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

八六号抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月  
（施行期日）

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## (罰則の適用等に関する経過措置)

**第十四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二六年六月二十五日法律第七  
九号） 沙

(施行期日等)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則（平成二八年六月三日法律第五四号）

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。

三 該名号は定める日から施行する。  
一 附則第九条第三項の規定 公布の日

二 第一条（刑事訴訟法第九十条、第一百五十一  
条及び第一百六十二条の改正規定に限る。）、第

三条、第五条及び第八条の規定並びに附則第三条及び第五条の規定  
公布の日から起算

三條及び第五条の規定  
て二十日を経過した日  
公有の日から起算し

三 第一条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び第六条の規定並びに次条並びに附則第四

条、第六条、第八条、第十条、第十一条（裁判員の参加）、第十二条（裁判）、第十三条（立法院）

半員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）第六十四条第一項の表第四十三条第四項、第六十九条、第七十六

四 条第二項、第八十五条、第百八十二条第三項、第百二十五条第一項、第百六十三条第一項、第百六十九条、第二百七十八条の二第二項、第二百九十七条第二項、第三百十六条の十一の項及び第六十五条第四項の改正規定に限る。) 及び第十二条から第十五条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第二条(刑事訴訟法第三百一条の次に一条を加える改正規定を除く。) 及び第四条の規定並びに附則第七条及び第十一条(前号に掲げる改正規定を除く。)の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(第一条の規定による刑事訴訟法の一部改正に伴う経過措置)

二条 裁判所は、前条第三号に掲げる規定の施行の際現に勾引状により留置されている被告人に対し、速やかに、第一条の規定による改正後の刑事訴訟法(以下「第一条による改正後の法第七十七条第二項による改正後法」という。)第七十六条第二項に規定する事項を教示しなければならない。ただし、被告人に弁護人があるときは又は被告人が釈放されたときは、この限りでない。

裁判所は、前条第三号に掲げる規定の施行の際現に勾留されている被告人(逮捕又は勾引により留置されている者に限る。)に対し、速やかに、第一条による改正後の法第七十七条第二項に規定する事項を教示しなければならない。ただし、被告人に弁護人があるときは又は被告人が釈放されたときは、この限りでない。

第一条による改正後の法第七十六条第三項及び第四項の規定は前条第三号に掲げる規定の施行の際現に勾引状により留置されている被告人に対する第一項の規定による教示について、第一条による改正後の法第七十六条第三項の規定は同号に掲げる規定の施行の際現に勾留されている被告人に対する第二項の規定による教示並びに前項の規定による告知及び教示について、それぞれ準用する。

**第三条** 裁判所は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という）。前においても、勾引された被告人に対し、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示することができる。この場合においては、第一条の規定による教示をされた被告人については、当該事件について重ねて前条第一項の規定による教示をすることを要しない。

**3** 裁判所は、第三号施行日前においても、第一条による改正前の法第六十一条本文の規定により被告事件を告げられる被告人（勾引に引き続き同条本文の規定により被告事件を告げられる被告人を除く。）又は勾留されている被告人（逮捕又は勾引に引き続き勾留されている被告人を除く。）に対し、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示することができる。この場合においては、第一条による改正前の法第七十六条第二項の規定を準用する。前項の規定による教示をされた被告人については、当該事件について重ねて前条第二項の規定による教示をすることを要しない。

**4** 裁判官は逮捕に引き続き第一条による改正前の法第二百八十一条第一項の規定により被告事件を告げられる被告人に対し、裁判所は勾引に引き続き第一条による改正前の法第六十一条本文の規定により被告事件を告げられる被告人又は勾留されている被告人（逮捕又は勾引に引き続き勾留されている者に限る。）に対し、それぞれ、第三号施行日前においても、第一条による改正前の法第七十七条第一項に規定する事項を告げるとともに、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができるもの及びその申出先を教示することができる旨及びその申出先を教示することができる。この場合においては、第一条による改正前の法第七十六条第二項の規定を準用する。

**5** 前項の規定による告知及び教示をすることを要しない。

**第四条** 司法警察員は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に逮捕されている被疑者人については、当該事件について重ねて前条第三項の規定による告知及び教示をすることを要しない。

2 檢察官は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際に逮捕されている被疑者（前項に規定する被疑者を除く。）に対し、速やかに、第一条による改正後の法第二百三条第三項に規定する事項を教示しなければならない。ただし、被疑者に弁護人があるとき又は被疑者が釈放されたときは、この限りでない。

3 檢察官は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際に第一条による改正後の法第三十七条の二第一項に規定する事件について勾留されている被疑者に対し、速やかに、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出手続きを示しなければならない。ただし、被疑者に弁護人がないときは又は被疑者が釈放されたときは、この限りでない。

4 檢察官は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際に勾留されている被疑者（前項に規定する被疑者を除く。）に対し、速やかに、弁護人を選任することができる旨を告げるとともに、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出手続きを示しなければならない。ただし、被疑者が釈放されたときは、この限りでない。

第五条 檢察官又は司法警察員は、第三号施行日前においても、逮捕されている被疑者に対し、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出手続きを示すことができる。

2 前項の規定による教示をされた被疑者については、当該事件について重ねて前条第一項又は第二項の規定による教示をすることを要しない。

3 檢察官は、第三号施行日においても、第一条による改正前の法第三十七条の二第一項に規定する事件について勾留されている被疑者に対し、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出手続きを示すことができる。

4 前項の規定による教示をされた被疑者については、当該事件について重ねて前条第三項及びその申出手続きを示すことができる。





四 定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日  
第一条中刑事訴訟法第百九十九条第二項の

法第四条の改正規定、附則第十九条中日国連地位協定刑事特別法第四条の改正規定、附則第二十一条から第二十三条までの規定、附則第二十六条中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第六十四条第一項の表第四十三条第一項、第六十九条、第七十六条第三項、第八十五条、第八十八条第三項、第一百二十五条第一項、第一百六十三条第一項、第一百六十九条、第一百七十八条の二第一項、第二百九十七条第二項、第三百十六条の十一の項の改正規定（第一百六十九条）の下に「（第二百七十二条の八第一項及び第四項）を加える部分に限る。」附則第三十三条及び第三十四条规定並びに附則第三十五条のうち刑法等一部改正法第三条中刑事訴訟法第三百四十三条の改正規定の改正規定（公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日）第一条中刑事訴訟法第一編第八章に二十三条を加える改正規定（第九十八条の四から第九十八条の十一までに係る部分に限る。）及び次条第三項の規定（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定め

条第二号の改正規定、附則第二十九条の規定、附則第三十二条中少年鑑別所法第二百五十五条第三号の改正規定並びに附則第三十七条中刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律第四百七十九条の改正規定（公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日）七 附則第五条第三項、第六条第三項、第八条第五項から第七項まで、第十条第二項並びに第十一条第三項及び第四項の規定（刑法等一部改正法の施行の日（以下「刑法等一部改正法施行日」という。）（この法律の施行の日の前日までの間の読み替え等）  
**第二条** 第一条の規定による改正後の刑事訴訟法（以下「新刑事訴訟法」という。）目次中「第十九十八条の二十四」とあるのは、第三号施行日から前条第五号に掲げる規定の施行の日（以下の項及び第三項において「第五号施行日」という。）の前日までの間は「第九十八条の三」と、第五号施行日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間は「第九十八条の十一」とする。

は、保釈された者が第三号施行日以後に逃亡した場合における保証金の没取について、適用する。

3 るのは、「禁錮」とする。  
刑法等一部改正法の施行前にした行為に係る罪に關しては、刑法等一部改正法施行日以後における第一項の規定の適用については、刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（以下この項及び附則第八条第六項において「令和四年改正前刑法」という。）第十二条に規定する懲役（次条第三項並びに附則第八条第五項及び第七項並びに第十一条第三項及び第四項において「懲役」という。）又は令和四年改正前刑法第十三条に規定する禁錮（次条第三項並びに附則第八条第五項及び第七項並びに第十一条第三項及び第四項において「禁錮」という。）に当たる罪は、それぞれ拘禁刑に当たる罪とみなす。  
(出国制限に関する経過措置)  
**第六条** 新刑事訴訟法第三百四十二条の二から第三百四十二条の八まで、第四百三条の三、第四百七十九条の二、第四百八十三条の二及び第四百八十五条の二の規定は附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（以下「第六号施行日」という。）以後に拘禁刑以上の刑に處する判決の宣告を受けた者について、新刑事訴訟法第三百

六 第一条中刑事訴訟法第三百四十二条の次に七条を加える改正規定、同法第三百四十五条の次に三条を加える改正規定、同法第四百三条の二の次に二条を加える改正規定、同法第四百六十九条に一項を加える改正規定、同法第四百七十九条の次に一条を加える改正規定、同法第四百八十三条の次に十三条を加える改正規定並びに第三条（第七十二条第一号を削る改正規定を除く。）の規定並びに附則第六条第一項及び第二項、第七条第二項、第八条第三項並びに第十一条第一項及び第二項の規定、附則第十三条中刑事事補償法第一条第二項の改正規定、附則第十八条の規定、附則第二十四条中国際受刑者移送法第二十一条の改正規定（「第四百八十四条」を「第四百八十四条から第四百八十五条まで、第四百八十六条」に改める部分に限る。）、附則第二十六条中裁判員の参加する裁判裁判に関する法律第八十三条第三項の改正規定、附則第二十七条中刑事収容施設及び収容者等の規則に関する法律第二百二十二

3 第三号施行日から施行日の前日までの間ににおける新刑事訴訟法第九十六条第七項の規定の適用については、同項中「含む。第九十八条の十七第一項第二号及び第四号において同じ」とあるのは、「含む」とする。

3 第五号施行日から施行日の前日までの間ににおける新刑事訴訟法第九十八条の四第二項の規定の適用については、同項中「、第九十八条の十一及び第九十八条の十八第三項」とあるのは、「及び第九十八条の十一」とする。  
(保証金の没収等に関する経過措置)

3 第三条 新刑事訴訟法第九十六条第三項及び第六項(保釈を取り消された者が逃亡した場合に係る部分に限る)の規定は、保釈を取り消された者が第三号施行日以後に逃亡した場合における保証金の没収について、適用する。

2 新刑事訴訟法第九十六条第四項の規定は、保釈又は勾留の執行停止をされている被告人が第三号施行日以後に逃亡した場合における保釈又は勾留の執行停止の取消しについて、適用する。

2 新刑事訴訟法第九十六条第七項(保釈された者が逃亡した場合(刑の執行のため呼出しを受ける場合を除く。)に係る部分を除く。)の規定

七項及び第九項、第一百四十九条の五第二項  
(第二号イに係る部分に限る。)並びに第三百十  
二条の二第一項、同条第四項において読み替え  
て準用する新刑事訴訟法第二百七十二条の六第  
五項及び第二百七十二条の八第一項並びに新刑  
事訴訟法第四百六十八条第四項の規定の適用に  
ついては新刑事訴訟法第二百七十二条の二第一  
項第一号イに掲げる事件とみなす。

(控訴裁判所による出頭命令に関する経過措置)  
**第五条** 控訴裁判所は、第三号施行日以後に判決  
を宣告する場合にあつては、刑事訴訟法第三百  
九十条の規定にかわらず、第三号施行日前に  
おいても、拘禁刑以上の刑に当たる罪で起訴さ  
れている被告人であつて、保釈又は勾留の執行  
停止をされているものについて、新刑事訴訟法  
第三百九十条の二の規定の例により、判決を宣  
告する公判期日への出頭を命ずることができ  
る。この場合においては、当該命令は、第三号  
施行日以降は、同条の規定によりされた命令と  
みなす。

附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日  
(以下「第二号施行日」という。)から刑法等一  
部改正法施行日の前日までの間ににおける前項の  
規定の適用については、同項中「拘禁刑」を「

四十五条の二から第三百四十五条の四まで、第四百十三条の四、第四百六十九条第二項、第四百九十二条の二及び第四百九十四条の二から第四百九十四条の十四までの規定は第六号施行日以後に罰金の裁判の告知を受けた者について、それぞれ適用する。

第六号施行日が刑法等一部改正法施行日前である場合には、第六号施行日から刑法等一部改正法施行日の前日までの間ににおける前項の規定の適用については、同項中「禁錮」とあるのは、「禁錮」とする。

刑法等一部改正法施行日以後における第一項の規定の適用については、懲役又は禁錮に処する判決は、それぞれ拘禁刑に処する判決とみなす。

(刑事訴訟法に係る罰則に関する経過措置等)

**第七条** 第三号施行日から刑法等一部改正法施行日の前日までの間ににおける新刑事訴訟法第九十五条の二、第九十五条の三、第九十八条の三、第二百八十八条の三から第二百八条の五まで、第二百七十八条の二、三百四十三条の三及び第四百八十四条の二の規定の適用については、これらの規定(新刑事訴訟法第九十五条の三第二項及び第二百八条の四第二項を除く。)中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法等一部改正法施行日以後における刑法等一部改正法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

第六号施行日が刑法等一部改正法施行日前である場合には、第六号施行日から刑法等一部改正法施行日の前日までの間ににおける新刑事訴訟法第四百九十四条の九から第四百九十四条の十までの規定(新刑事訴訟法第四百九十四条の十第二項を除く。)中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法等一部改正法施行日以後における刑法等一部改正法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

(刑事訴訟法に係る拘禁刑に関する経過措置等)

**第八条** 第三号施行日から刑法等一部改正法施行日の前日までの間ににおける新刑事訴訟法第九十六条第四項に規定する拘禁刑以上の刑に処する判決に係る新刑事訴訟法の規定の適用については、同項中「拘禁刑以上」とあるのは「禁錮以上」と、「拘禁刑の」とあるのは「懲役又は禁錮の」とする。

項、第九十八条の十七第四項並びに第九十八条の二十第一項、第三項及び第六項の規定（次項において「第四百八十九条の一読替適用規定」という。）の適用については、懲役又は禁錮に処する判決は、それぞれ拘禁刑に処する判決とみなす。

6 刑法等一部改正法施行日以後における新刑事訴訟法第九十六条第七項、第九十八条の十七第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第四百八十九条の一の規定並びに第四百八十九条の二の規定の適用については、令和四年改正前刑法第十六条に規定する拘留に処する判決とは、拘留に処する判決とみなす。

7 刑法等一部改正法の施行前にした行為に係る罪については、刑法等一部改正法施行日以後における新刑事訴訟法第三百九十条の二及び第四百八十二条の二の規定の適用については、懲役又は禁錮に当たる罪は、それぞれ拘禁刑に当たる罪とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四十条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和五年六月一六日法律第五六〇号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定並びに附則第四条第一項及び第五条の規定 公布の日

二 第三条中刑事訴訟法第三百二十二条の二の規定に加える改正規定及び同法第三百二十三条の改正規定並びに附則第四条第三項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 附則第十九条の規定 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）附則第一条第四号に定める日

（罰則の適用に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為の处罚については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお從前の例によることとされる場合における第一条の規定による改正前の刑法（以下「旧刑法」という。）第一百七十六条から第一百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者は、第三条の規定による改正後の刑事訴訟法（以下「新刑事訴訟法」という。）第一百五十七条の六第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる者とみなす。

3 第一項の規定によりなお從前の例によることとされる場合における旧刑法第一百七十六条から第一百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件は、新刑事訴訟法第二百九十条の二第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる事件とみなす。

4 第一項の規定によりなお從前の例によることとされる場合における旧刑法第一百七十六条から第一百七十八条までの罪は、新刑事訴訟法第三百十六条の三十三第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる罪とみなす。

（刑事訴訟法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日からこの法律の施行の日（次条第二項及び附則第十一条第二項において「施行日」という。）の前日までの間における第二条の規定による改正後の刑事訴訟法（以下この項及び次条において「第二条改正後刑事訴訟法」という。）第二百五十条第三項及び第四項の規定の適用については、刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号）附則第二条第一項の規定によりなお從前の例によることとされる場合における同法による改正前の刑法（以下この条において「從前の例による平成二十九年改正前刑法」という。）第一百七十八条の二の罪又はその未遂罪は、第二条改正後刑事訴訟法第二百五十条第三項第二号に掲げる罪とみなし、從前の例による平成二十九年改正前刑法第一百八十二条第三項（人を負傷させたときに限る。）の罪又はその未遂罪は、第二条改正後刑事訴訟法第二百五十条第三項第三号に掲げる罪とみなす。

5 新刑事訴訟法第二百五十条第三項及び第四項の規定の適用については、附則第二条第一項の規定によりなお從前の例によることとされる場合における旧刑法第一百七十六条から第一百七十八条までの罪若しくは第一百七十八条の二の罪又はその未遂罪は、第二条改正後刑事訴訟法第二百五十条第三項第一号に掲げる罪とみなす。

る罪とみなす。附則第二条第一項の規定によりなお従前の例による従前の例によることとされる場合における旧刑法第百七十七条若しくは第百七十八条の二の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は従前の例による平成二十九年改正前刑法第百七十八条の二の罪若しくはその未遂罪は、新刑事訴訟法第二百五十条第三項第一号に掲げる罪とみなす。正罰刑法第二百四十四条前段の罪若しくはその未遂罪は、新刑事訴訟法第二百五十条第三項第一号に掲げる罪とみなす。

附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第百七十七条若しくは第百七十八条までの罪若しくはこれらの罪又は従前の例による平成二十九年改正前刑法第百七十八条の二の罪若しくはその未遂罪は、新刑事訴訟法第二百五十条第三項第一号に掲げる罪とみなす。正罰刑法第二百四十四条前段の罪若しくはその未遂罪は、新刑事訴訟法第二百五十条第三項第一号に掲げる罪とみなす。

附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第百七十七条若しくは第百七十八条までの罪若しくはこれらの罪又は従前の例による平成二十九年改正前刑法第百七十八条の二の罪若しくはその未遂罪は、新刑事訴訟法第二百五十条第三項第一号に掲げる罪とみなす。正罰刑法第二百四十四条前段の罪若しくはその未遂罪は、新刑事訴訟法第二百五十条第三項第一号に掲げる罪とみなす。

並びに第四百二十九条第三項の規定の適用については改正後の刑事訴訟法第二百一条の二第一項第一号イに掲げる事件とみなし、改正後の刑事訴訟法第二百七十二条の二第一項、第二百七十三条の五第一項（第一号イに係る部分に限る。）、第二百七十二条の六、第二百七十二条の八第一項及び第四項、第二百九十九条の四第二項、第四項、第七項及び第九項、第二百九十九条の五第二項、（第二号イに係る部分に限る。）並びに第三百十二条の二第一項、同条第四項において読み替えて準用する改正後の刑事訴訟法第二百七十二条の六第五項及び第二百七十二条の八第一項並びに改正後の刑事訴訟法第四百六十八条第四項の規定の適用については改正後の刑事訴訟法第二百七十二条の二第一項第一号イに掲げる事件とみなす。

附則第二条第一項の規定によりなお前前の例によることとされる場合における旧刑法第二百七十六条から第二百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第二十二条の規定による改正後の犯罪被害者等の権利利益の保護を図るためにの刑事手続に付随する措置に関する法律第二十二条第一項及び第四十六条第一項の規定の適用については、改正後の刑事訴訟法第二百七十二条の二第一項第一号イに掲げる事件とみなす。

（第一項）とする。

（検討等）

2 政府は、前項の検討がより実証的なものとなるよう、性的な被害を申告することの困難さその他の的な被害の実態について、必要な調査を行ふものとする。

（周知）

**第二十一条** 政府は、新刑法等の規定が、性的な被害の実態及びこれに対する社会の意識の変化に対応して、刑罰を伴う新たな行為規範を定めるものであることに鑑み、その趣旨及び内容について国民に周知を図るものとする。

**附 則**（令和五年六月二三日法律第六七号）抄  
（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二十九日を経過した日から施行する。

**附 則**（令和五年一二月一三日法律第八四号）抄  
（施行期日）

（刑事訴訟法等の一部改正に伴う経過措置）

**第十二条** 附則第八条の規定によりなお從前の例によることとされる場合における第一条改正前の大麻法の罪は、前条（第一号に係る部分に限る。）の規定による改正後の刑事訴訟法第三百五十五条の一（第二項第四号ロに係る部分に限る。）の規定の適用については、大麻草の栽培の規制に関する法律の罪とみなす。